確認申請における建築設備の
審査時チェックリスト

令和２年４月 作成
令和４年４月 改訂

近畿建築行政会議建築設備部会

本チェックリストについて

確認申請図書の審査については、「確認審査等に関する指針」（平19国交告第835号）により、建築基準法施行規則第１条の３第1項表1及び表2、第4項表1に掲げる明示すべき事項（以下、「明示すべき事項」）に基づき、建築基準関係規定に適合しているかどうかを審査する必要があります。

しかし、申請時には審査に必要な図書の添付が漏れていたり、明示すべき事項の記述が漏れていたりすることがあります。また、新規採用職員や人事異動により初めて建築設備の審査に携わる職員が、建築基準関係規定にもとづく審査に困難を感じることがあります。

これらを踏まえ、建築設備部会では建築設備の審査において、図書の添付漏れや記述漏れの防止及び審査経験の浅い職員向けに審査技術の向上を目的として「確認申請における建築設備の審査時チェックリスト」を作成しました。

本チェックリストについては、明示すべき事項に基づき、建築設備の審査するポイントやその根拠規定を一覧表にまとめていますので、ご活用いただければ幸いです。

また、巻末には建築基準法施行規則第１条の３に掲げる明示すべき事項をベースとした申請図書の記載例を参考図書として掲載しています。審査の際にご参考にしていただければ幸いです。

※本チェックリスト使用に際しての注意事項

①あくまで参考資料であり、審査するポイントは、審査機関等によって異なるケースがありますのでご注意ください。また、実際の使用については「任意」とします。

②建築物の規模や用途に関わらず使用可能としていますが、全ての建築設備を網羅しているわけではありませんので、ご注意ください。

凡　例

○本書に使用している略語は、それぞれ次のとおりである。

略称	法 規 等 名 称
法	建築基準法
令	建築基準法施行令
規則	建築基準法施行規則
国交告	国土交通省告示
建告	建設省告示
JIS	日本産業規格
SHASE	公益社団法人　空気調和・衛生工学会規格
JIL	一般社団法人　日本照明器具工業会規格
防火避難	建築物の防火避難規定の解説2016（第２版）
設備指針	建築設備設計・施工上の運用指針2019年版
昇降基準	昇降機技術基準の解説2016年版
近畿共通	近畿建築行政会議　建築基準法　共通取扱い集 構造・建築設備関係
運用改善	建築確認手続き等の運用改善マニュアル
運用改善２	建築確認手続き等の運用改善（第二弾）及び 規制改革等の要請への対応についての解説

目　次

■ 確認申請における建築設備の審査時チェックリスト

１．換気設備（無窓居室）　・・・Ｐ 2
２．換気設備（火気使用室）機械換気　・・・Ｐ 4
３．換気設備（シックハウス換気)　・・・Ｐ 7
４．排煙設備（自然）　・・・Ｐ10
５．排煙設備（機械）　・・・Ｐ13
６．非常用の照明装置（予備電源内蔵型）　・・・Ｐ16
７．給排水その他の配管設備　・・・Ｐ18
８．合併処理浄化槽（FRP製大臣認定品）　・・・Ｐ24
９．エレベーター（常用・寝台用／ロープ式）　・・・Ｐ25
10．避雷設備（JIS A 4201-2003）　・・・Ｐ43
11．避雷設備（JIS A 4201-1992）　・・・Ｐ47
12．防火設備（防火戸、防火シャッター（感知器連動）　・・・Ｐ51

■ 建築確認申請（建築設備）における明示すべき事項の参考図書

・・・Ｐ57

1．換気設備（無窓居室）

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	居室に設ける換気のための窓その他の開口部の位置及び面積※1	・換気に有効な部分の開口面積が、居室の床面積に対して1/20以上あること ※1/20以上なければ、令第20条の2により機械換気設備が必要 ・ふすま、障子その他随時開放することができるもので仕切られた2室は1室とみなす	□	□	法第28条第2項、第4項 令第20条の2第1号ロ	
	給気機又は給気口の位置	・第1種換気、第2種換気、第3種換気 ・ショートサーキット、ドラフトが生じないよう、適切な位置に給気口、排気口等が配置されていること	□	□	令第20条の2第1項 第1号ロ(3) 令第129条の2の5 第2項 昭45建告第1826号 第2第2号	
	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		□	□		
	風道の配置	適切な配置となっていること（区画貫通位置、クロスコネクションを含む）	□	□	設備指針（2-18） P51～52 設備指針（2-30） ～（2-38） P61～P68	
	風道に設ける防火設備の位置及び種別	・区画貫通する部分又はこれに近接する部分に設置されていること ・貫通する区画に対応した防火設備が設置されていること ・点検口（45cm角以上）が設置されていること ・延焼線内の給排気口に防火ダンパー又は防火覆い（100cm^{2}以内）が設置されていること	□	□	令第112条第21項 昭48建告第2565号 平12建告第1376号	
換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量	機械換気設備の有効換気量（V）は、次の式によって計算した数値以上であること V = 20・Af/N ※Af、Nはそれぞれ次の数値を表す Af:居室の床面積（特殊建築物の居室以外の居室が換気上有効な窓その他の開口部を有する場合においては、当該開口部の換気上有効な面積に20を乗じて得た面積を当該居室の床面積から減じた面積） N:実況に応じた1人当たりの占有面積 ≪法別表第1（い）欄（1）に掲げる用途に供する特殊建築物の居室≫ 3を超えるときは3 ≪その他の居室≫ 10を超えるときは10	□	□	令第20条の2第1項 第1号ロ（1） 設備指針（2-2） P38	
換気設備の構造詳細図	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	防虫網付のベントキャップ等が設置されていること	□	□	令第129条の2の5 第2項第3号	
	直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造	パイプフードやベントキャップ等が設置されていること	□	□	令第129条の2の5 第2項第4号 運用改善2 P55	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法※1	給気機又は排気機のＰＱ線図を添付のうえ、ＰＱ線図上に設計風量と圧力損失の交点が記入され、機器能力の範囲内であること	□	□	令第20条の2 第1号ロ（3） 昭45建告第1826号 第2第1号	
換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別	空気汚染のおそれのない材料で造ること（亜鉛鉄板、VP等） →粉じん、有害ガス、臭気等が発生しないものか →耐腐食性があること ※令第129条の2の4に基づき、地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000m^{2}を超える建築物に設ける場合は不燃材料 （ただし、平12建告1412号に記載されている屋外に面する部分その他防火上支障がない部分については不燃材料以外としてよい。）	□	□	令第129条の2の4 第1項第6号 令第129条の2の5 第2項第5号 平12建告第1412号 設備指針（2-27） P59	
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	・防火ダンパー又は防火覆い（100cm^{2}以内）の寸法が記載されていること ・防火ダンパーについては、材料、厚さを，防火覆い（100cm^{2}以内）については形状、材質等を確認すること	□	□	法第61条 令第112条第21項 令第114条第5項 平12建告第1360号 平12建告第1369号 設備指針（2-39） ～（2-40） P68～70	

※1 規則第1条の3「明示すべき事項」には記載されていないが、告示に記載があるため審査対象。

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要。（規則第１条の３第６項）
※令第129条の2の5の規定は、法第6条の4の「確認の特例」を適用する場合は審査対象外。
※換気に有効な開口面積が床面積の1/20以上ある居室に任意で換気設備を設ける場合であっても、令第129条の2の5の規定は審査対象。

（用語解説）

クロスコネクション：火気使用のための換気系統とその他の換気系統（居室換気等）を直接接続すること。

ショートサーキット：排気口と給気口が近いことにより、外気へ排気した空気を室内に吸い込んでしまうこと。

ドラフト：空気の流れにより、人体に不快感を与える現象（冬期窓面からの自然滞留冷風など）。

ベントキャップ：給気口や排気口などの外気に開放される部分に、雨風や虫等の侵入を防ぐために取り付けられる金具。

パイプフード：ベントキャップの上部に付ける雨除けのためのフード。外壁で軒などがない場合に設ける。

2．換気設備（火気使用室） 機械換気

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	—	【換気設備の設置が義務づけられる室】 調理室・浴室その他の室でかまど、こんろ、その他の火を使用する設備又は器具を設けた室	□	□	法第28条第３項 令第20条の３第1項 設備指針（2-20） P54	
		【換気設備の設置を要しない室】 ①密閉式燃焼器具等のみを用いる火気使用室 ②小規模な住宅、住戸の調理室 （床面積の合計が100m^{2}以内の住宅、住戸に設けられた調理室で、燃焼器具の発熱量合計が12kW以下、有効開口面積が調理室の床面積の1/10以上、かつ0.8m^{2}以上あるもの） ③出力の小さい燃焼器具等のみを用いる火気使用室 （調理室以外で6kW以下の器具を設けた室で、サッシに設けられた換気用の小窓等の開口部で容易に開閉できる構造のものが設けられていること） ④IH調理器（電化厨房）を設置した室 　火気使用室とはならないが、換気扇の設置が望ましい また、換気扇、ダクトを設けた場合は、令第129条の２の5の規定の適用を受ける	□	□		
	給気機又は給気口の位置	・器具の燃焼を妨げない位置に給気口が設けられていること →ショートサーキット現象が生じない位置とすること等	□	□	令第20条の３第2項第２号 令第20条の３第2項第３号 昭45建告第1826号第４ 設備指針（2-11） P45～46	
	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置		□	□		
	かまど、こんろその他設備器具の位置、種別及び発熱量	・燃焼器具の位置、燃料消費量が記載されていること ・燃料の種別が記載されていること □ 都市ガス　□ LPガス　□ 灯油	□	□	令第20条の３第2項第１号 昭45建告第1826号第3	
	火を使用する室に関する換気経路	火を使用する設備又は器具を設けた室の排気筒又は煙突は、他の換気経路の排気筒、風道に連結されていないこと（クロスコネクションが生じないこと）	□	□	令第20条の３第2項第１号 令第20条の３第2項第３号 昭45建告第1826号第4 設備指針（2-13） P46～P47	
	風道の配置	適切な配置となっていること（区画貫通位置、クロスコネクションを含む）	□	□	設備指針（2-18） P51～52 設備指針（2-30） ～（2-38） P61～68	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	風道に設ける防火設備の位置及び種別	・区画貫通する部分又はこれに近接する部分に設置されていること ・貫通する区画に対応した防火設備が設置されていること ・点検口（45cm角以上）が設置されていること ・延焼線内の給排気口に防火ダンパー又は防火覆い（100cm^{2}以内）が設置されていること	□	□	令第112条第21項 昭48建告第2565号 平12建告第1376号	
二面以上の断面図	給気機又は給気口の位置	適当な位置に設置されていること （換気の目的を達成するための「適当な位置」であって、どこに設けてもかまわないということではない）	□	□	令第20条の３第2項 第１号	
	排気機若しくは排気口、排気筒又は煙突の位置	排気口は天井又は天井から80cm以内の高さ（煙突、排気フードを有する排気筒を設ける場合、排気口は適当な位置（必ずしも天井付近に限定する必要はない））に設けられていること	□	□	令第20条の３第2項 第１号	
		以下の場合、排気フードの形状や、排気フードの燃焼器具等に対する相対的な位置関係を審査する ・排気フードⅠ型(V=30KQ)の場合 □火源から排気フード下端までの高さが１m以下か □ 排気フードが火源又は火源からの排気の開口部を覆っているか（壁の下地・仕上げを不燃にすることで除外規定あり） □排気フードの集気部分は廃ガスを一様に捕集できる形状か ・排気フードⅡ型(V=20KQ)の場合 □火源から排気フード下端までの高さが１m以下か □排気フードが火源又は火源からの排気の開口部を、火源等から排気フード高さの１／２以内の水平距離を覆っているか（壁の下地・仕上げを不燃にすることで除外規定あり） □排気フードの下部に５cm以上の垂下り部分があり、かつ集気部分が水平面に対し10°以上の傾斜があること	□	□	令第20条の３第2項 第１号 昭45建告第1826号 第3 近畿共通（No.1） P21～22	
換気設備の仕様書	換気設備の有効換気量	・排気口又は排気筒に換気扇等を設ける場合 V=40 KQ ・排気フードを有する排気筒を設ける場合 V=30KQ（排気フードⅠ型） V=20KQ（排気フードⅡ型） ・煙突に換気扇等を設ける場合 V=2 KQ （燃焼器具が煙突に直結し、かつ、正常な燃焼を確保するための給気機等が設けられている場合、有効換気量は適当な数値でよい） K：燃料の単位燃焼量当たりの理論廃ガス量（m^3） Q：燃焼器具の燃料消費量（kW又はkg/h）	□	□	令第20条の３第2項 第１号 昭45建告第1826号 第3 設備指針（2-8） P41 近畿共通（No.1） P21～22	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
換気設備の構造詳細図	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別	排気フードは、不燃材料で造られていること（亜鉛鉄板、ステンレス鋼板等）	□	□	令第20条の３第2項第４号	
	—	【規則第1条の3に掲げる明示すべき事項に記載されていないが、法令上審査が必要】 直接外気に開放された排気口又は排気筒の頂部には、外気の流れによって排気が妨げられない構造とすること。 →ウェザーカバー等が設置されていること	□	□	令第20条の３第2項第1号（8）	
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	・防火ダンパー又は防火覆い（100cm^{2}以内）の寸法が記載されていること ・防火ダンパーについては、材料、厚さを、防火覆い（100cm^{2}以内）については形状、材質等を確認すること	□	□	法第61条 令第112条第21項 令第114条第5項 平12建告第1360号 平12建告第1369号 設備指針（2-39）～（2-40）P68～70	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第１条の３第６項）

※給気口および排気口の位置についての条件について
令第20条の3第2項において定められた「適当な位置」とは以下の点に留意した位置とされている。
（１）ショートサーキットが生じない位置に設けること。
（２）寒気を感じることにより、使用者が塞いでしまう位置に設けないこと。
（３）駐車場等の排気ガスが入らない位置に設けること。
（４）外気の侵入により、ガスの炎が立ち消えない位置に設けること。
（５）ベランダ置き型、壁掛け型等の給湯器からの廃ガスが入らないように、給湯器の排気筒(煙突)に近接した位置に設けないこと。

（用語解説）

煙突　：燃焼器具等に直接接続して設けられた排気筒を意味しており、燃焼器具から排出される廃ガスを当該室内を経由することなく直接屋外へ排出することのできるものをいう。

排気筒　：燃焼器具等に直接接続しておらず、いったん室内に排出された廃ガスを室内空気とともに排出するものをいう。

排気フード：燃焼後の排気を集めて外部に放出するための、天井から蓋状におおわれたフードのこと。

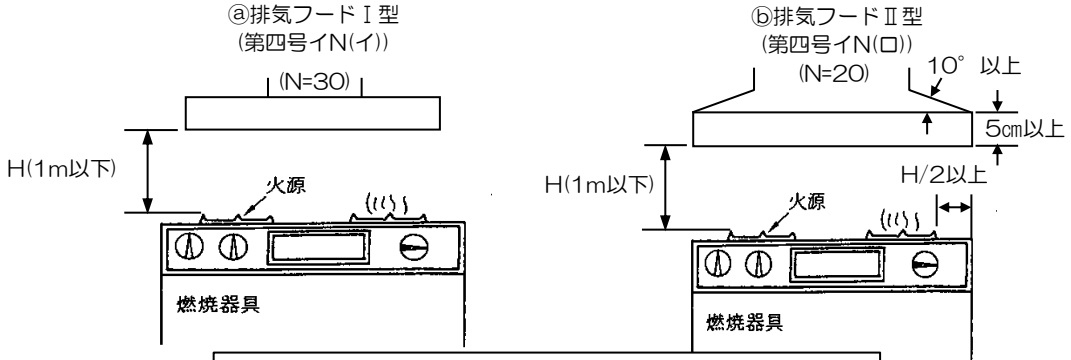

排気フードの構造と燃焼器具の位置関係を表す参考図

排気口　：室内空気を屋外へ排出するときの口。

給気口　：新鮮空気を室内へ取り入れるときの口。

密閉式燃焼器具等　：火を使用する設備又は器具で直接屋外から空気を取り入れ、かつ、廃ガスその他の生成物を直接屋外に排出する構造を有するものその他室内の空気を汚染するおそれがないもの。

ショートサーキット：排気口と給気口が近いことにより、外気へ排気した空気を室内に吸い込んでしまうこと。

クロスコネクション：火気使用のための換気系統とその他の換気系統（居室換気等）を直接接続すること。

ウェザーカバー　：雨水の侵入防止や外部の風圧を和らげるために、ダクトの先端の外壁部分に取り付ける屋外カバー。

3．換気設備（シックハウス換気）

本チェックリストについては、令第20条の8第1項第１号イに定める機械換気設備を想定

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	給気口又は給気機の位置	・ショートサーキット、ドラフトが生じないよう、適切な位置に給気口、排気口等が配置されていること ・換気経路にある扉には通気が確保されていること（高さ1cm程度のアンダーカットやガラリ等）	□	□	令第20条の8第1項第1号 令第129条の2の5第2項	
	排気口若しくは排気機又は排気筒の位置		□	□		
	令第20条の8第2項に規定するホルムアルデヒド発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる居室の構造方法	【下記のいずれかに適合する場合、シックハウス換気設備を設けなくてもよい】 ・常時外気に開放された開口部と隙間の換気上有効な面積の合計が床面積1m^{2}あたり15cm^{2}以上ある居室 ・真壁造（壁に合板を用いていないこと）の建築物の居室で天井及び床に合板等を用いていない居室又は開口部の建具に木製枠を用いた居室	□	□	令第20条の8第2項 平15国交告第273号	
	風道の配置	適切な配置となっていること（区画貫通位置，クロスコネクションを含む）	□	□	設備指針（2-18）P51～52 設備指針（2-30）～（2-38）P61～68	
	風道に設ける防火設備の位置及び種別	・区画貫通する部分又はこれに近接する部分に設置されていること ・貫通する区画に対応した防火設備が設置されていること ・点検口（45cm角以上）が設置されていること ・延焼線内の給排気口に防火ダンパー又は防火覆い（100cm^{2}以内）が設置されていること	□	□	令第112条第21項 昭48建告第2565号 平12建告第1376号	
有効換気量を算出した際の計算書	換気回数及び必要有効換気量	有効換気量は必要有効換気量（Ｖｒ＝ｎＡｈ）以上であること（換気計算書で確認する） ※ｎ：令第20条の7第1項第2号表備考１の号に規定する住宅等の居室で0.5回/h その他の居室で0.3回/h Ａ：居室の床面積（m^2） ｈ：居室の天井の高さ（m）	□	□	令第20条の8第1項第1号	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
換気設備の構造詳細図	令第20条の8第1項第1号イ（3）、ロ（3）及びハに規定するホルムアルデヒドの発散による衛生上の支障がないようにするために必要な換気を確保することができる換気設備の構造方法	【換気設備の有効換気量が過大なものである場合】 風量切替スイッチが設置されていること	□	□	令第20条の8第1項 平15国交告第274号 第1第2号、第3号 建築物のシックハウス対策マニュアル P57、P60～P63	
		【居室と天井裏等の相互に通気が生じる可能性がある天井裏等の部分】 居室の空気圧＞天井裏等の空気圧とすること。（下記のうちいずれかに該当した場合、『居室の空気圧＞天井裏等の空気圧とすること』は適用しなくて良い） ①気密層、通気止の設置 ②下地、断熱材等にF☆☆☆以上の建材を使用 ③天井内に機械換気設備を設置	□	□		
換気設備の構造詳細図	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造	防虫網付のベンドキャップ等が設置されていること※1	□	□	令第129条の2の5 第1項第6号 令第129条の2の5 第2項第3号	
	直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造	パイプフードやベントキャップ等が設置されていること※1	□	□	令第129条の2の5 第2項第4号 運用改善2 P55	
給気機又は排気機の給気又は排気能力を算定した際の計算書	給気機又は排気機の給気又は排気能力及びその算出方法	給気機又は排気機のＰＱ線図を添付のうえ、ＰＱ線図上に設計風量と圧力損失の交点が記入され、機器能力の範囲内であること	□	□	令第20条の8第1項 平15国交告第274号 第1第1号 運用改善 P64	
	換気経路の全圧力損失（直管部損失、局部損失、諸機器その他における圧力損失の合計をいう。）及びその算出方法	計算書等の計算内容、結果が妥当か※2	□	□		
換気設備の使用材料表	風道に用いる材料の種別	空気汚染のおそれのない材料で造ること（亜鉛鉄板、VP等） →粉じん、有害ガス、臭気等が発生しないものか →耐腐食性があること ※令第129条の2の4に基づき、地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000m^{2}を超える建築物に設ける場合は不燃材料 （ただし、平12建告第1412号に記載されている屋外に面する部分その他防火上支障がない部分については不燃材料以外としてよい。）	□	□	令第129条の2の4 第1項第6号 令第129条の2の5 第2項第5号 平12建告第1412号 設備指針（2-27） P59	
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法	・防火ダンパー又は防火覆い（100cm^{2}以内）の寸法が記載されていること ・防火ダンパーについては、材料、厚さを、防火覆い（100cm^{2}以内）については形状、材質等を確認すること	□	□	法第61条 令第112条第21項 令第114条第5項 平12建告第1360号 平12建告第1369号 設備指針（2-39） ～（2-40） P68～70	

※1 令第129条の2の5の規定は、法第6条の4の「確認の特例」を適用する場合は審査対象外となる。

※2 ダクトを用いない外気に直接排気する換気扇の場合は、屋外フードの圧力損失を見込むこと。
圧力損失値はメーカーカタログ等の抵抗損失曲線から直接読み取ってよい。

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第１条の３第６項）

※上記表に記載している項目以外に、各特定行政庁において条例等により、明示すべき項目を定めているケースがあるため、注意すること。

（用語解説）

アンダーカット：気流通路を確保するために設けられたドア下部の隙間。

ウェザーカバー：雨水の侵入防止や外部の風圧を和らげるために、換気・排気などのダクトの先端の外壁部分に取り付ける屋外カバーのこと。

クロスコネクション：火気使用のための換気系統とその他の換気系統（居室換気等）を直接接続すること。

シックハウス：新築・改築後の住宅やビルにおいて、建築材料等から発散する化学物質による室内空気汚染等により、めまい、吐き気、頭痛、眼・鼻・喉の痛み等、居住者の健康への様々な影響が数多く報告されている。
症状が多様で、症状発生の仕組みをはじめ、未解明な部分が多く、また様々な複合要因が考えられることから、「シックハウス症候群」と呼ばれている。

ショートサーキット：排気口と給気口が近いことにより、外気へ排気した空気を室内に吸い込んでしまうこと。

天井裏等：居室に係る天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する建築物の部分をいう。

ドラフト：空気の流れにより、人体に不快感を与える現象（冬期窓面からの自然滞留冷風など）。

ベントキャップ：給気口や排気口などの外気に開放される部分に、雨風や虫等の侵入を防ぐために取り付けられる金具。

パイプフード：ベントキャップの上部に付ける雨除けのためのフード。外壁で軒などがない場合に設ける。

Fマーク（F☆☆☆など）
：建材から発生するホルムアルデヒド発散量による等級区分を表示する記号として、F☆☆☆☆ ～ F☆☆マークが用いられる。これはFの後に付く☆の数（☆☆☆☆～☆☆）に応じて発散量がわかるようにしたもので、
F☆☆☆☆は発散量が微少で使用制限がない材料、F☆☆☆及びF☆☆は使用面積の制限を受ける材料である。
表示がないものは使用禁止である。

4．排煙設備（自然）

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	―	【設　置】〔※緩和あり〕			令第126条の2第1項 防火避難（23-1） P67	
		①別表第1（い）欄(1)項から(4)項までの用途に供する特殊建築物で延べ面積が500m^{2}超え	□	□		
		②階数が3以上で延べ面積500m^{2}超え	□	□		
		③延べ面積が1,000㎡を超える建築物の居室で、床面積200m^{2}超え	□	□		
		④令第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部を有しない居室	□	□		
		〔緩　和〕 上記のうち、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分は設置免除				
		①法別表第1（い）欄（2）項の用途で100m^{2}以内で準耐火構造と防火設備で区画された部分	□	□		
		②学校（幼保連携型認定こども園を除く）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	□	□		
		③階段の部分、昇降機の昇降路の部分その他これらに類する建築物の部分	□	□		
		④機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途で主要構造部が不燃材料で造られた建築物	□	□		
		⑤平12建告第1436号に該当する部分	□	□		
	令第116条の2第1項第2号に該当する窓その他の開口部の位置	開放できる部分(天井又は天井から下方80cm以内の距離にあるもの)の面積の合計が床面積の1/50以上あること	□	□	令第116条の2第1項第2号 令第126条の3第1項第3号	
		天井面の形態が一様でない場合の排煙上有効な範囲は ・折り上げ天井の場合、折り上がり部が排煙口から水平方向に80cm以上離れていること ・アーチ天井、勾配天井の場合、壁の最も高い部分からの寸法	□	□	設備指針（4-17） P105 設備指針（4-20） P107 近畿共通（No.04） P25	
	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	排煙上有効な開口部を確保できていること（床面積の1/50） ※1/50未満であれば、 ①告示適用（⇒上記の[緩和]へ） ②機械排煙（⇒排煙設備（機械）チェックリストへ）	□	□	令第126条の3第1項第8号 防火避難（25-3） P74	
		天井高さが3m以上の場合は2.1m以上かつ天井高さの1/2以上で、かつ防煙壁の下端より上部に排煙上有効な開口部(床面積の1/50以上)が確保できていること	□	□	平12建告第1436号第3号 防火避難（28-1） P80	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	排煙の方法及び火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分	＜平12建告第1436号第４号ニ＞ ・高さ31m以下の建築物の部分で以下のいずれかの基準に適合すること (別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物の主たる用途に供する部分で地階に存するものを除く) (1)内装仕上げが準不燃で居室又は避難経路に面する開口部には防火設備を、それ以外の開口部に戸又は扉を設けた室 (2)床面積100m^{2}以下で防煙壁で区画された室 (3)床面積100m^{2}以内で防火区画され、開口部は防火設備を設けた内装仕上げ準不燃材料の居室 (4)床面積100m^{2}以下で内装仕上げ、下地不燃材料の居室 上記の室・居室は排煙設備設置免除	□	□	平12建告第1436号 第４号ニ(1)～(4) 防火避難（28-4） P83 設備指針（4-10） ～（4-13） P101～103	
		・床面積500㎡以内ごとに防煙壁(不燃材で造り、又は覆われた間仕切壁or防煙垂れ壁(天井面から50㎝以上))で区画されていること ・可動防煙垂れ壁の場合は、煙感知器連動とし、手動降下装置を設けること。作動時には床面から最低1.8m以上の空間を確保すること ・機械排煙との防煙区画は間仕切り壁になっていること(垂れ壁不可) ・原則として、避難経路となる部分は他の居室等と同一防煙区画としていないこと	□	□	令第126条の３第１項 第1号 防火避難（25-4） P75 設備指針（4-28） P114	
	排煙口の位置	・防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が30m以下であること ・排煙口は、直接外気に接するか、排煙風道に直結されていること ・隣地境界線又は他の建築物の外壁より水平距離25cm以上確保されていること	□	□	令第126条の３第１項 第３号 平12建告第1436号 第３号イ 設備指針（4-20） ～（4-22） P107～110	
	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置	・操作方法が表示されていること ・単一操作で作動できること ・電気式による場合は、予備電源が必要 ・開放時にフック棒又はハンドル等を必要とする場合は、取り外しできないもの	□	□	令第126条の３第1項 第４号、第5号 防火避難（27-2） P79 設備指針（4-16） P105	
	排煙口の開口面積	・天井面から80cm以内又は80cmに満たない防煙垂れ壁がある場合はその高さまでの寸法(建具表等に排煙有効高さが記載されている) ・回転窓の場合で45°以下なら「回転角度/45」を開口面積に乗じること	□	□	令第126条の３第１項 第3号 防火避難（27-1） P78 設備指針（4-18） P106 近畿共通（No.05） P26	
床面積求積図	防火区画及び令第126条の２第１項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・500m^{2}以内ごとに防煙壁で区画されていること ・求積図が添付されており、自然排煙検討の数値と整合が取れていること ・平12建告第1436号第４号で面積制限がかかる室等において制限以下で区画されていること	□	□	令第126条の２第１項 平12建告第1436号 第４号	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
２面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置	・壁面に設ける場合は床面から80㎝以上1.5m以下の高さに設置されていること ・天井からつり下げて設置する場合は床面からおおむね1.8mの高さに設置されていること ・設置位置は、原則として当該防煙区画内に設けること	□	□	令第126条の３第１項第４号、第５号 防火避難（25-２）P73 防火避難（27-２）P79 設備指針（４-16）P105	
	排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	＜排煙口の位置＞ 天井又は壁の上部（天井から80cm（最も短い防煙壁のたけが80cmに満たないときは、その値）以内の距離にある部分）に設けられていること	□	□	令第126条の３第１項第３号 防火避難（27-１）P78 設備指針（４-19）P107 近畿共通（No.04）P25	
		＜防煙壁の位置＞ ・間仕切壁、又は天井面から50cm以上下方に突出した垂れ壁を設置すること ・防煙区画を構成する出入口には、常閉又は自閉不燃戸(煙感知連動等)であれば天井面より下方30cm以上の垂れ壁でよい	□	□	令第126条の２第１項 防火避難（25-４）P75 防火避難（26-２）P77 設備指針（４-23）P110	
使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別	＜防煙壁の構造＞ ・不燃材料で造り、又は覆われたものであるか、材料の種別及び厚さを確認すること ・ガラスを使用する場合は、線入り又は網入りガラスを使用していること	□	□	令第126条の２第１項 防火避難（26-１）P76 設備指針（４-24）～（４-25）P111 近畿共通（No.02）P23	
排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	・排煙口が不燃材料であること ・閉鎖状態を保持されていること（手動開放装置、煙感知器連動自動開放装置、遠隔操作による開放装置を除く） ・シャッターが排煙口の内外に無いこと	□	□	令第126条の３第１項第２号、第６号 設備指針（４-21）P109	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第１条の３第６項）

5．排煙設備（機械）

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	防火区画及び令第126条の２第１項に規定する防煙壁による区画の位置	・防煙区画が500m^{2}以内となるように防火区画および防煙壁で区画されていること ・自然排煙（又は平12建告第1436号第４号適用部分）と機械排煙の間に防煙間仕切壁を設けていること なお、防煙間仕切壁に隣接する室を結ぶレターンパスの設置がある場合や防煙間仕切壁にガラリを設けている場合については、設備指針を参考に審査すること	□	□	令第126条の２第１項 令第126条の３第1項第1号 設備指針（4-24） P111 設備指針（4-28） P114	
	排煙口の位置	・防煙区画部分の各部から排煙口の一に至る水平距離が30m以下であること ・天井から80cm以内（ただし、天井高さが３m以上で平12建告第1436号第３号を適用の場合は床面から2.1m以上かつ天井高さの1/2以上の位置）で、かつ防煙壁の下端より上部に設けられていること ・同一防煙区画に複数の排煙口がある場合、同時開放する機構となっていること ・必要に応じて小規模区画同士を同時開放とし、閉鎖障害が起こらないようにすること	□	□	令第126条の３第１項 平12建告第1436号第３号 設備指針（4-19） P107 設備指針（4-29） ～（4-30） P116～117	
	排煙風道の配置	・同一防煙区画内に排煙機を異にする系統の排煙設備を設けていないこと ・ＨＦＤを設ける排煙風道の場合は、防火区画の貫通する箇所にＨＦＤを設けていること。また点検口を設けるなど点検できる状態となっていること	□	□	設備指針（4-30） P117	
	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法を表示する位置	※使用方法の表示は開放装置に通常設けられている	□	□	令第126条の３第１項第５号	
	排煙口の開口面積又は排煙機の位置	・排煙機の設置位置が排煙系統の最上部に設けていること（１の階のみ排煙の場合で、同一階に設置している場合を除く） ・屋外設置の場合、延焼のおそれのある部分以外に設置すること（防火壁等で防火上有効に遮られている場合を除く） ・屋内設置の場合、耐火区画された室となっていること ・排煙機の排気先が空調機等の給気取入れ口に流入しない位置となっていること	□	□	設備指針（4-35） P123	
	予備電源の位置	・電源を必要とする排煙設備の場合は予備電源設備が設けられていること ・停電時の排煙機の駆動方式が直結エンジンの場合、起動用蓄電池等が設置されていること	□	□	令第126条の３第１項第10号 設備指針（4-36） ～（4-37） P123～124	
床面積求積図	防火区画及び令第126条の２第１項に規定する防煙壁による区画の面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	・防煙区画が500m^{2}以内であること ・ALVSと整合していること	□	□	令第126条の３第１項第１号	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
２面以上の断面図	排煙口に設ける手動開放装置の位置	・手動開放装置の設置位置について壁に設ける場合、床面から80cm以上1.5m以下の高さ、吊下げ式の場合は床面からおおむね1.8mの位置に設けられていること ・一の防煙区画毎に手動開放装置を設けていること	□	□	令第126条の３第１項第５号 設備指針（4-16）～（4-17） P105	
	排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置	・排煙口が天井から80cm以内（ただし、天井高さが３m以上で平12建告第1436号第３号を適用する場合は床面から2.1m以上かつ天井高さの1/2以上の位置）で、かつ防煙壁の下端より上部に設けられていること	□	□	令第126条の３第１項第３号 平12建告第1436号第３号 設備指針（4-19）P107 設備指針（4-27）P113	
使用建築材料表	建築物の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げに用いる建築材料の種別	・不燃材料で造り、又は覆われたものであるか、材料の種別及び厚さを確認すること ・ガラスを使用する場合は、線入り又は網入りガラスを使用していること ・可動防煙垂れ壁の場合は、煙感知器連動とし、手動降下装置を設けること。作動時には床面から最低1.8m以上の空間を確保すること	□	□	令第126条の2第1項 令第126条の３第１項第１号 近畿共通（No.02）P23 設備指針（4-24）～（4-25） P111	
排煙設備の構造詳細図	排煙口の構造	・不燃材料で造られていること ・開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、開放された場合は気流により閉鎖される恐れがない構造となっていること ※平12建告第1436号第１号を適用する場合は常時開放とすることができる	□	□	令第126条の３第１項第２号	
	排煙口に設ける手動開放装置の使用方法	・使用方法が手動開放装置等に表示されていること ・電気式の手動開放装置には予備電源が設けられていること ※使用方法の表示は開放装置に通常設けられている	□	□	令第126条の３第１項第５号 設備指針（4-16）P105	
	排煙風道の構造	・ＨＦＤを設けることにより、昭56建告第1098号第２に適合しているとみなす場合 防火区画にＨＦＤを設ける排煙風道の構造は、次によること ①不燃材料で造られていること ②小屋裏、天井裏等の隠ぺい部分については、ロックウール又はグラスウール（密度24kg/m^3）で厚さ25mm以上で断熱されていること ※防火区画にＨＦＤを設けない排煙風道の構造については、1.5mm以上の鉄板ダクトにロックウール25mm以上で断熱する（所謂、「耐火ダクト」）ことが一般的であるが、各特定行政庁の取扱いによること	□	□	令第126条の３第１項第２号 令第126条の３第１項第７号 令第115条第１項第３号イ 平16国交告第1168号 昭56建告第1098号 設備指針（4-33）P120	
	防煙壁を貫通する場合の風道と防煙壁とのすき間を埋める材料の種別	・モルタルその他の不燃材料で埋められていること	□	□	令第126条の３第１項第７号	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
排煙設備の構造詳細図	排煙設備の電気配線に用いる配線の種別	・耐火措置 又は ［電源］耐火ケーブル（ＦＰ）等 ［制御］耐熱ケーブル（ＨＰ）等 を使用していること ・制御盤、分電盤も電線同様耐火又は耐熱措置がされていること	□	□	令第126条の３第１項 第12号 昭45建告第1829号 設備指針（6-1） P181 設備指針（6-7） ～（6-8） P188 設備指針（6-23） ～（6-24） P212～213	
排煙機の空気を排出する能力を算出した際の計算書	排煙機の空気を排出する能力及びその算出方法	・排煙機の最低能力は120m^3/min以上（7,200m^3/h）で且つ、 防煙区画の床面積１m^2につき１m^3以上とすること （２以上の防煙区画に設ける場合は当該最大防煙区画の床面積１m^2につき２m^3以上とすること）	□	□	令第126条の３第１項 第９号 設備指針（4-34） P122	
予備電源の容量を算出した際の計算書	予備電源の容量及びその算出方法	・負荷計算書に排煙設備の負荷が計上されていること（30分間継続運転が可能であること）	□	□	法第32条 令第126条の３第１項 第12号 昭45建告第1829号	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第１条の３第６項）
※下記、項目については、チェックリスト対象外の設備とする。
・令第126条の３第２項並びに平12建告第1437号（特殊な排煙設備）
・令第123条第３項第２号及び令第129条の13の3第13項並びに平28国交告第696号（加圧防排煙設備）

（用語解説）

レターンパス：室と室との間を繋ぐ風道（ダクト）
一般的に機械換気設備の計画において２つの室を１つの換気設備で行う場合に、
換気設備を設けない室と設ける室を空間上繋ぐダクトとして用いられる。

ＨＦＤ　：排煙風道（ダクト）に取り付ける作動温度280℃の防火ダンパー

6．非常用の照明装置（予備電源内蔵型）

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	照明装置の位置	【設　置】〔※緩和あり〕			法第32条 法第35条 令第116条の2第1項第1号 令第126条の4 平12建告第1411号 設備指針（5-1）P149 運用改善P50	
		①別表第1（い）欄(1)項から(4)項までの用途に供する特殊建築物の居室	□	□		
		②階数が3以上で延べ面積が500m^{2}を超える建築物の居室	□	□		
		③採光上の無窓居室	□	□		
		④延べ面積が1,000m^{2}を超える建築物の居室	□	□		
		⑤ ①～④の居室から地上に通ずる廊下階段等（採光上外気開放部分を除く）	□	□		
		⑥ ①～⑤に類する建築物の部分で照明装置の設置を通常要する部分	□	□		
		〔緩　和〕 上記①～④の部分に設置がない場合、以下のいずれかに該当しているか				
		①一戸建の住宅、長屋、共同住宅の住戸	□	□		
		②病院の病室、下宿の宿泊室、寄宿舎の寝室等	□	□		
		③学校（幼保連携型認定こども園を除く。）、体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	□	□		
		④大臣が定めるもの				
		1）採光上有効な開口部を有し、屋外への出口、屋外避難階段までの歩行距離は以下である居室　イ. 避難階（≦30m） ロ. 避難階の直上階、直下階（≦20m）	□	□		
		2）床面積が30m^{2}以下の居室地上への出入口を有するもの又は地上まで通ずる部分が以下のいずれかであること イ. 非常用の照明装置を設置 ロ. 採光上直接外気に開放	□	□		

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	照明装置の構造	【照明器具】 ・器具の種類を確認 ①白熱灯、②蛍光灯、 ③LED JIS C8159-1（口金付直管） JIS C8154（モジュール） ・カタログ等でJIL適合マーク表示の有無を確認する（表示があれば、当該器具は昭45建告第1830号第1に適合するとみなせる） ⇒無の場合は以下を確認 ・ソケット材料: フェノール樹脂等 ・器具内電線: 2種ビニル絶縁電線等 ・器具の主要な部分: 難燃材料 ・予備電源: 自動充電装置 （30分間継続点灯）	□	□	法第35条 令第126条の5第1号 昭45建告第1830号 設備指針（5-6） P158～160 設備指針（5-12） P168～169 運用改善 P50	
		※予備電源内蔵コンセント型の場合のみ ・壁等固定のコンセントに直接接続 ・差込みプラグが容易に抜けない措置 ・耐熱電線 （ソケット～差込みプラグ） ・予備電源内蔵コンセント型の表示	□	□		
		【電気配線】 照明器具本体までの電気配線の途中にスイッチを設けないこと	□	□		
		大臣認定器具は認定書（LAE-＊＊＊）が添付されているか	□	□	法第35条 令第126条の5第2号 法第68条の25	
	非常用の照明装置によって、床面において1lx以上の照度を確保することができる範囲	設置範囲で直接照明であること （間接照明は不可）	□	□	法第35条	
		照度包含円が設置の必要な部分を包含できているか（床面の水平面照度） 白熱灯　　：1 lx 以上 蛍光灯、LED　：2 lx 以上 （ただし、避難に支障とならない部分（物陰等）は被照面から除外） もしくは、仕様書等の最大取付間隔表より確認	□	□	令第126条の5第1号 昭45建告第1830号 設備指針（5-10） P163～164 運用改善 P50	
		大臣認定器具の設置間隔等は認定書と平面図で相違がないこと	□	□	法第35条 令第126条の5第2号	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

7．給排水その他の配管設備

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
配置図	下水管、下水溝又はためますその他これらに類する施設の位置及び排出経路又は処理経路	・敷地内の排水管の経路、排水ますの位置、接続先が明記されていること ・暗渠である構造の部分の次に揚げる箇所に桝又はマンホールを設けること ①もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所 ②下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所 ③管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍をこえない範囲	□	□	法第19条第３項 法第31条第１項	
	排水ます及び公共下水道の位置		□	□	下水道法第10条第３項 下水道法施行令第８条	
	建築物の外部の給水タンク等の位置	・受水槽等の位置が明記されていること ※外部タンクが地盤面より上又は下に設置されているかを特に確認すること	□	□	令第129条の２の4 第２項第６号 昭50建告第1597号 第１第２号	
	配管設備の種別及び配置	・配管種別（凡例）及び配管経路が明記されていること ・雨水と汚水は別系統となっていること （合流式の場合で雨水排水管（雨水排水立て管を除く）を汚水排水のための排水設備に連結する場合においては、当該雨水排水管に排水トラップが設けられていること）	□	□	令第129条の２の4 昭50建告第1597号 第２第３号	
	給水タンク及び貯水タンク（以下、「給水タンク等」という。）からくみ取り便所の便槽、浄化槽、排水管（給水タンク等の水抜管又はオーバーフロー管に接続する配管を除く。）、ガソリンタンクその他衛生上有害な物の貯留槽又は処理に供する施設までの水平距離	【給水タンク等の底が地盤面下又は地盤面にある場合に限る】 ・受水槽等からくみ取り便所、屎尿浄化槽、排水管等までの水平距離が明記されていること ※これらの施設までの水平距離が、５m未満である場合においては、外部から給水タンクの保守点検を容易に行うことができるように設けられていること	□	□	令第129条の２の4 第２項第６号 昭50建告第1597号 第１第２号ロ 設備指針（1-10） P20	
各階平面図	配管設備の種別及び配置	・配管種別（凡例）及び配管経路が明記されていること ・昇降路内に配管設備を設けていないこと（ただし、平17国交告第570号に基づく配管設備及び国土交通大臣の認定を受けたものを除く）	□	□	令第129条の２の4	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
各階平面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造	・防火区画等（令第112条防火区画、令第114条界壁）の位置が明記されていること ・貫通する部分が次のいずれかによること ①両側1mを不燃材料で造ること。防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること ②平12建告第1422号の規定に適合すること（管材と呼び径の明示が必要） ③大臣認定工法であり認定番号が明記されていること。また設置条件が大臣認定の仕様に適合していること ※和便器及び阻集器が防火区画の床を貫通する場合は、耐火被覆等の措置を講ずること	□	□	令第112条第20項 令第129条の2の4 第1項第7号 平12建告第1422号 設備指針（1-3） P5 設備指針（1-6） P13 運用改善 P51	
	給水タンク等の位置及び構造	・受水槽等の位置が明記されていること また、給水タンク等の周辺状況については、各々に定めるところによること 【設置場所：建築物の内部、屋上又は最下階の床下】 ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること ②給水タンク等の天井、底又は周壁と建築物の他の部分と兼用としないこと ③給水タンク等の上にポンプ等の機器を設ける場合は、飲料水を汚染することのない措置が講じられていること 【設置場所：建築物の外部（タンク等の底が、地盤面下又は地盤面であり、便所、浄化槽等からの距離が5m未満のもの）】 ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること ※地下ピット等に設ける給水タンク室を他の配管が貫通することは望ましくない ※タンクの構造の審査するポイントは構造詳細図で記載している	□	□	令第129条の2の4 第2項第6号 昭50建告第1597号 第1第2号⑴、⑵、⑼ 設備指針（1-1） ～（1-2） P3～5 設備指針（1-7） ～（1-8） P14～15 設備指針（1-10） P20	
	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況		□	□		

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
２面以上の断面図	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造	・防火区画等（令第112条防火区画、令第114条界壁）の位置が明記されていること ・貫通する部分が次のいずれかによること ①両側1mを不燃材料で造ること。防火区画との隙間をモルタルその他の不燃材料で埋めること ②平12建告第1422号の規定に適合すること（管材と呼び径の明示が必要） ③大臣認定工法であり認定番号が明記されていること。また設置条件が大臣認定の仕様に適合していること ※和便器及び阻集器が防火区画の床を貫通する場合は、耐火被覆等の措置を講ずること	□	□	令第112条第20項 令第129条の２の4 第１項第７号 平12建告第1422号 設備指針（1-3） P5 設備指針（1-6） P13	
	給水タンク等の位置及び構造	・受水槽等の位置が明記されていること また、給水タンク等の周辺状況については、各々に定めるところによること 【設置場所：建築物の内部、屋上又は最下階の床下】 ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること ②給水タンク等の天井、底又は周壁と建築物の他の部分を兼用としないこと ③給水タンク等の上にポンプ等の機器を設ける場合は、飲料水を汚染することのない措置が講じられていること	□	□	令第129条の２の4 第２項第６号 昭50建告第1597号 第１第２号⑴、⑵、⑼ 設備指針（1-1） ～（1-2） P3～5 設備指針（1-7） ～（1-8） P14～15 設備指針（1-10） P20	
	建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける給水タンク等の周辺の状況	【設置場所：建築物の外部（タンク等の底が、地盤面下又は地盤面であり、便所、浄化槽等からの距離が５m未満のもの）】 ①底又は周壁に保守点検スペース（上部1m以上、底部60cm以上、周囲60cm以上）が確保されていること ※地下ピット等に設ける給水タンク室を他の配管が貫通することは望ましくない ※タンクの構造の審査するポイントは構造詳細図で記載している	□	□		
配管設備の仕様書	腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置	・土中埋設配管、屋外露出配管、多湿箇所等の配管材料又は防腐措置が明示されていること ・鉛管を使用する場合はコンクリート埋設部には使用しない旨明示すること なお、給水装置（給水管、継手及び蛇口等）については、鉛レスや鉛を含む部分を表面処理したものを用いること	□	□	令第129条の２の4 第１項第１号 設備指針（1-23） P33 運用改善 P53	
	圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別	・水の温度上昇に伴う膨張による配管等の破損防止のために、逃し弁、安全弁などの安全装置が明記されていること	□	□	令第129条の２の4 第１項第４号 運用改善 P54	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
配管設備の仕様書	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置	・衛生設備平面図又は衛生器具リストにて給水箇所を明示し、吐水口空間の確保を確認すること ・大小便器の洗浄弁や屋外埋設型の散水栓等の長時間水が滞留する恐れがあるものには、バキュームブレーカー等の逆流防止措置が明記されていること	□	□	令第129条の2の4 第2項第2号 設備指針（1-9） P17	
	給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置	・断熱材による被覆、埋設配管を凍結深度以下に埋設すること ・未使用時に配管内の水を排出する水抜き措置（水抜栓、不凍栓等）の設置、加温式凍結防止器等が明記されていること	□	□	令第129条の2の4 第2項第4号 運用改善 P56	
	金属製の給水タンク等に講じたさび止めのための措置	・飲料水を汚染しない方法による防錆措置が明記されていること	□	□	令第129条の2の4 第2項第5号	
	給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置	・ウォーターハンマーが生ずるおそれがある場合においては、流速を制限した配管選定、ウォーターハンマー防止器の設置（水撃防止形逆止弁）、配管経路設計等の措置がされていること	□	□	令第129条の2の4 第2項第6号 昭50建告第1597号 第1第1号イ 運用改善 P56	
	排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	・排水トラップの深さは、5cm以上10cm以下（阻集器を兼ねる排水トラップにあっては、5cm以上）とすること、又はJIS規格など、排水トラップの規格が明示されていること	□	□	令第129条の2の4 第3項第5号 昭50建告第1597号 第2第3号 運用改善 P57	
配管設備の構造詳細図	飲料水の配管設備に設ける活性炭等の濾材その他これに類するものを内蔵した装置の位置及び構造	・濾材等の構造及び設置方法が平12建告第1390号の規定に適合すること ※浄水器等いわゆる上質水供給装置を設けた場合に確認	□	□	令第129条の2の4 第2項第3号 平12建告第1390号 設備指針（1-13） P22	
	給水タンク等の構造	・以下の構造を有すること ①マンホール（直径60cm以上の円が内接する場合に限る。）が設置されていること ※天井がふたを兼ねる場合は不要 ②水抜管 （排水口空間を設けていること） ③オーバーフロー管 （防虫網付きであること） （排水口空間を設けていること） ④浸水検出装置 （最下階の床下等に給水タンク等が設置される場合） ⑤通気管 （防虫網付きであること） ※有効容量2m^3未満のものは不要 ※内部には飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと	□	□	令第129条の2の4 第2項第5号、第6号 昭50建告第1597号 第1第2号⑶～⑻ 設備指針（1-1） ～（1-2） P3～5 設備指針（1-7） ～（1-8） P14～15 設備指針（1-10） P20	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
配管設備の構造詳細図	排水槽の構造	・以下の構造を有すること ①マンホール（直径60cm以上の円が内接する場合に限る。）が設置されていること ②排水槽の勾配が、吸い込みピットに向かい1/15以上1/10以下となること ③通気管 （外気に開放されていること）	□	□	令第129条の2の4 第3項第5号 昭50建告第1597号 第2第2号	
	阻集器の位置及び構造	・汚水が油脂、ガソリン、土砂その他排水のための配管設備の機能を著しく妨げ、又は排水のための配管設備を損傷するおそれのある物を含む場合は、有効な位置に阻集器を設けていること ・配置図等で阻集器の設置箇所が明記されていること また阻集器の構造が、 ①汚水から油脂等を有効に分離できること ②容易に掃除ができること ※阻集器にトラップが設けられている場合は、昭50建告第1597号第2第3号（排水トラップの構造）の規定も適合する必要がある	□	□	令第129条の2の4 第3項第5号 昭50建告第1597号 第2第4号 運用改善2 P56	
配管設備の系統図	配管設備の種類、配置及び構造	・使用する配管の材料及び認定工法の番号が明記されていること。また設置条件が大臣認定の仕様に適合していること ※立て管に耐火二層管を使用する場合、立て管すべてを耐火二層管とすること（大臣認定条件）	□	□	令第129条の2の4 設備指針（1-19） P27	
	配管設備の末端の連結先	排水放流先（公共下水道、都市下水路、用水路、道路側溝、地下浸透ます等）が明記されていること	□	□	令第129条の2の4 第3項第3号	
	給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置	・各階平面図で表現できない床貫通等の位置が明記されていること	□	□	令第129条の2の4 第1項第7号 平12建告第1422号	
	給水管の止水弁の位置	・給水立て管から各階への主要な分岐管で、分岐点に近接した部分に止水弁の位置が明記されていること	□	□	令第129条の2の4 第2項第6号 昭50建告第1597号 第1項第1号ロ	
	排水トラップ、通気管等の位置	・平面図等他の図面で分かりにくい縦系統の内容が明記されていること （通気管の末端と建物の開口部との位置については、「設備指針」を参考にすること）	□	□	令第129条の2の4 第3項第5号 昭50建告第1597号 第2第3号～第5号 設備指針（1-17） P25	

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
排水のための配管設備の容量及び傾斜を算出した際の計算書	排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法	・配管口径選定根拠及び配管勾配の設計基準について明記すること ※計算方法としては排水負荷単位法、定常流量法などがある （SHASE−S206）	□	□	令第129条の２の4 第３項第１号 運用改善 P58	
配管設備の使用材料表	配管設備に用いる材料の種別	・配管の材質が明記されていること	□	□	令第129条の２の4	
構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造方法	・令第129条の２の3第1項第2号に基づく建築設備の構造耐力上安全な構造方法について明記されていること ・屋上から突出する水槽等を法第20条第１号から第３号に揚げる建築物に設ける場合は構造計算により構造耐力上安全であることが確かめられていること	□	□	令第129条の２の3 第１項第２号、第３号 平12建告第1388号 平12建告第1389号	
給水装置の構造詳細図	水道法第16条に規定する給水装置（以下この項において単に「給水装置」という。）の構造	・配置図に、水道本管の分岐から敷地内建築物への引き込みルートが明記されていること また、引込口径・材質についても明記すること	□	□	水道法施行令 第５条	
給水装置の使用材料表	給水装置の使用材料表		□	□		
配置図	下水道法第10条第１項に規定する排水設備（以下この項において単に「排水設備」という。）の位置	・排水設備（排水管、排水渠その他の排水施設）の位置が明記されていること	□	□	下水道法第10条 第１項、第３項 下水道法施行令第８条	
排水設備の構造詳細図	排水設備の構造	・分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除すること ・管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100分の１以上とすること ・会所間距離は排水管口径の120倍を超えない範囲内に設けていること	□	□	下水道法第10条 第１項、第３項 下水道法施行令第８条	

※下記、項目については、チェックリスト対象外の設備とする。
- 令第128条の3第1項第6号並びに昭44建告第1730号第3項（非常用排水設備の規定）
- 下水道法第25条の2（浸水被害対策区域における特別の措置）
- 下水道法第30条(都市下水路に接続する特定排水施設の構造)

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）

（用語解説）

ウォーターハンマー：水撃現象　弁類の急閉止などにより管内に異常な衝撃圧が生じ、衝撃音と振動が発生する現象。

オーバーフロー管：衛生器具又は水槽類の上縁から水を溢れさせないように、上縁の手前に設けた流出口から水を排出する管。

阻集器：汚水から油脂、ガソリン、土砂等を分離及び収集し、残りの水のみを排水できる装置。

排水トラップ：衛生器具又は排水系統中の装置として設けられており、その内部に水をためることにより排水管などからの臭気や害虫などが室内に侵入するのを防止する装置。

バキュームブレーカー：水使用機器において、吐水した水が逆サイホン作用により上水給水系統へ逆流するのを防止するため、給水管内に負圧が発生したときに自動的に空気を吸引し負圧を解消する構造を持つ器具。

分流式：汚水と雨水を別々の管渠系統で排除する方式。

8．合併処理浄化槽（FRP製大臣認定品）

R4．4月

図書の種類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
付近見取図	申請建築物の位置	・下水道法第2条第8号に規定する処理区域外であること ・下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合であること	□	□	法第31条第2項 浄化槽法第3条の2	
配置図	浄化槽の位置及び当該浄化槽からの放流水の放流先又は放流方法	・建築物との位置関係（土圧の影響を受けない場所に設置されているか） ・浄化槽に雨水が流入していないこと ・建築物からの汚水、雑排水が浄化槽へ適切に接続されていること ・浄化槽からの排水が放流先に接続されていること	□	□	法第19条第3項 法第31条第2項 浄化槽法第3条の２	
浄化槽の仕様書	浄化槽の処理対象人員及びその算出方法	・JIS A 3302-2000に基づき、処理対象人員を算定していること（建築物用途、床面積の整合確認、定員証明書の添付の有無など）	□	□	法第31条第2項 令第32条 昭44建告第3184号 JIS A 3302-2000	
浄化槽の構造詳細図	浄化槽の構造	・浄化槽の仕様書との整合確認（人槽等）	□	□	法第31条第2項 法第68条の25 令第35条	

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第１条の３第６項）

9．エレベーター
（乗用・寝台用／ロープ式（トラクション式）／機械室あり・なし共通）

R4．4月

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの基本仕様・積載荷重						
エレベーターの仕様書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員	【エレベーターの用途】 以下の点に注意すること <u>人荷共用</u> ・乗用として扱うこと <u>寝台用</u> ・病院等でのストレッチャー利用が前提となる ・乗用と比べてかご床面積当たりの積載荷重が軽くなるので、多数の人が同時に乗り込むおそれがある事務所等の建物には設置できない	□	□	令第129条の5 第2項ただし書 昇降基準1.2-19	
	昇降行程	・昇降路断面図と整合していること ・昇降行程が7m以下の乗用／寝台用EVは、平12建告第1413号第1第4号の特殊EVとなる	□	□	－	
	エレベーターのかごの定格速度	記載されていること ※240m/min以上の乗用／寝台用EVは、平12建告第1413号第1第5号の特殊EVとなる	□	□	－	
	保守点検の内容	取扱説明書や保守点検の要領書などが一式添付されていること	□	□	【参考】法第8条 昭60建告第606号	
エレベーターの荷重を算出した際の計算書	エレベーターのかごの床面積	かごの内のり間口と内のりの奥行きの積により計算されていること（一般的な長方形のかごの場合）	□	□	令第129条の5 第2項 昇降基準1.2-19	
エレベーターの仕様書／エレベーターの荷重を算出した際の計算書	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員／ エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	積載量・最大定員について、以下①～⑤のフローで算出されていること			令第129条の5 第2項ただし書表 令第129条の6 第5号 昇降基準1.2-18 ～1.2-25	
		①【法定積載荷重（単位：N）】 EVの用途・かごの床面積に応じて、令第129条の5第2項の表に基づき計算されていること	□	□		
		②【法定積載量（単位：kg）】 法定積載荷重（①）÷9.8（m/s^2）で計算されていること	□	□		
		③【定格積載量（単位：kg）】 法定積載量（②）に対して、±50kg以内での概数（50の倍数）とする（任意に設定可能） ※乗用EVで法定積載荷重が3,250N以下の場合、±10kg以内での概数（10の倍数）とすることができる	□	□		
		④【かごの定格積載荷重（N）】 定格積載量（③）×9.8（m/s^2）で計算されていること	□	□		
		⑤【最大定員（単位：人）】 ②or③÷65（kg/人）で計算されていること（小数点以下切捨て）	□	□		
		＜用途が特殊なEVの法定積載荷重＞ 以下に該当する場合、積載荷重の緩和あり ※適用条件は告示参照 ・トランク付きEV ・低昇降行程、小容量EV ・小規模共同住宅等に設置するEV ・ホームエレベーター	□	□	平12建告第1415号 昇降基準1.3-47 ～1.3-51	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの主要な支持部分の構造						
エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別	かごについて、腐食・腐朽のおそれのある設置環境の場合、腐食・腐朽しにくい材料とするか又はさび止めや防腐措置が講じられたものであること	□	□	令第129条の4 第3項第1号 昇降基準1.2-17	
	―	主要な支持部分について、腐食・腐朽のおそれのある設置環境の場合、腐食・腐朽しにくい材料とするか又はさび止めや防腐措置が講じられたものであること	□	□		
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	【主要な支持部分】 かごを支え、又は吊る構造上主要な部分 → 主索、主索の端部、支持ばり（マシンビーム）、ガイドレール（機械室なし等荷重がかかる場合）			令第129条の4 第1項本文 昇降基準1.2-15	
		【主索】				
		以下のものを用いていること ・JIS G3525-1998 （ワイヤーロープ） ・JIS G3546-2000 （異形線ロープ） 等	□	□	法第37条 令第129条の4第1項第2号 平12建告第1446号 第1第3号 昇降基準1.2-16	
		直径が10mm以上であること	□	□	平12建告第1414号 第2第3号イ(1) 昇降基準1.2-16 1.3-41	
		＜緩和規定＞ 直径を8mm以上とする場合、以下のいずれかに該当すること ① かごの定格速度≦30m/分、積載荷重≦2000N、昇降行程≦10m ② かごの定格速度≦15m/分、積載荷重≦2400N	□	□		
		上記に適合しないものを使用している場合、大臣認定を取得していること（平型ロープ等）	□	□		
		2本以上の主索でかごを吊る構造となっており、それぞれ独立してかごを吊ることができること	□	□	令第129条の4 第3項第2号 昇降基準1.2-17	
		【主索の端部】				
		以下のいずれかであること ・鋼製ソケットにバビット詰め ・鋼製の楔（くさび）式ソケット ・大臣認定を取得していること （据え込み式等）	□	□	平12建告第1414号 第2第3号イ(2) 昇降基準1.3-41	
		＜緩和規定＞ 据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又はケミカル固定のロープソケットとする場合、以下のいずれかに該当すること ①【主索】の緩和規定①に該当 ②【主索】の緩和規定②に該当	□	□		
		【支持梁（マシンビーム）】 構造が鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造のいずれかであること	□	□	平12建告第1414号 第2第2号ロ 昇降基準1.3-35	
		【ガイドレール】 構造が鋼製 又は 鋼材その他の金属（令第3章第8節第3款の規定に基づき短期に生ずる力に対する許容応力度が定められたもの）のいずれかであること ※一般的に使われるＩＳＯ規格品やＪＥＡＳ規格品は鋼製	□	□	平12建告第1414号 第2第2号ハ 昇降基準1.3-35 ～1.3-40	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	（エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造） ※綱車は主要な支持部分の定義にはあてはまらないが、便宜上本チェックシートではここに掲載	【綱車（吊り車や返し車を含む）】				
		綱車の直径 ≧ 主索の直径×40であること	□	□	平12建告第1414号 第2第3号イ(3) 昇降基準1.3-42	
		〈緩和規定〉 ①綱車の直径 ≧ 主索の直径×36とできる場合（次のいずれか） ・主索に接する部分の長さが綱車の周長の1/4以下 ・かごの定格速度≦45m/分、積載荷重≦3100 N かつ 昇降行程≦13m ②綱車の直径 ≧ 主索の直径×30とできる場合（次のいずれか） ・かごの定格速度≦30m/分、積載荷重≦2000N、昇降行程≦10m ・かごの定格速度≦15m/分、積載荷重≦2400N ③綱車の直径 ≧ 主索の直径×20とできる場合 ・かごの定格速度≦15m/分、積載荷重≦2400N かつ 主索に接する部分の長さが綱車の周長の1/4以下	□	□		
	エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造	【滑節構造とした接合部】				
		かごや釣合おもりのガイドシュー等とガイドレールが接合し、かつ、ガイドシュー等が可動する構造であること →ガイドローラーの場合、レールと接して可動すること →ガイドシューの場合、レールに給油して接した状態で摩耗なく可動すること	□	□	平20国交告第1494号 第1号 昇降基準1.3-102	
		ガイドシュー等とガイドレールが嵌合する構造であること ※ガイドシュー等がレールと嵌合しない場合は、同号ロにより、後段の耐震計算において【ガイドレールのたわみ量計算】が必要	□	□	平20国交告第1494号 第2号イ 昇降基準1.3-102	
		【滑車】				
		滑車は、索が滑車の溝にかかり、円滑に回転するものであること	□	□	平20国交告第1498号 第1号 昇降基準1.3-105	
		滑車の索に面する部分の端部からの溝の深さは、3mm以上で、かつ、索の直径の1/3以上であること （溝深さ寸法A：A≧1/3*dかつA≧3mm）	□	□	平20国交告第1498号 第2号 昇降基準1.3-106	
		索が滑車から外れないよう鉄製又は鋼製のロープガードが設けられていること	□	□	平20国交告第1498号 第3号 昇降基準1.3-106	
		ロープガードとの各寸法は、以下の条件を満たすこと ・山とロープガード間寸法B B≦17/20*d ・耳とロープガード間寸法C C≦3/4*d	□	□	平20国交告第1498号 第4号 昇降基準1.3-106	
	エレベーターの釣合おもりの構造	釣合おもりは、上枠、下枠、たて枠、おもり片で構成されていること	□	□	平25国交告第1048号 第1号 昇降基準1.3-133	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターのかごの構造						
エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別	【かごの壁・囲い・出入口戸】 難燃材料で造り、又は覆われていること（構造上軽微な部分を除く）	□	□	令第129条の6 第2号 昇降基準1.2-21	
		【かご材料の緩和告示】 設置する昇降機が以下のいずれかに該当すること ① 主要構造部を準耐火構造以外の構造とした建築物に設けるもの ② 住宅に設ける昇降機で昇降路のすべての出入口が一の住戸内のみにあるもの ③ 昇降路のすべての出入口が一の階のみにあるもの ④ 昇降路のすべての出入口が一の吹抜き（当該部分と壁又は戸で区画されていない部分を含む）のみにあるもの	□	□	令第129条の6 第2号ただし書 平12建告第1416号 第1 昇降基準1.3-51	
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかごの構造	◆衝撃に対して安全なかごの各部の構造◆ 平20国交告第1455号 第1			令第129条の6 第1号 昇降基準1.3-94 ～1.3-97	
		【囲い】 壁又は囲い・床・天井で囲まれていること（以下を除く） イ かごの出入口 ロ 非常救出口 ハ 換気上有効な開口部（壁・囲い・天井は設置OK、床設置はNG、壁・囲いに設ける場合はH180cm以上 or H30cm以下の場所であること）	□	□	平20国交告第1455号 第1第1号	
		上記ハの開口部にガラリ等が設置されていること	□	□	平20国交告第1455号 第1第3号	
		【衝撃への耐久性】 かごの壁・囲い・出入口の戸に対して直角に300N/5cm^{2}のカを加えた際に、 ・15mmを超える変形が生じないこと ・塑性変形が生じないこと	□	□	平20国交告第1455号 第1第4号	
		【ガラス】 かごの壁又は囲い・床・天井に使用するガラスが以下に適合すること（構造上軽微な部分を除く）			平20国交告第1455号 第1第5号	
		① 合わせガラス（JIS R3205に適合）又は同等以上の飛散防止性能を有するものとすること	□	□		
		② かごの出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る）に設けるガラス → 厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入板ガラス（JIS R3204に適合）とすることができる	□	□		
		③ 床面から1.1m以下の位置のかごの壁・囲いに設けるガラス → 床面から0.8m以上1.1m以下の高さに手すりを設けること	□	□		
	エレベーターのかごの構造	かごの壁・囲いは、脚部を床版に、頂部を天井版に緊結したものであること	□	□	平20国交告第1455号 第1第6号	
		かごの出入口の戸は、かご内からの衝撃により容易に外れないものであること	□	□	平20国交告第1455号 第1第7号	
		かごの床面で50lx以上の照度があること	□	□	平20国交告第1455号 第1第8号	
		かごの天井高さが2m以上であること	□	□	平20国交告第1455号 第1第9号	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	◆かご外の物に触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準（かごの規定）◆ 平20国交告第1455号 第2			令第129条の6 第１項第３号 昇降基準1.3-97 ～1.3-101	
		【かごの出入口の戸（全般）】				
		空隙がないこと	□	□	平20国交告第1455号 第２第１号	
		引き戸であること ※ホームエレベーターの場合、【開き戸、折りたたみ戸】による	□	□	平20国交告第1455号 第２第２号 平12国交告第1413号 第１第６号イ⑵ 昇降基準1.3-12	
		安全かつ円滑に開閉すること	□	□	平20国交告第1455号 第２第５号	
		かごの昇降中にかご内からの衝撃により容易に開かないこと	□	□	平20国交告第1455号 第２第６号	
		自動閉鎖構造の場合、反転作動できること（セーフティーシュー、多光軸センサー機能があること）	□	□	平20国交告第1455号 第２第７号	
		【引き戸】				
		閉じたときのすき間（以下の箇所）が8mm以下であること イ かごの出入口の戸 ⇔ 出入口枠 ロ かごの出入口の戸 ⇔ 敷居 ハ かごの出入口の戸の突合せ部分 ニ ２枚以上が重なり合って開閉する戸の場合、重なり合う戸の間	□	□	平20国交告第1455号 第２第３号	
		自動閉鎖構造の場合、150N以下の力により閉まること ※閉まり始め１／３は除く	□	□	平20国交告第1455号 第２第８号	
		【開き戸、折りたたみ戸】 ※ホームエレベーターの場合のみ				
		閉じたときのすき間（以下の箇所）が8mm以下であること ⑴ かごの出入口の戸 ⇔ 出入口枠 ⑵ かごの出入口の戸 ⇔ 床 ⑶ かごの出入口の戸の突合せ部分	□	□	平12建告第1413号 第１第６号イ⑶ 昇降基準1.3-12	
		昇降中に、かご外に向かって開くことができない構造であること	□	□	平12建告第1413号 第１第６号イ⑷ 昇降基準1.3-12	
		自動閉鎖構造の場合、以下に適合すること ⑴戸の質量（kg）×戸の開閉時速度（m/s）の２乗≦20であること ⑵150N以下の力で開閉するものであること	□	□	平12建告第1413号 第１第６号イ⑸ 昇降基準1.3-12	
		かご外に向かって開く場合、地震時の転倒等により当該戸の開閉に支障がある物を置かない旨を明示した標識を当該戸の見やすい場所に掲示されていること	□	□	平12建告第1413号 第１第６号ハ	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	非常の場合においてかご内の人を安全にかご外に救出することができる開口部の位置及び構造	【天井救出口が有る場合】 ・天井救出口が明示されていること ・天井救出口に、かご内からは開くことができない戸が設けられていること	□	□	令第129条の6 第4号 平20国交告第1455号 第1第1号ロ、第2号 昇降基準1.3-95	
		【天井救出口が無いEV】				
		側部救出口を設ける場合、以下に適合していること ・かごの壁、囲いに設ける側部救出口が明示されていること ・側部救出口に、かご内からは鍵を用いなければ開くことができない戸が設けられていること	□	□	平12建告第1413号 第1号イ 平20国交告第1455号 第1第1号ロ、第2号 昇降基準1.3-3 ～1.3-4	
		以下の①又は②のいずれかに該当すること ①停電時でも制御器の操作によりかごを昇降させることができるものであること（乗り場側から操作できるブレーキ開放装置等） ②手動でかごを昇降させることができるものであること（機械室がある場合の手動のブレーキ開放装置等）	□	□	平12建告第1413号 第1号ロ 昇降基準1.3-3 ～1.3-4	
	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、エレベーターの用途及び積載量並びに最大定員を明示した標識の意匠及び当該標識を掲示する位置	用途・積載量・最大定員を明示した標識について、 ・設計値どおりであること ・かご内の見やすい場所に設置されていること（かご意匠図等で確認）	□	□	令第129条の6 第5号 昇降基準1.2-21	
エレベーターの昇降路の構造						
エレベーターの使用材料表	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸（構造上軽微な部分を除く。）に用いる材料の種別	【昇降路の壁又は囲い・出入口戸】 難燃材料で造り、覆われていること（構造上軽微な部分を除く）	□	□	令第129条の7 第2号 昇降基準1.2-29	
		【昇降路材料の緩和告示】 設置する昇降機が以下のいずれかに該当すること ① 上記【かご材料の緩和告示】の①・③・④ ② 階数が3以下、延べ面積200m^{2}以内の一戸建ての住宅・長屋・共同住宅の住戸に設けるもの	□	□	令第129条の7 第2号ただし書 平12建告第1416号 第2 昇降基準1.3-51	
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	◆かご又は釣合おもりに触れるおそれのない壁又は囲い及び出入口の戸の基準（昇降路の規定）◆ 平20国交告第1454号			令第129条の7 第1号 昇降基準1.3-87 ～1.3-93	
		【周壁】 壁又は囲いで囲まれていること（以下を除く） イ 昇降路の出入口 ロ 機械室に通ずる主索等の周囲 ハ 昇降路の頂部・底部 ニ 保守点検に必要な開口部で以下に該当するもの ・かぎで施錠できる戸を設置したもの ・出入口の床面から開口部の下端までがH1.8m以上 又は 自閉戸かつ自動施錠機能付きであるもの ※開口部の扉が開いた時に運転を停止されることが望ましい	□	□	平20国交告第1454号 第1号 昇降基準1.3-87 1.3-89 昇降基準3.3-8	
		【衝撃への耐久性】 昇降路の壁又は囲い・出入口の戸に対して直角に300N/5cm^{2}のカを加えた際に、 ・15mmを超える変形が生じないこと ・塑性変形が生じないこと	□	□	平20国交告第1454号 第2号	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	【ガラス】 昇降路の壁又は囲い・出入口の戸に使用するガラスが以下に適合すること			平20国交告第1454号 第3号	
		① 合わせガラス（JIS R3205に適合）又は同等以上の飛散防止性能を有するものとすること	□	□		
		② 昇降路の出入口の戸（床面からの高さが1.1mを超える部分に限る）に設けるガラス → 厚さ6mm以上で幅20cm以下の網入板ガラス（JIS R3204に適合）又は同等以上の遮炎性能を有するもの	□	□		
		【昇降路の出入口の戸（全般）】				
		昇降路外からの衝撃により容易に外れないこと	□	□	平20国交告第1454号 第4号	
		空隙がないこと	□	□	平20国交告第1454号 第5号	
		引き戸であること ※ホームエレベーターの場合、【開き戸、折りたたみ戸】による。	□	□	平20国交告第1454号 第6号 平12国交告第1413号 第1第6号ロ⑵ 昇降基準1.3-12	
		安全かつ円滑に開閉すること	□	□	平20国交告第1454号 第10号	
		【引き戸】				
		閉じたときのすき間（以下の箇所）が6mm以下であること イ 昇降路の出入口の戸 ⇔ 出入口枠 ロ 昇降路の出入口の戸 ⇔ 敷居 ハ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分 ニ 2枚以上が重なり合って開閉する戸の場合、重なり合う戸の間	□	□	平20国交告第1454号 第7号	
		自動閉鎖構造の場合、150N以下の力により閉まること ※閉まり始め1／3は除く	□	□	平20国交告第1454号 第11号	
		【開き戸、折りたたみ戸】 ※ホームエレベーターの場合のみ				
		閉じたときのすき間（以下の箇所）が6mm以下であること ⑴ 昇降路の出入口の戸 ⇔ 出入口枠 ⑵ 昇降路の出入口の戸 ⇔ 床 ⑶ 昇降路の出入口の戸の突合せ部分	□	□	平12建告第1413号 第1第6号ロ⑶ 昇降基準1.3-13	
		自動閉鎖構造の場合、以下に適合すること ⑴戸の質量（kg）×戸の開閉時速度（m/s）の2乗≦20であること ⑵150N以下の力で開閉するものであること	□	□	平12建告第1413号 第1第6号ロ⑷ 昇降基準1.3-13	
		昇降路外に向かって開く場合、地震時の転倒等により当該戸の開閉に支障がある物を置かない旨を明示した標識を当該戸の見やすい場所に掲示されていること	□	□	平12建告第1413号 第1第6号ハ	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	エレベーターのかご及び昇降路の壁又は囲い及び出入口の戸の位置及び構造	◆昇降路の出入口の戸の施錠装置の基準◆ 平20国交告第1447号			令第129条の7 第3号 昇降基準1.3-85	
		昇降路の出入口の戸の昇降路内側に堅固に取り付けられていること	□	□	平20国交告第1447号 第1号	
		昇降路の出入口の戸が閉じた際、自動的かつ機械的に施錠されること	□	□	平20国交告第1447号 第2号	
		かごが昇降路の出入口の戸の位置に停止していない場合に開けようとしても、施錠の状態を保持する力が減少しないものであること	□	□	平20国交告第1447号 第3号	
		昇降路外から衝撃があった場合に、戸が容易に開かないよう施錠状態を保持できるものであること	□	□	平20国交告第1447号 第4号	
		腐食・腐朽しにくい材料とするか又はさび止めや防腐措置が講じられたものであること	□	□	平20国交告第1447号 第5号	
		施錠装置の係合部分が7mm以上であること	□	□	平20国交告第1447号 第6号	
エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	乗用エレベーター及び寝台用エレベーターである場合にあつては、出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかごの床先と昇降路の壁との水平距離	【敷居間すき間】 出入口の床先とかごの床先の水平距離が4cm以下であること	□	□	令第129条の7 第4号 昇降基準1.2-29	
		【かご床先と昇降路壁（又はフェッシャープレート）間のすき間】 ・乗用・寝台用EVの場合、12.5cm以下であること ・かご床先と昇降路壁との水平距離が12.5cmより大きくなる場合は、フェッシャープレートが設置されていること	□	□		
	エレベーターの昇降路内の突出物の種別、位置及び構造	【昇降路内の突出物に対する保護措置】			令第129条の7 第5号イ 平20国交告第1495号 昇降基準1.2-30 1.3-103 4.8-1	
		かご側ガイドレール用ブラケットには、機能上支障が出るおそれがある場合、主索等が回り込まないようにブラケット端部間に縦保護線が設置されていること	□	□		
		おもり用ガイドレール用ブラケットには、主索等が回り込まないようにブラケット端部間に縦保護線が設置されていること	□	□		
		その他、昇降機耐震設計・施工指針に基づき、保護措置がなされていること（昇降行程や、部材の設計により必要な措置は異なる）	□	□		
		昇降路内に給水、排水その他の配管設備が設置されていないこと（ただし、以下は除く） ・昇降機に必要な配管設備 ・光ファイバー及びその空配管	□	□	令第129条の7 第5号ロ 令第129条の2の4 第1項第3号 平17国交告第570号	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの駆動装置及び制御器						
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの駆動装置及び制御器の位置及び取付方法	◆駆動装置・制御器の転倒防止◆ 平21国交告第703号			令第129条の8 第1項	
		駆動装置（巻上機等のマシン）及び制御器が次の①～⑥に適合すること ※ボルトにかかる耐震計算については後段参照			平21国交告第703号 昇降基準1.3-112 ～1.3-115	
		① 機械室の部分（マシンルームレスの場合は昇降路等の部分）又は支持台に設けられていること	□	□		
		② ①の部分にボルトで緊結されていること（防振ゴムを用いる場合は、ボルト 又は ボルト及び形鋼、鋼板等で固定されていること）	□	□		
		駆動装置・制御器の支持台 ③ ①の部分にボルトで緊結されていること（防振ゴムを用いる場合は、ボルト 又は ボルト及び形鋼、鋼板等で固定されていること）	□	□		
		④ ①の部分並びに支持台は、地震その他の震動に対して安全上支障となる変形・ひび割れ等が生じないものであること(十分な強度を有していること)	□	□		
		⑤次のいずれかであること（支持台のほか、②の形鋼、鋼板等も同様） イ　JIS G3101に規定するSS330、SS400、SS490、SS540又はこれら以上の強度の鋼材を使用すること ロ　JIS G5501に規定するFC250、FC300、FC350又はこれら以上の強度の鉄材を使用すること	□	□		
		ボルト ⑥ 座金を使用　又は　ダブルナットとしていること（戻り止めの措置）	□	□		
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの制御器の構造	◆制御器の構造方法◆ 平12建告第1429号			令第129条の8 第2項	
		【かご位置の保持装置】 かごに積載荷重の1.25倍がかかった時でも保持力を維持できる（かごの位置が著しく変動しない）制御器（電磁ブレーキ、油圧ブレーキ）が設置されていること → 平12建告第1423号第2第3号と兼用可	□	□	平12建告第1429号 第1第1号 昇降基準1.3-77	
		【床合せ補正装置】 かご位置が変動する恐れがある場合、設置されていること（着床面を基準として75mm以下の変動までを調節するものであること）	□	□	平12建告第1429号 第1第1号ただし書 昇降基準1.3-77	
		【駆動装置動力の調節装置】 ドアインターロックスイッチにより、以下に適合すること ①かご・昇降路の出入口の戸が開く際に昇降させないこと ②令第129条の7第3号の施錠装置がかかった後に昇降させるものであること	□	□	平12建告第1429号 第1第2号、第3号 昇降基準1.3-78	
		【かご内・かご上停止スイッチ】 設置されていること ※かご内スイッチは、キー式とするか、又は施錠されたボックス内に設ける ※昇降行程が10m以下やかごに天井がないEVは、かご上スイッチは不要	□	□	平12建告第1429号 第1第4号 昇降基準1.3-78	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの制御器の構造	◆機械室なしエレベーター◆ 平12建告第1413号第１第３号			令第129条の3 第2項	
		・駆動装置・制御器の設置場所に、換気上有効な開口部や換気設備等が設けられていること ・又は、機器の発熱による昇降路内の温度上昇が7度以下であることの計算書が添付されていること	□	□	平12建告第1413号 第１第３号ニ 昇降基準1.3-7	
		駆動装置・制御器は、かご、釣合おもり等に接触しないように設けられ、また、昇降路の壁・囲いまでの水平距離は保守点検に必要な範囲で50cm以上であること	□	□	平12建告第1413号 第１第３号ホ・ヘ 昇降基準1.3-7	
		制御器を昇降路内に設ける場合、非常時でも昇降路外でかごを制御できる装置を設けられていること	□	□	平12建告第1413号 第１第３号ト 昇降基準1.3-8	
		駆動装置・制御器を昇降路の底部に設ける場合、以下に適合すること ①昇降路外でかごの降下を停止できる装置（ピットスイッチ）を設けていること ②昇降路内で機械式ストッパー等でかごの降下を停止できること ③非常の場合に昇降路内で動力を切ってかごの降下を停止できる装置（ピット安全距離確保装置）を設けていること（１m以上退避空間がある場合は不要）	□	□	平12建告第1413号 第１第３号チ 昇降基準1.3-9	
エレベーターの機械室						
各階平面図	エレベーターの機械室に設ける換気上有効な開口部又は換気設備の位置	室温を40℃以下に保持できるよう機器の発熱量に見合った換気扇、ガラリ等が設置されていること	□	□	令第129条の9 第３号 昇降基準1.2-35	
		換気扇を常時運転させない場合はサーモスタット付となっていること	□	□		
		換気扇の設置位置が低い場合はガード付とすること	□	□		
	エレベーターの機械室の出入口の構造	出入口の幅が70cm以上、高さが1.8m以上であること	□	□		
		施錠装置を有する鋼製の戸が設けられていること	□	□	令第129条の9 第４号 昇降基準1.2-36	
エレベーターの使用材料表	エレベーターの機械室の出入口に用いる材料	鋼製の戸であること	□	□		
各階平面図／エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの機械室に通ずる階段の構造	けあげが23cm以下であること	□	□	令第129条の9 第５号 昇降基準1.2-36	
		踏面が15cm以上であること	□	□		
		手すりが設けられていること（両側に側壁等がある場合を除く）	□	□		
床面積求積図	エレベーターの機械室の床面積及び昇降路の水平投影面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	機械室の床面積は、昇降路の水平投影面積の２倍以上とすること（機械の配置、管理上支障がない場合を除く）	□	□	令第129条の9 第１号 昇降基準1.2-32	
エレベーターのかご、昇降路及び機械室の断面図	エレベーターの機械室の床面から天井又ははりの下端までの垂直距離	かごの定格速度に応じて、令第129条の９第２号の表に示す垂直距離以上であること	□	□	令第129条の9 第２号 昇降基準1.2-33	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの安全装置の位置及び構造（制動装置）	◆制動装置の構造方法◆ 平12建告第1423号			令第129条の10 第1項・第2項	
		【頂部すき間】 次のいずれかであること ①第1第1号イの表の数値以上 ②第1第1号ロ(1)の計算結果以上 おもり側の緩衝器が第2第6号ロの油入緩衝器以外の場合及び緩衝器を設けずに緩衝材を設けた場合 $H=S+R+V^2/720+C$ ③第1第1号ロ(2)の計算結果以上 おもり側の緩衝器が第2第6号ロの油入緩衝器の場合 $H=S+R+V^2/1068+C$ ※記号は告示を参照	□	□	平12建告第1423号 第1第1号 昇降基準1.3-60	
		【ピットの深さ】 次のいずれかであること ①第1第1号イの表の数値以上 ②第1第1号イのただし書 かごが最下階床面に停止時、かご床下緩衝器受け板と緩衝器とのすき間及び緩衝器のストロークが適切に確保されていること	□	□	平12建告第1423号 第1第1号 昇降基準1.3-60	
		【自動停止装置】 かご内又は乗り場ボタンの呼びに応じて、かごを昇降路の出入口戸の位置に停止させるものであること	□	□	平12建告第1423号 第2第1号 昇降基準1.3-64	
		【過速度検出装置】 調速機、ガバナーとも呼ぶ 作動速度 ≦ かごの定格速度×1.3であること ※かごの定格速度≦45m/分の場合、作動速度≦63m/分	□	□	平12建告第1423号 第2第2号 昇降基準1.3-64	
		【ブレーキ】 動力が切れた際、原動機の惰性回転を自動制止する装置があること → 電磁ブレーキ、油圧ブレーキ	□	□	平12建告第1423号 第2第3号 昇降基準1.3-65	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの安全装置の位置及び構造（制動装置）	【非常止め装置】 次のいずれかであること ①第２第４号イ 過速度検出装置の作動後、かごの降下速度が定格速度×1.4を超えるまでに自動的に静止させる非常止め装置 ※かごの定格速度が45m/分以下である場合、作動速度≦68m/分 ・かごの定格速度＞45m/分 次第ぎき非常止め装置 ・かごの定格速度≦45m/分 次第ぎき又は早ぎき非常止め装置 ②第２第４号ロ 主索が切れた場合に作動するスラックロープ式の非常止め装置 ※積載荷重≦3100N、かごの定格速度≦45m/分かつ昇降行程≦13mの場合	□	□	平12建告第1423号 第２第４号 昇降基準1.3-65 ～1.3-67	
		【リミットスイッチ】 ・ピット内（かごの降下）、昇降路頂部付近（つり合おもりの降下）に、リミットスイッチ、ファイナルリミットスイッチが設けられていること	□	□	平12建告第1423号 第２第５号 昇降基準1.3-67	
		【緩衝器（バッファー）】 次のいずれかであること ①第２第６号イ　ばね緩衝器で、告示の表の定めるストローク以上のもの ※かごの定格速度≦60m/分の場合のみ適用可 ②第２第６号ロ　油入緩衝器で、告示の式の計算値以上のストロークのもの $L=V^2/534$ ※記号は告示を参照	□	□	平12建告第1423号 第２第６号 昇降基準1.3-67 ～1.3-68	
		【極低昇降行程・低速・小床面積EVの緩和】 昇降行程≦５m、かごの定格速度≦15m/分、かごの床面積≦1.5m^2で、【頂部すき間】【ピットの深さ】が上記の規定に適合する場合、制動装置は次のいずれかのみでよい ①主索が切れた場合、かごの降下を自動的に制止する安全装置 ②第２第１号、第３号、第５号及び第７号の安全装置を設置（【過速度検出装置】【非常止め装置】【緩衝器】の規定が緩和）	□	□	平12建告第1423号 第３ 昇降基準1.3-69	
	エレベーターの安全装置の位置及び構造（制動装置以外の安全装置）	◆安全装置（制動装置以外）◆			令第129条の10 第３項・第４項	
		【戸開走行保護装置】 ・大臣認定書による ・認定の仕様とエレベーターの仕様が整合していること	□	□	令第129条の10 第３項第１号 ※告示未制定 昇降基準1.2-38 ～1.2-41	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの安全装置の位置及び構造（制動装置以外の安全装置）	【地震時等管制運転装置】				
		①0.1m/s^{2}以上 3.0m/s^{2}以下（震度５強相当まで）の加速度を検知できるものであること	□	□	令第129条の10 第３項第２号 平20国交告第1536号 昇降基準1.3-107 ～1.3-111 4.9-1	
		②装置は加速度を検知できるよう、建築物に適切に設置されていること	□	□		
		③感知器の部分は、機械室又は昇降路のピット部分（最下階のFL以下）に固定されていること	□	□		
		④予備電源が設けられていること	□	□		
		⑤作動フローが以下に適合すること ・かごが出入口戸の位置に停止している場合、加速度検知後直ちに・自動で、かご・昇降路の戸を開く又はかご内の人が、これらの戸を開くことができること ・かごが昇降している場合、加速度検知後10秒以内に、自動的に、最短距離でかごを出入口戸の位置へ停止させ、かご・昇降路の戸を開く又はかご内の人が、これらの戸を開くことができること ・ただし、かごを昇降路の出入口戸の位置に停止させる前に0.8m/s^{2}以上の加速度が生じた場合、その他昇降に支障がある場合は、支障がなくなった後90秒以内に、自動的に、最短距離でかごを出入口戸の位置へ停止させ、かご・昇降路の戸を開く又はかご内の人が、これらの戸を開くことができること	□	□		
		⑥加速度の検知後直ちに、地震が発生したことが情報提供されること（かご内モニターへの表示等）	□	□		
		【外部連絡装置】 停電時においても、かご内からかご外へ連絡できる装置（インターホン※1、警報ベル、電話機※2等）が設置されていること ※1 インターホンの外部通話装置は通常管理人室等に設置するが、管理人が常駐していない場合は、避難階のEVホールなどの共用部に設置しておく必要がある ※2 電話機は電話回線の輻輳等により、一時的にかご外へ連絡できなくなる恐れがあるため、インターホン等の併設が望ましい	□	□	令第129条の10 第３項第３号 昇降基準1.2-41	
		【過荷重検出装置】 積載荷重×1.1の荷重が作用した場合に警報を発し、かつ、出入口戸の閉鎖を自動的に制止すること	□	□	令第129条の10 第３項第４号イ 昇降基準1.2-41	
		【非常照明】 停電時に床面で１lx 以上で30分間の照度を確保できること	□	□	令第129条の10 第３項第４号ロ 昇降基準1.2-41	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーター強度検証法						
【強度検証法の対象となる主要な支持部分等】 □かご枠（□上枠、□縦枠、□下枠）　□かごの床版 □主索　□主索の端部 □支持ばり（マシンビーム）　□レール（機械室なしEV） □その他（返し車のはり、主索の端部を固定するブラケット材など）					令第129条の4 第2項第1号 昇降基準1.2-16	
エレベーターの荷重を算出した際の計算書	エレベーターの各部の固定荷重	以下の部分について、適切に計算されていること ① 昇降する部分 主索、かご枠、かご室、床板、釣合おもり、釣合ロープ又はくさり、その他かご又は釣合おもりに設ける付属機器・鋼材等 ② 昇降する部分以外の部分 駆動装置、マシンビーム、その他付属機器・鋼材等で建築躯体やレールに設けられるもの	□	□	令第129条の5 第1項 昇降基準1.2-18	
	エレベーターのかごの積載荷重及びその算出方法	強度検証法での計算には、定格積載荷重又は法定積載荷重の重い方で計算されていること	□	□	令第129条の5 第2項 昇降基準1.2-19	
エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	固定荷重及び積載荷重によつて主要な支持部分等に生ずる力	【G_1】【G_2】【P】が適切に計算されていること G_1：固定荷重による力のうち、昇降しない部分による力（N） G_2：固定荷重による力のうち、昇降する部分による力（N） P：積載荷重による力（N）	□	□	令第129条の4 第2項第1号、第2号 令第129条の5 第1項・第2項 昇降基準1.2-16 1.2-18	
		【α_1】について、以下のいずれかであること ①平12建告第1414号第2第1号イに定める値 ・2.0（各部材共通） ・1.6（各部材共通：かごの定格速度≦45m/分、積載荷重≦3100 N、昇降行程≦13mの場合） ②大臣認定書内に記載の値（主索や主索の端部等について大臣認定を取得している場合）	□	□	令第129条の4 第2項第1号、第2号 平12建告第1414号 第2第1号 昇降基準1.2-16 1.3-34	
		【α_2】について、以下のいずれかであること ① 平12建告第1414号第2第1号ロに定める値 ・2.0（レール以外） ・3.0（レール：次第ぎき非常止め装置を使用する場合） ・6.0（レール：早ぎき非常止め装置を使用する場合） ②大臣認定書内に記載の値（主索や主索の端部等について大臣認定を取得している場合）	□	□		
	主要な支持部分等の断面に生ずる常時及び安全装置作動時の各応力度	【常時の応力度】 鉛直荷重：$G_1+\alpha_1$（G_2+P）のほか、水平荷重も必要に応じて考慮し、各部材の断面積や断面係数により適切に応力度が計算されていること	□	□	令第129条の4 第2項第2号 昇降基準1.2-17	
		【安全装置作動時の応力度】 鉛直荷重：$G_1+\alpha_2$（G_2+P）のほか、水平荷重も必要に応じて考慮し、各部材の断面積や断面係数により適切に応力度が計算されていること	□	□		

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーター強度検証法により検証した際の計算書	主要な支持部分等の材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度	【強度検証】 以下の部材それぞれについて、 材料の破壊強度÷部材の断面にかかる応力度 の計算結果が当該安全率以上であること ※法文上は、常時・安全装置作動時の各応力度が、材料の破壊強度を安全率で除して求めた許容応力度を超えないこととなっているが、実態的には、 σ＝Ｆ／Ｓ　→　Ｓ＝Ｆ／σ　の関係より、 （σ：許容応力度、Ｆ：破壊強度、Ｓ：安全率） 材料の破壊強度÷部材の断面にかかる応力度の計算結果≧安全率であることを確認する ※大臣認定を取得しているエレベーターの場合は、その認定書に記載の安全率による			令第129条の4 第2項第3号 平12建告第1414号 第2第2号 昇降基準1.2-17 1.3-41	
		【かご枠、かごの床版】 常時の安全率 3.0 安全装置作動時の安全率 2.0	□	□		
		【支持ばり（マシンビーム）】 ・鋼材の部分 常時の安全率 3.0 安全装置作動時の安全率 2.0 ・コンクリートの部分 常時の安全率 7.0 安全装置作動時の安全率 1.5	□	□	令第129条の4 第2項第3号 平12建告第1414号 第2第2号 昇降基準1.2-17 1.3-41	
		【レール】 常時の安全率／安全装置作動時の安全率　告示第2第2号ただし書・ハ⑵に規定する数値	□	□		
		【主索】 ・常時の安全率 設置時 5.0 ／ 使用時 4.0 ・安全装置作動時の安全率 設置時 3.2 ／ 使用時 2.5 ※使用時とは、部材交換時を想定するので、破壊強度は80%として計算する	□	□	令第129条の4 第2項第3号	
		【主索の端部】 ・常時の安全率 設置時 4.0 ／ 使用時 3.0 ・安全装置作動時の時の安全率 設置時 2.0 ／ 使用時 2.0 ※主索の破壊強度の80%を保証する固定方法を使用するため、強度計算には80%の値を用いて計算する また、摩損・曲げ疲労がないので、使用時、設置時とも同じ強度として計算する	□	□	平12建告第1414号 第2第3号ロ 昇降基準1.2-17 1.3-42	
	独立してかごを支え、又は吊ることができる部分の材料の破断強度を限界安全率で除して求めた限界の許容応力度	【強度検証（限界安全率）】 ① 主索・主索の端部について、主索の１本が破断した想定で残りの主索・主索の端部にかかる応力度が計算されていること ② 破壊強度Ｆ÷①の応力度　の計算結果が、以下の限界安全率以上であること ※大臣認定を取得しているエレベーターの場合は、その認定書に記載の安全率による			令第129条の4 第2項第4号 平12建告第1414号 第2第3号ハ 昇降基準1.2-17 1.3-43	
		【主索】 設置時の限界安全率 3.2 使用時の限界安全率 2.5	□	□	平12建告第1414号 第2第3号ハ 昇降基準1.3-43	
		【主索の端部】 設置時の限界安全率 2.0 使用時の限界安全率 2.0	□	□		

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
エレベーターに関する耐震計算等						
令第129条の4第3項第6号又は第7号の規定に適合することの確認に必要な図書	令第129条の4第3項第6号の構造計算の結果及びその算出方法	◆地震時構造計算（耐震基準）◆ 平25国交告第1047号			令第129条の4 第3項第6号 平25国交告第1047号 第1号 昇降基準1.3-128	
		【地震時構造計算の対象となる主要な支持部分】 □支持ばり（マシンビーム） □レール（機械室なしEV） □その他（返し車のはり、主索の端部を固定するブラケット材など） ※主索、主索の端部も主要な支持部分であるが、一般に強度検証法による計算時のほうが不利条件なので、地震時の計算は省略可能				
		主要な支持部分の断面に生じる短期の応力度が、G+P+Kの式により計算されていること	□	□	平25国交告第1047号 第1号・第2号 昇降基準1.3-128	
		＜参考＞ 一般的なエレベーターのG＋P＋K ・水平方向の荷重による力（G、P＝0） $K=Z*k_{hn}*(G_1+G_2+P')$ ・鉛直方向の荷重による力 G＋P＋K $=G_1+1.3*G_2+1.3*P+Z*k*(G_1+G_2+P')$ $=(1+Z*k_{vn})*G_1+(1.3+Z*k_{vn})*G_2$ $+1.3*P+Z*k_{vn}*P'$ G_1：固定荷重による力のうち、昇降しない部分による力（N） G_2：固定荷重による力のうち、昇降する部分による力（N） P：積載荷重による力（N） P'：地震時かごへの影響を考慮した積載荷重（N） Z：地域係数 k_{hn}：設計用水平標準震度 k_{vn}：設計用鉛直標準震度				
		上記の式により計算した短期の応力度が、令第3章第8節第3款の規定による短期の許容応力度を超えないこと	□	□	平25国交告第1047号 第3号 昇降基準1.3-130 平26国住指第4444号	
		規格が定められた鋼材等の場合、引張強さ（破壊強度）の下限値÷平12建告第1414号による安全装置作動時の安全率　を基準強度としていること（GB規格の鋼材を用いたマシンビーム、おもり枠、ISO／JEAS規格のガイドレール等）	□	□		
令第129条の4第3項第3号の規定に適合することの確認に必要な図書 ※規則第1条の3には記載なし	－	【ガイドレールのたわみ量計算】 地震時にかかる水平地震力（レール取付面と垂直方向）によってガイドレール・レールブラケットがたわんだ際、ガイドシュー等のかかり代が10mm以上確保できていること（ガイドレール及びレールブラケットのたわみ量計算により確認） （平25国交告第1047号による構造計算の続きで明示されることが一般的） ※同号イの場合（レールとガイドシュー等が嵌合する構造の場合）、計算不要	□	□	平20国交告第1494号 第2号ロ 昇降基準1.3-102 4.6-2	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
令第129条の4第3項第5号の規定に適合することの確認に必要な図書 ※規則第1条の3には記載なし	—	【釣合おもり枠の構造計算】 上枠、下枠、たて枠それぞれについて、適切に計算されていること （計算の考え方は、平25国交告第1047号と同様とする）	□	□	令第129条の4第3項第5号 平25国交告第1048号第2号・第3号 昇降基準1.3-133	
		【たて枠のたわみ量計算（おもり片の脱落防止）】				
		地震時にかかる水平地震力に対して、たて枠・おもり片のかかり代が10mm以上確保できていること（たて枠のたわみ量計算により確認）	□	□		
		＜緩和規定＞ 以下のいずれかの措置がされていれば、計算を省略可能（構造詳細図等で確認） ・上下枠・おもり片をすべて貫通する通しボルトを設置 ・左右のたて枠を連結する金具＋おもり片間の通しボルトを設置 ・左右のたて枠を連結する金具＋おもり片の押さえ金具を設置	□	□		
令第129条の8第1項の規定に適合することの確認に必要な図書 ※規則第1条の3には記載なし	—	【駆動装置等の転倒又は移動防止】 駆動装置及び制御器の設置に使用するボルトについて、ボルトの軸断面に生じる短期・長期の引張り及びせん断の応力度が、以下の式に適合すること ・長期に生じる力： $(R1/Ra1)^2+(S1/Sa1)^2 \leqq 1$ ・短期に生じる力： $(R2/Ra2)^2+(S2/Sa2)^2 \leqq 1$ ※記号は告示を参照 ※なお、ボルトにかかる引張り応力度・せん断応力度の計算方法については告示上触れられていないが、平25国交告第1047号に定められた地震力を用いることとする	□	□	令第129条の8第1項 平21国交告第703号 昇降基準1.3-112 ～1.3-115	

※下記、項目については、チェックリスト対象外の設備とする。
- 法第34条第2項に定める非常用の昇降機（令第129条の13の3第2項に規定する「非常用エレベーター」）
- 平12建告第1413号第1各号に定めるエレベーター
  （第1号：天井救出口のないエレベーター、第3号：機械室なしエレベーター及び第6号：ホームエレベーターを除く。）
- 荷物用エレベーター、自動車運搬用エレベーター
- 巻胴式エレベーター
- かごを鎖で吊るエレベーター（チェーン駆動式エレベーター）
- 油圧エレベーター

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第1条の3第6項）。

※規則第1条の3第4項表1(7)項の明示すべき事項については、内容の重複を避けるため記載していない。

※規則第1条の3第4項表1(10)項の明示すべき事項のうち、「令第129条の4第3項第7号の構造計算の結果及びその算出方法」については、チェックリスト対象外のため記載していない。

※下記、項目については、本チェックリストには掲載していないが、規定がかかる場合は審査上注意すること。
- 昇降路が竪穴区画となる場合、昇降路の出入口戸について令第112条第19項の規定がかかる。
- バリアフリー法第14条第4項により福祉関係規定が建築基準関係規定とされており、また条例で必要な事項が付加される場合、追加で規定がかかる。

（用語解説）

昇降機　　：一定の昇降路、経路その他これに類する部分を介して、動力を用いて人又は物を
建築物のある階又はある部分から他の階又は他の部分へ移動・運搬するための設備。（昇降基準1.1-3）

エレベーター：人 又は 人及び物 を運搬する昇降機（エスカレーターを除く。） 並びに
物を運搬するための昇降機でかごの水平投影面積が１m^2を超え、又は天井の高さが1.2mを超えるもの。
（令第129条の３第１項第１号）

トラクション式エレベーター：一端をかご、他端を釣合おもりと締結したロープを駆動用綱車に掛け、ロープと綱車の間に
発生する摩擦力によりロープを駆動してかごを昇降させる方式のエレベーター。
（昇降基準1.2-9）

かご　　：人又は物を乗せ昇降する部分。（令第129条の２の４第１項第３号）

主要な支持部分　：かごを支え、又は吊る構造上主要な部分。（令第129条の４第１項本文）
→ 主索、主索の端部、支持ばり（マシンビーム）、 ガイドレール。（機械室なし等荷重がかかる場合）

主要な支持部分等：主要な支持部分 並びに かごの床版 及び 枠。（令第129条の４第２項）

戸開走行保護装置：駆動装置及び制御器に故障が生じ、意図せずかごの位置が著しく移動した場合、又はかご及び昇降路の戸が
全て閉じる前に、意図せずかごが昇降した場合にかごを制止させる装置。
（UCMP：Unintended Car Movement Protection）（令第129条の10第３項第１号）

嵌合　…ガイドシュー等がガイドレールを包み込む又はガイドレールに包み込まれる構造のこと。

破壊強度…材料が破壊に至る力。　例）SS400：400N/mm^2

基準強度…材料が塑性変形する力。　例）SS400：235N/mm^2

（その他事項）

昇降機に該当しない事項：　例1）機械式駐車場（昇降基準1.1-3）
例2）荷物専用リフター（近畿共通Ｐ32）

ピット床下部の利用：衝撃荷重に十分耐える構造とした場合、様々な目的で利用できる。（昇降基準1.2-28）

急行ゾーン：出入口のない不停止階。（昇降基準1.2-26・1.2-30）

10. 避雷設備（JIS A 4201-2003）

R4. 4月

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
付近見取図	建築物の周囲の状況	〔緩　和〕 ・当該建築物が同一敷地内にある他の建築物等の避雷設備の避雷保護範囲内であること（所有者が異なる場合を除く） ・保護範囲内でも避雷設備を設置することが望ましい	□	□	法第33条 設備指針（7-9） P237	
2面以上の立面図	建築物の高さが20mを超える部分	【建築物の高さ】 ・地盤面から20mのラインを確認する ※傾斜地は平均地盤面ではなく最下部から算定することが望ましい ・塔屋部分や高架水槽等（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓等を含む）も高さに算入すること ・アンテナや旗竿等の屋上突出部は高さに算入しない（用語解説参照）	□	□	法第33条 令第2条第1項 令第129条の14 設備指針（7-10） P237～P238	
	雷撃から保護される範囲	建築物の高さ20mを超える①～③の部分が受雷部システムの配置による保護範囲に入っていること ①建築物（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓等を含む） ②屋上に設置する建築設備 ③その他の突出している構造物	□	□	法第33条 令第129条の14 設備指針（7-18）～（7-20） P244	
2面以上の立面図／小屋伏図	受雷部システムの配置	【保護レベル】 □Ⅰ　□Ⅱ：危険物 □Ⅲ　□Ⅳ：一般建築物等 保護レベルの目安は、 ・危険物の基準：原則レベルⅠとするが、保護確率を考慮した合理的な方法により決定される場合はレベルⅡとできる（平成17年1月14日消防危第14号） ・一般的建築物の最低基準：レベルⅣ ※保護レベルは、建築主及び設計者の選択による	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-2003 設備指針（7-2） P220～227 平成17年1月14日 消防危第14号	
		【保護角法】 突針等突出させた受雷部の上端から、その上端を通る鉛直線に対して引いた、高さに応じた角度の線の内側を保護範囲とする方法 ・保護角度は55度(レベルⅣ・地表面or陸屋根から受雷部の上端までの高さ20m以下の場合)	□	□		
		【回転球体法】 保護する建築物に沿って球体を転がしたとき、球体が建築物に接する前に二つ以上の受雷部又は受雷部と大地に接触するように配置することで、球体の線より保護する建物側を保護範囲とする方法 ・球体の半径は60m(レベルⅣの場合)	□	□		

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
2面以上の立面図／小屋伏図	受雷部システムの配置	【メッシュ法】 網目状に配置した水平導体によるメッシュ導体で覆われた内側を保護範囲とする方法 ・メッシュ幅は20m(レベルⅣの場合)	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-2003 設備指針（7-2） P220～227	
		・各方法の保護レベル等による保護範囲の詳細については別表１を参照すること ・それぞれの方法は、個別に又は組み合わせて使用することが可能。併用する場合、各方法の保護範囲を合わせた保護範囲とできる	□	□		
		高層ビル等で回転球体法を採用する場合、回転球体の半径を超える外壁側面はメッシュ導体等で保護すること ※例えば保護レベルⅣの場合、回転球体法の半径が60mであるため、地上60m以上の外壁面をメッシュ法で保護する必要がある	□	□		
避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	・腐食のおそれのある部分 腐食しにくい材料又は腐食防止のための措置が講じられていること	□	□	令第129条の15 設備指針（7-25） P249	
	日本産業規格A4201-1992又は日本産業規格A4201-2003の別	JISの種別が記載されていること（２つの規格を併用した計画をしていないこと） □ JIS A 4201-1992 □ JIS A 4201-2003	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-2003 設備指針（7-1） P219～P220	
避雷設備の構造詳細図	受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造	・引下げ導線は、雷撃点から大地までの経路を次のように施設すること ①複数の電流経路を並列に形成 ②電流経路の長さを最小に保つ	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-2003 設備指針（7-2） P220～227	
		【引下げ導線】 ・導線数：２条以上 ※水平投影面積が25m^{2}以下の場合は１条でよい ・被保護物外周に沿って設置 ・平均間隔は別表２による ※外周に沿って等間隔に配置することが望ましい	□	□		
		【材料・寸法】 ・受雷部、引下げ導線に使用する材料の最小断面寸法が別表３に規定する寸法に適合していること ・構造体利用の受雷部構成部材として金属板及び金属管を用いる場合は別表４に規定する寸法に適合していること	□	□		
		【直接法の場合】 ・引下げ導線は、地表面近く及び垂直方向最大20m間隔ごとに水平環状導体等で相互接続しなければならない	□	□		
		【簡略法の場合】 ・ＲＣ造の場合は鉄筋、Ｓ造及びＳＲＣ造の場合は、鉄骨をもって引下げ導線に代えてもよい	□	□		

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄		根拠法令等	備考欄
			適合	該当なし		
避雷設備の構造詳細図	接地極の位置及び構造	【A型接地極】(放射状・垂直・板状) ・放射状（水平）接地極：引下げ導線から2方向に水平導体を5m(レベルⅣの場合)以上敷設する ・垂直接地極：鉛直方向に棒状電極を2.5m(レベルⅣの場合)以上敷設し、極の長さの3～4倍の間隔を設ける ・板状接地極：表面積が片面0.35m^{2}以上の板状接地極を鉛直方向に敷設し、極の長辺長さの3～4倍の間隔を設ける ・接地極の数は2以上 ・接地極の埋設深さは0.5m以上	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-2003 設備指針（7-2） P220～227	
		【B型接地極】（環状・基礎・網状） ・環状接地極：接地線を建物基礎に沿ってループ状に施設する接地極 ・基礎接地極：任意的に基礎コンクリート内に導体を環状に施設する接地極、亜鉛メッキを推奨 ・網状接地極：接地導線により網目状に施設する接地極	□	□		
		・接地極は各引下げ導線に１個以上接続すること ・接地極は、被保護物の外側に0.5m以上の深さに施設すること	□	□		
避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	・支持構造部及び緊結金物で腐食又は腐朽のおそれのあるものには、有効な錆止め又は防腐のための措置を講ずること	□	□	令第129条の15	
構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造方法	・支持管は構造耐力上主要な部分に緊結すること ・支持管風圧強度計算書で外力に対し安全上支障のないことが確かめられていること	□	□	令第87条 令第129条の2の3第2号、第3号 平12建告第1388号 平12建告第1389号	

別表１　保護レベルに応じた受雷部の配置

保護レベル	回転球体法 R（m）	保護角法　h（m）					メッシュ法幅（m）
		20	30	45	60	60 超過	
		α（°）	α（°）	α（°）	α（°）	α（°）	
Ⅰ	20	25	※	※	※	※	5
Ⅱ	30	35	25	※	※	※	10
Ⅲ	45	45	35	25	※	※	15
Ⅳ	60	55	45	35	25	※	20
※　回転球体法及びメッシュ法だけを適用する。							

注１　Ｒは、回転球体法の球体半径

注２　ｈは、地表面から受雷部の上端までの高さ
ただし、陸屋根の部分においては、ｈを陸屋根から受雷部の上端までの高さとすることができる

別表２　保護レベルに応じた引下げ導線の平均間隔

保護レベル	平均間隔（m）
Ⅰ	10
Ⅱ	15
Ⅲ	20
Ⅳ	25

注１　引下げ導線の平均間隔は、JIS本編３．２の安全離隔距離と相関関係にある
この値が別表３より大きい場合には安全離隔距離を相当に増加することが望ましい
できるだけ建築物等の各突角部近くに配置することが望ましい

注２　建物の形状がロの字（中庭がある場合）又はコの字等の場合は、外周及び内周の外周長の試算が必要である

注３　段差がある建築物（セットバック形状）外周長算定においては、被保護物の高さ、形状変化（セットバックなど）に応じて各レベルでの外周長の計測、配置及び条数の確認が必要である

別表３　雷保護システムの材料の最小寸法

保護レベル	材　料	受雷部（㎟）	引下げ導線（㎟）	接地極（㎟）
Ⅰ～Ⅳ	銅	35	16	50
	アルミニウム	70	25	—
	鉄	50	50	80

別表４　JIS A 4201-2003 受雷部システムにおける金属板又は金属管の最小厚さ

保護レベル	材　　料	厚さｔ（㎜）	厚さｔ’（㎜）
Ⅰ～Ⅳ	鉄	4	0.5
	銅	5	0.5
	アルミニウム	7	1

厚さｔ　：金属板が雷電流によって穴があいてはならない構造のもの又は高温にさらされてはならないもの
金属管は雷撃点の内表面の温度上昇が危険を引き起こさないもの

厚さｔ’：金属板が雷電流によって穴があいても差し支えない構造のもの又は金属板の下部に着火する可燃物がない場合
金属管は以下※の通り

※金属管については、厚さが 2.5mm以上で穴があいても危険な状況、その他好ましくない状況を引き起こさないもの

（用語解説）

旗竿・アンテナ：テレビアンテナ及び旗竿は建築物の高さに算入されないため、テレビアンテナ及び旗竿のみが20mを超える場合、法的には避雷設備の設置は必要ない。しかし、雷撃の確率は高さに比例して増加すると考えられるため、テレビアンテナ及び旗竿のみが20mを超える場合であっても避雷設備によって雷撃から保護すべきである

突　　針：鋼管の先端に設置され、空中に突出させた受雷部いわゆる避雷針

むね上導体：鬼撚り銅線等の導体をパラペットや屋根などの上に沿って設置した受雷部

直　接　法：建築物の外壁に沿って避雷導線を引き下げる方法

簡　略　法：引下げ導線の代わりに建築物の鉄筋又は鉄骨を利用する方法

プレキャストコンクリート(PC)工法：工場製作された梁、柱、壁などのコンクリート部材を建設現場に運び込んでつなぎ合わせる工法。部材内の鉄筋継手には、絶縁性（モルタル充填式等）のものが使用されることがあるので、主鉄筋を引下げ導線として使用する場合、接続金具等を使用して電気的に接続すること

11．避雷設備（JIS A 4201-1992）

R4．4月

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
付近見取図	建築物の周囲の状況	〔緩　和〕 ・当該建築物が同一敷地内にある他の建築物等の避雷設備の避雷保護範囲内であること（所有者が異なる場合を除く） ・保護範囲内でも避雷設備を設置することが望ましい	□	□	法第33条 設備指針（7-9） P237	
２面以上の立面図	建築物の高さが20mを超える部分	【建築物の高さ】 ・地盤面から20mのラインを確認する ※傾斜地は平均地盤面ではなく最下部から算定することが望ましい ・塔屋部分や高架水槽等（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓等を含む）も高さに算入すること ・アンテナや旗竿等の屋上突出部は高さに算入しない（用語解説参照）	□	□	法第33条 令第2条第1項 令第129条の14 設備指針（7-10） P237～P238	
	雷撃から保護される範囲	建築物の高さ20mを超える①～③の部分が受雷部システムの配置による保護範囲に入っていること ①建築物（階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓等を含む） ②屋上に設置する建築設備 ③その他の突出している構造物	□	□	法第33条 令第129条の14 設備指針（7-18）～（7-20） P244	
	受雷部システムの配置	【突　針】 ・保護角：60度以下 ・先　端：可燃物から0.3m以上突出	□	□	法第33条 令第129条の14 令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-1992 設備指針（7-12）～（7-18） P239～P244 設備指針（7-21）～（7-22） P245～P246	
		【むね上げ導体】 ・雷撃を受けやすい部分に設置 ※むね、パラペット、屋根、陸屋根の場合は外周に沿ってループ状 ・保護角：60度以下 保護角に入らない屋根の部分は各点からむね上げ導体まで水平距離10m以下 ※パラペット等に導体を密着して設置する場合は導体から0.2m以下の部分を保護されているとみなす ・離　隔：可燃物から0.3m以上 ・手すり、フェンス等（金属体（直径12mm以上の鋼棒等））は受雷部とみなす 〔むね上げ導体と突針の併用〕 両方の保護範囲を合わせた保護範囲とできる	□	□		
		【独立避雷針、独立架空地線】 ・建築物が保護範囲のライン（保護角が60度以下の部分）に入っていること	□	□		
		【ケージ】 ・網目：2m以下であること	□	□		
		【大臣認定を受けた避雷設備】 ・大臣の認定書による	□	□		

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
小屋伏図	受雷部システムの配置	【突　針】 ・建築物が保護範囲のライン（保護角が60度以下の部分）に入っていること	□	□	法第33条 令第129条の14 令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-1992 設備指針（7-5） P231 設備指針（7-7） P236 設備指針（7-13） ～（7-18） P241～P244 設備指針（7-21） ～（7-22） P245～P246	
		【むね上げ導体】 ・雷撃を受けやすい部分に設置 ※むね、パラペット、屋根、陸屋根の場合は外周に沿ってループ状 ・保護角：60度以下 保護角に入らない屋根の部分は、各点からむね上げ導体まで水平距離10m以下 ※パラペット等に導体を密着して設置する場合は導体から0.2m以下の部分を保護されているとみなす ・離　隔：可燃物から0.3m以上 ・手すり、フェンス等（金属体（直径12mm以上の鋼棒等））は受雷部とみなす 〔むね上げ導体と突針の併用〕 両方の保護範囲を合わせた保護範囲とできる	□	□		
		・受雷部が2以上ある場合 相互間は露出避雷導線で連接又はループ状に接続 ・被保護物の外周長の算出 建築物の高さ20mを超える部分を測定対象とする ・エキスパンションジョイントで接続される建築物の外周長の算出 主鉄筋又は鉄骨相互間を最上部で2か所以上電気的に接続する場合は1棟とみなす	□	□		
		【独立避雷針、独立架空地線】 ・建築物が保護範囲のライン（保護角が60度以下の部分）に入っていること	□	□		
		【ケージ】 ・網目：2m以下であること	□	□		
		【大臣認定を受けた避雷設備】 ・大臣の認定書による	□	□		
		避雷導線は電灯線、電話線、ガス管から1.5m以上離していること （1.5m以内の金属体は避雷導線と接続又は静電遮蔽）	□	□		
避雷設備の構造詳細図	雨水等により腐食のおそれのある避雷設備の部分	・腐食のおそれのある部分 腐食しにくい材料又は腐食防止のための措置が講じられていること ※避雷導線とその支持金具は、同一の材質の金属とすること	□	□	令第129条の15 設備指針（7-25） P249	
	日本産業規格A4201-1992又は日本産業規格A4201-2003の別	JISの種別が記載されていること（2つの規格を併用した計画をしていないこと） □ JIS A 4201-1992 □ JIS A 4201-2003 ※危険物関係は、危険物の規制に関する規則第13条の2の2に基づき、新JIS（A4201-2003）を適用すること	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-1992 設備指針（7-1） P219～P220 平成17年1月14日 消防危第14号	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
避雷設備の構造詳細図	受雷部システム及び引下げ導線の位置及び構造	【突　針】 ・材料 直径12mm以上の棒で、材質が銅、アルミニウム、亜鉛メッキを施した鉄若しくは鋼）又は同等以上のものであること（内部が空洞の管等は使用不可）	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-1992	
		【むね上げ導体】 ・材　料 材質が銅（断面積：30mm^{2}以上）又は アルミニウム（断面積：50mm^{2}以上）の単線、より線、平角線、管であること	□	□	設備指針（7-6） （7-7） P233～P236 設備指針（7-23） ～（7-24） P246～P249	
		【引下げ導線】 ・導線数：２条以上　※別表A ※直接法で水平投影面積が50m^{2}以下の場合は１条でよい ・被保護物外周に沿って設置（間隔は50m以内） ・材　料 材質が銅（断面積：30mm^{2}以上）又は アルミニウム（断面積：50mm^{2}以上）の単線、より線、平角線、管であること	□ □	□ □	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-1992 設備指針（7-6） （7-7） P233～P236 設備指針（7-23） ～（7-24） P246～P249	
		〔簡略法の場合〕 ・ＲＣ造の場合：鉄筋（２条以上） 主鉄筋と鉄板を溶接（クランプやボルト締めは不可） 鉄板と避雷導線はテルミット溶接又は黄銅ろう付けにボルト（2本）接続 ・Ｓ造及びＳＲＣ造の場合：鉄骨 ・PC工法の場合：鉄筋の継手は電気的接続を確保する（不明瞭な場合は鉄筋相互間を接続導体及び接続金物で接続）	□	□		
	接地極の位置及び構造	【接地極】 ・各引下げ導線に１個以上接続 ※別表B ・材　料： 厚さ 1.4mm以上 面積0.35m^{2}以上 銅板又は同等以上 ・埋設深さ：地下 0.5 m以上 ・抵抗値： 10Ω以下（総合接地） 50Ω以下（単独接地） 〔接地極の省略〕 基礎の接地抵抗地が5Ω以下	□	□	令第129条の15 平12建告第1425号 JIS A 4201-1992 設備指針（7-27） P250～P251	
避雷設備の使用材料表	腐食しにくい材料を用い、又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分	・腐食のおそれのある部分 腐食しにくい材料又は腐食防止のための措置が講じられていること	□	□	令第129条の15 設備指針（7-25） P249	
構造詳細図	昇降機以外の建築設備の構造方法	・支持管は構造耐力上主要な部分に緊結すること ・支持管風圧強度計算書で外力に対し安全上支障のないことが確かめられていること ※突針部は、JIS A 4201-1992により、令第８７条の規定による風圧力に対して安全な構造とすること	□	□	JIS A4201-1992 令第87条 令第129条の2の3 第2号、第3号 平12建告第1388号 平12建告第1389号	

別表A　外周長と引下げ導線数（建築物上部）

<table>
<tr><th>受雷部</th><th colspan="4">引下げ導線数・主鉄筋等の接続数</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">受雷部が複数ある場合、受雷部相互を露出した避雷導線によって連接するかループ状にする。</td><td>建築物の外周長等</td><td colspan="2">簡略法*1</td><td>直接法*2</td><td rowspan="7">＊1　簡略法
JIS本文の3.1及び3.2の工法により行うものをいう。

＊2　直接法
JIS本文3.1工法により行うものをいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水平投影面積
50㎡以下</td><td>鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造</td><td>鉄筋コンクリート造</td><td rowspan="2">1</td></tr>
<tr><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>外周長
100m以下</td><td>2</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>外周長100mを超え150m以下</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>外周長150mを超え200m以下</td><td>4</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>外周長
200m超</td><td colspan="3">上記に準じ外周長50mを超えるごとに1ヶ所増とする。</td></tr>
<tr><td colspan="5">注）受雷部より避雷導線による引下げ導線（若しくは引下げ導線に代わる鉄骨、鉄筋等）への接続は、建築物の外周長50m以下ごとにほぼ均等に突角部近くにてこれを行う。
ただし、鉄骨を避雷導線に代えてもよい。</td></tr>
</table>

別表B　外周長と引下げ導線数（建築物下部）

<table>
<tr><th rowspan="2">建築物の外周長等</th><th colspan="2">接地極数</th><th rowspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><th>簡略法</th><th>直接法</th></tr>
<tr><td>水平投影面積
50㎡以下</td><td>2</td><td>1</td><td rowspan="5">（1）　引下げ導線に代えて主鉄筋を用いる工法において、建築物下部で接地極板と接続する避雷導線と主鉄筋等への接続点は、上部接続柱と同一の柱とする。

（2）　被保護物の基礎の接地抵抗値が5Ω以下ならば、接地極を省略してもよい。

（3）　一定の条件のもとに水道給水管又は配水管を接地極の1つに代えてもよい。

（4）　主要構造部が木造の場合は50㎡以下でも接地極は2ヶ所とする。</td></tr>
<tr><td>外周長　100m以下</td><td>2</td><td>2</td></tr>
<tr><td>外周長　100mを超え
150m以下</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td>外周長　150mを超え
200m以下</td><td>4</td><td>4</td></tr>
<tr><td>外周長　200m超</td><td colspan="2">上記に準じ外周長50mを超えるごとに1ヶ所増とする。</td></tr>
</table>

（用語解説）

旗竿・アンテナ：テレビアンテナ及び旗竿は建築物の高さに算入されないため、テレビアンテナ及び旗竿のみが20mを超える場合、法的には避雷設備の設置は必要ない。しかし、雷撃の確率は高さに比例して増加すると考えられるため、テレビアンテナ及び旗竿のみが20mを超える場合であっても避雷設備によって雷撃から保護すべきである。

突　　針：鋼管の先端に設置され、空中に突出させた受雷部いわゆる避雷針

むね上導体：鬼撚り銅線等の導体をパラペットや屋根などの上に沿って設置した受雷部

直　接　法：建築物の外壁に沿って避雷導線を引き下げる方法

簡　略　法：引下げ導線の代わりに建築物の鉄筋又は鉄骨を利用する方法

プレキャストコンクリート(PC)工法：工場製作された梁、柱、壁などのコンクリート部材を建設現場に運び込んでつなぎ合わせる工法。部材内の鉄筋継手には、絶縁性（モルタル充填式等）のものが使用されることがあるので、主鉄筋を引下げ導線として使用する場合、接続金具等を使用して電気的に接続すること

12. 防火設備（防火戸、防火シャッター（感知器連動））

R4. 4月

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
令第112条第19項第１号の規定が適用される建築物						
各階平面図	防火設備の位置及び種別	各防火区画の開口部に設置する防火設備等			令第112条第19項第１号 特定防火設備 令第112条第１項 平12建告第1369号 防火設備 法第２条第９号の２ロ 平12建告第1360号	
		令第112条第１項本文、第４項、第５項の規定による区画に用いる特定防火設備 →　特定防火設備であること（詳細は後段）	□	□		
		令第112条第７項の規定による区画に用いる法第２条第９号の２ロに規定する防火設備 →　特定防火設備 又は 防火設備であること（詳細は後段）	□	□		
耐火構造等の構造詳細図	防火区画に用いる防火設備の構造 【随時閉鎖式防火戸（面積区画・高層区画等）】	随時閉鎖又は作動できる防火戸は、煙感知器、熱感知器、熱煙複合式感知器であること	□	□	令第112条第19項第１号 昭48建告第2563号 第１第２号・第２第２号 平12建告第1360号 第３ 平12建告第1369号 第３	
		竪穴区画用と兼用する場合は、遮煙性能を有するものであること	□	□		
		くぐり戸を設けること（避難経路以外に設けるものは不要）（【仕様】くぐり戸は自動閉鎖機構付で、幅≧75cm、高さ≧1.8m、敷居高≦15cm） （注）仕様については、特定行政庁が条例等で別に定めている場合があるため注意すること ※特定の建築物用途の利用者用に供する部分では幅≧80cm、敷居高0cm（大阪府内）	□	□		
		防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくり又は定規縁若しくは戸当りを設けるなど、隙間を生じないこと	□	□		
		閉鎖した際、防火設備の取付金物が露出しないこと	□	□		
令第112条第19項第２号の規定が適用される建築物						
各階平面図	防火設備の位置及び種別	各防火区画の開口部に設置する防火設備等			令第112条第19項第２号 特定防火設備 令第112条第１項 平12建告第1369号 防火設備 法第２条第９号の２ロ 平12建告第1360号 10分間防火設備 令第112条第12項 ただし書 令２国交告第198号	
		令第112条第１項第２号、第10項又は第18項の規定による区画に用いる特定防火設備 →　特定防火設備であること	□	□		
		令第112条第10項、第11項又は第12項本文の規定による区画に用いる法第２条第９号の２ロに規定する防火設備 →　特定防火設備 又は 防火設備であること	□	□		
		令第112条第12項ただし書の規定による区画に用いる10分間防火設備 →　特定防火設備、防火設備又は10分間防火設備であること	□	□		
		令第112条第13項の規定による区画に用いる戸 →　ふすま、障子等以外の戸であること	□	□		

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
耐火構造等の構造詳細図	防火区画に用いる防火設備の構造 【随時閉鎖式防火戸（竪穴区画・異種用途区画等）】	随時閉鎖又は作動できるものであること	□	□	令第112条第19項第２号 昭48建告第2564号第１号イ 昭48建告第2563号第１第２号	
		煙感知器、熱煙複合式感知器連動自動閉鎖であること	□	□		
		遮煙性能を有しているものであること	□	□		
		くぐり戸を設けること（面積区画・高層区画等の場合に同じ）	□	□		
		防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくり又は定規縁若しくは戸当りを設けるなど、隙間を生じないこと	□	□	令第112条第19項第２号 昭48建告第2564号第１号ロ 平12建告第1360号第３ 平12建告第1369号第３ 設備指針（6-16）P200	
		閉鎖した際、防火設備の取付金物が露出しないこと	□	□		
		シャッターにあっては、内のり幅5m以下で遮煙性能試験に合格したもの又はシャッターに近接する位置に網入りガラスその他法第2条第9号の2ロに規定する防火設備と同等の性能を有するものを固定して併設したものは、内のり幅8m以下であること	□	□		
共通事項						
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造 【感知器】	【危害防止措置】				
		防火設備の質量×閉鎖時速度（m/s）の２乗≦20であること	□	□	昭48建告第2563号第１第２号イ 昭48建告第2563号第２第２号イ	
		防火設備の質量が15kg以下であること ※以下のいずれかに該当するものを除く ①水平方向に閉鎖するもので、その閉鎖力が150N以下であるもの ②周囲の人と接触することにより停止するもの（人との接触を検知してから停止するまでの移動距離が5cm以下で、接触した人が離れた後に再び閉鎖又は作動する構造）	□	□	昭48建告第2563号第１第２号イ 昭48建告第2563号第２第２号イ	
		【煙感知器、熱感知器、熱煙複合式感知器】			昭48建告第2563号第１第２号、第２第２号 設備指針（6-15）P197 設備指針（6-16）P200	
		防火設備からの水平距離1m以上10m以内に設置されていること	□	□		
		防火設備と感知器との間に間仕切壁等がないこと	□	□		
		壁（天井から50cm以上下方に突出した垂れ壁等を含む）から60cm以上離れた天井等の室内に面する部分（廊下等狭い場所で60cmの確保が難しい場合は中央）に設置されていること	□	□		
		※煙感知器又は熱煙複合式感知器の場合、以下の場所には設置されていないこと ・換気口等の空気吹出口に近接する場所 ・じんあい、微粉又は水蒸気が多量に滞留する場所 ・腐食性ガスの発生するおそれのある場所 ・厨房等正常時において煙等が滞留する場所 ・排気ガスが多量に滞留する場所 ・煙が多量に流入するおそれのある場所 ・結露が発生する場所	□	□		

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造【感知器】	※熱感知器及び熱煙複合式感知器の場合、特種の公称作動温度が60～70度であること（最高周囲温度が50度を超える場所では、当該最高周囲温度より20度高い公称作動温度のもの）	□	□	昭48建告第2563号 第１第２号、第２第２号 設備指針（6-15） P197 設備指針（6-16） P200	
		※倉庫の用途に供する部分の床面積が5万m^2以上のものに設ける火災情報信号を発信する煙感知器等（スプリンクラー設備等を設けたものを除く）に用いる電気配線については、短絡に関する以下のいずれかの措置を講じていること ①煙感知器等に接続する部分に、耐熱性を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じたもの ②短絡した場合にあっても、その影響が防火設備等で区画された建築物の部分でその床面積が3,000m^2以内のもの以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けたもの	□	□		
	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造【連動制御器・自動閉鎖装置】	【連動制御器】 感知器から信号を受けた場合に自動閉鎖装置に起動指示を与えるもので、随時、制御の監視ができること 【自動閉鎖装置】 連動制御器から起動指示を受けた場合に防火設備を自動的に閉鎖させること	□	□	昭45建告第1829号 昭48建告第2563号 設備指針（6-1） P181 設備指針（6-8） P188 設備指針（6-10） ～（6-11） P191 設備指針（6-18） P206	
		耐熱配線であること	□	□		
		常用の電源は、他の電気回路に接続せず、配電盤の階別主開閉器の電源側で分岐していること	□	□		
	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造【防火設備の材料】	【防火設備】※概要 １　令元国交告第194号第２第４項に規定する30分間防火設備 ２　法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの ３　鉄製で、鉄板厚さ0.8mm以上であるもの ４　鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製であるもの ５　土蔵造であるもの ６～９　各号に定めるはめごろし戸 10　骨組に防火塗料を塗布した木材製で、屋内面に厚さ1.2cm以上の木毛セメント板又は厚さ0.9cm以上のせっこうボードを張り、屋外面に亜鉛鉄板を張ったもの 11　防火塗料を塗布した木材と網入りガラスで造られたもの（開口面積0.5m^2以内の開口部に設ける戸に限る） ※３、６又は７の防火設備は、周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付けること ※防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくり、定規縁若しくは戸当たりを設ける等、閉鎖時に隙間が生じないこと	□	□	法第２条第９号の２ロ 平12建告第1360号	

図書の書類	明示すべき事項	審査するポイント	チェック欄 適合	チェック欄 該当なし	根拠法令等	備考欄
耐火構造等の構造詳細図	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造【特定防火設備の材料】	【特定防火設備】※概要 1　令元国交告第193号第１第９項に規定する75分間防火設備 2　法第21条第２項第２号に規定する構造方法のもの又は認定を受けたもの 3　法第61条の規定による国土交通大臣の認定を受けたもの 4　平27建告第250号第２第３号リ(2)(ⅰ)(一)に規定する構造としたもの 5　骨組が鉄製で、両面にそれぞれ厚さ0.5mm以上の鉄板を張ったもの 6　鉄製で、鉄板厚さ1.5mm以上であるもの 7　鉄骨コンクリート製又は鉄筋コンクリート製で、厚さ3.5cm以上であるもの 8　土蔵造で、厚さ15cm以上であるもの 9　令第109条第２項の規定により防火設備とみなされる外壁、袖壁、塀等で防火構造としたもの 10　開口面積が100cm^{2}以内の換気孔に設ける防火覆い又は地面からの高さ１m以内の換気孔に設ける網目２mm以下の金網 ※５又は６の防火設備は、周囲の部分が不燃材料で造られた開口部に取り付けること ※防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくり、定規縁若しくは戸当たりを設ける等、閉鎖時に隙間が生じないこと	□	□	令第112条第１項 平12建告第1369号	
	防火設備の構造、材料の種別及び寸法並びに戸の構造【10分間防火設備の材料】	【10分間防火設備】※概要 1　法第２条第９号の２ロに規定する防火設備であるもの 2　国土交通大臣の認定を受けたもの 3　鉄製の補強材の両面にそれぞれ厚さ0.5mm以上の鉄板を張ったもの（充填剤を用いる場合は防火上支障のない性能を有するものを用い、ガラスを用いる場合は同号に定める基準に適合すること） ※３の防火設備は、周囲の部分が準不燃材料で造られた開口部に取り付けること ※防火戸が枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくり、定規縁若しくは戸当たりを設ける等、閉鎖時に隙間が生じないこと	□	□	令第112条第12項 令2国交告第198号	
予備電源の容量を算出した際の計算書	予備電源の容量及びその算出方法	負荷計算書に防火設備の負荷が計上されていること（30分間継続運転が可能であること）	□	□	法第32条 昭48建告第2563号 第１第２号ト 昭45建告第1829号	

※下記、項目については、チェックリストの対象外とする。
- 昭48建告第2563号第3第１号、昭48建告第2564号第３号イ及び令第145条第1項第２号イに基づく令第112条第19項第１号イの常時閉鎖式防火戸
- 昭48建告第2563号第2第２号ハ（温度ヒューズと連動して自動的に閉鎖する構造のもの）

※表の各項に掲げる図書に明示すべき事項を他の図書に明示したときは、当該事項を表の各項に掲げる図書に明示することは不要（規則第１条の３第６項）。

※令第112条第19項第１号又は第２号に基づき国土交通大臣の認定を受けている防火設備等の場合、当該認定書による。
（令第112条第19項第１号に基づく認定の場合、認定番号がCAT-となり、同項第２号の場合、CAS-となる）

（用語解説）

防火戸：火事による火煙を遮る一定の防火性能を持つ扉、窓のこと。

ドレンチャー：噴水幕により、火災の延焼を防ぐ消火装置。

防火ダンパー：空調用や換気用ダクト内に設け、火災時に温度が上昇するとダンパーが下がり、火災や煙を遮断するもの。
※令第109条第1項に規定された「その他火炎を遮る設備」に該当するもの

くぐり戸：防火戸が閉鎖されて避難経路が防がれた場合、防火戸本体を押し開けることなく、くぐり抜けるための戸。

相じゃくり：２枚の板の厚さを半分ずつ削ぎ取った形により、戸を閉めた際の隙間を防ぐこと。

定規縁：戸を閉めた際の隙間を防ぐために取り付ける細長い部分のこと。

戸当り：戸を閉めた際の隙間を防ぐための建具枠等のこと。

随時閉鎖：通常は開放されており、火災時に感知器が作動すると自動的に閉まるもの。

常時閉鎖：通常は閉じており、手で開けて通り抜けることができ、自動的に閉まるもの。

（参考）防火区画の種類別での防火設備設置基準（感知器連動の防火設備を設置する場合に限る）

<table>
<tr><th></th><th>防火区画をする建築物</th><th>防火設備の種類</th><th>制限を除外するもの</th></tr>
<tr><td rowspan="3">面積区画</td><td>（令第112条第1項）
延べ面積＞1,500m^{2}の
①耐火構造とした建築物
②法第２条第９号の３イ又はロに該当する建築物
③令第136条の２第１号ロ（延焼防止建築物）、第２号ロ（準延焼防止建築物）</td><td>床面積≦1,500m^{2}ごとに
【特定防火設備】
（平12建告第1369号）</td><td>（令第112条第1項、3項）
①劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場の客席、体育館、工場等で用途上やむを得ないもの
②階段室・昇降機の昇降路（乗降ロビーを含む）の部分で、１時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床・壁・特定防火設備で区画されたもの
③耐火構造とした建築物の二以上の部分が吹き抜き等の空間部分に接する場合で、令２国交告第522号に適合するものは、特定防火設備で区画されているものとみなす
④自動消火設備を設けた部分の床面積の1/2に相当する床面積は除く</td></tr>
<tr><td>（令第112第4項）
延べ面積＞500m^2
①法第21条第１項の規定による
令第109条の５第１号建築物
②法第27条第１項の規定による
令第110条第１号建築物
③法第27条第３項の規定による
準耐火建築物
④法第61条の規定による
令第136条の２第２号建築物
⑤法第67条第１項の規定による
準耐火建築物等
（①②については、通常火災終了時間又は特定避難時間が１時間以上のもの、③～⑤については、１時間準耐火基準又は令第109条の３第２号に適合するものを除く（④については準防火地域内に限る））</td><td>床面積≦500m^{2}ごとに
【特定防火設備】
（平12建告第1369号）</td><td rowspan="2">（令第112条第6項）
①体育館、工場等で天井（ない場合は屋根）・壁の内装を準不燃とした部分
②令第112条第1項第２号の建築物の部分</td></tr>
<tr><td>（令第112条第5項）
延べ面積＞1,000m^{2}の
①法第21条第１項の規定による
令第109条の５第１号建築物
②法第27条第１項の規定による
令第110条第１号建築物
③法第27条第３項による準耐火建築物
④法第61条の規定による
令第136条の２第２号建築物
⑤法第67条第１項による準耐火建築物等
（①②については、通常火災終了時間又は特定避難時間が１時間以上のもの、③～⑤については、１時間準耐火基準又は令第109条の３第２号に適合するものに限る（④については準防火地域内に限る））</td><td>床面積≦1,000m^{2}ごとに
【特定防火設備】</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">高層区画</td><td>（令第112条第7項）
11階以上の部分で各階の延べ面積＞100m^{2}のもの</td><td>床面積≦100m^{2}ごとに
【防火設備】
（平12建告第1360号）</td><td rowspan="2">（令第112条第10項）
階段室・昇降機の昇降路（乗降ロビーを含む。）・廊下その他避難のための部分又は床面積の合計が200m^{2}以内の共同住宅の住戸で、耐火構造の床・壁・特定防火設備で区画した部分</td></tr>
<tr><td>（令第112条8～9項）
11階以上の部分で各階の延べ面積＞100m^{2}の
①壁（床面上1.2m以下を除く）・天井の仕上げと下地を準不燃材とした建築物
②上記①と同じ部分を不燃材とした建築物</td><td>①床面積≦200m^{2}ごとに
②床面積≦500m^{2}ごとに
【特定防火設備】</td></tr>
<tr><td rowspan="4">竪穴区画</td><td>（令第112条第11項）
主要構造部を準耐火構造とした建築物又は延焼防止建築物若しくは準延焼防止建築物のうち、地階又は3階以上に居室を有するものの竪穴部分</td><td rowspan="2">竪穴部分とその他部分の間に
【防火設備】</td><td>（令第112条第11項第1号、第2号）
①避難階から直上階又は直下階のみに通じる吹抜き部分、階段部分でその壁及び天井の仕上げと下地を不燃材料で造ったもの
②階数3以下で延床面積200m^{2}以内の戸建住宅、床面積の合計が200m^{2}以内の長屋・共同住宅の住戸内の吹き抜き部分、階段部分、昇降機の昇降路の部分等

（令第112条第14項）
竪穴部分と接する他の竪穴部分（いずれも第1項第1号の劇場等の部分又は、階段室の部分等に限る）が以下に該当する場合は一の竪穴部分とみなす
①壁・天井の室内面仕上げ準不燃材、かつ、その下地が準不燃材で造られたものであること
②竪穴部分と接する他の竪穴部分とが用途上区画することが出来ないものであること</td></tr>
<tr><td>（令第112条第12項）
3階を病院、診療所（患者の収容施設があるもの）、児童福祉施設等（入所する者の寝室があるもの）の用途に供する建築物のうち、階数＝3、延べ面積＜200m^{2}のものの竪穴部分</td><td rowspan="3">（令第112条第14項）
竪穴部分と接する他の竪穴部分（いずれも第1項第1号の劇場等の部分又は、階段室の部分等に限る）が以下に該当する場合は一の竪穴部分とみなす

①壁・天井の室内面仕上げ準不燃材、かつ、その下地が準不燃材で造られたものであること
②竪穴部分と接する他の竪穴部分とが用途上区画することが出来ないものであること</td></tr>
<tr><td>（令第112条第12項ただし書）
第12項に該当する建築物のうち、居室、倉庫その他これらに類する部分にスプリンクラー設備を設けたものの竪穴部分</td><td>竪穴部分とその他部分の間に
【10分間防火設備】
（令2国交告第198号）</td></tr>
<tr><td>（令第112条第13項）
3階を児童福祉施設等（第11項以外＝通所用途）、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎の用途に供する建築物のうち、階数＝3、延べ面積＜200m^{2}のものの竪穴部分</td><td>竪穴部分とその他部分の間に
【戸】
※ふすま、障子等を除く</td></tr>
<tr><td>異種用途区画</td><td>（令第112条第18項）
一部が法第27条の各項各号のいずれかに該当する建築物</td><td>法第27条の該当部分とその他部分の間に
【特定防火設備】</td><td>国土交通大臣が定める（令2国交告第250号）基準に従い、自動火災警報器を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合</td></tr>
</table>

建築確認申請（建築設備）における
明示すべき事項の参考図書

給排水設備	令第 112 条第 20 項 令第 129 条の２の４	図書名	二面以上の断面図
明示すべき事項	・ 給水管、配電管その他の管と令第 112 条第 20 項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別 ・ 給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造		

（a）貫通部において保温が必要な配管　　（b）貫通部において保温が必要ない配管

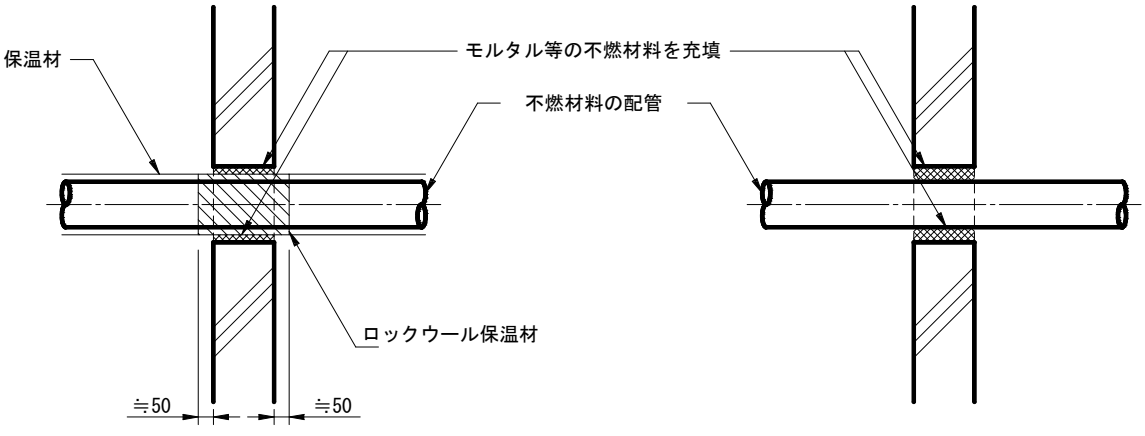

・ 貫通部周囲の充填材は、必要に応じて脱落防止措置を施す。
・ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び防火区画等を貫通する部分からそれぞれ両側に１m以内の距離にある部分を不燃材料で造る。

図面作成、施工上の注意事項	図面No.
・ 不燃材料以外の配管が防火区画を貫通する場合は、建築基準法に適合する工法とする。 ・ 不燃材料以外のスリーブ材（紙製仮枠等）を使用した場合は、配管前に必ず取り除く。	1

給排水設備	令第 129 条の２の５	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	配管設備に講じた排水トラップ、通気管等の措置		

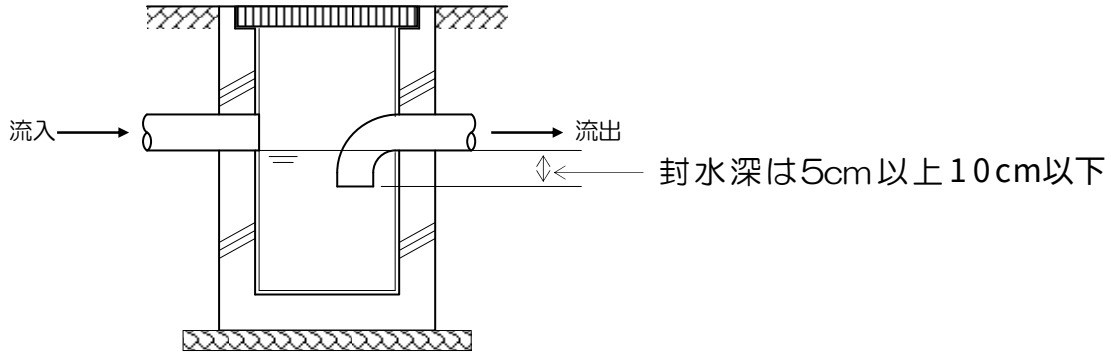

図　現場施工のトラップ桝の例

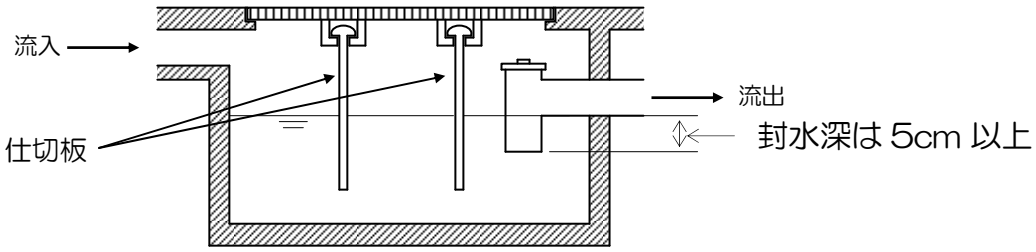

図　　阻集器

図面作成、施工上の注意事項

「排水トラップ」
・二重トラップとならないように設ける。
・汚物などが付着し、沈殿しない構造とする。
・容易に掃除のできる構造とする。
「阻集器」
・水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に分離できる構造とする。
・容易に掃除ができる構造とする。
昭和 50 年建設省告示第 1597 号参照

図面No.

2

給排水設備	令第 129 条の２の４	図書名	平面図・断面図・構造詳細図
明示すべき事項	給水タンク等の位置及び構造・給水タンク等に設けるマンホール、オーバーフロー管、通気のための装置の位置及び構造		

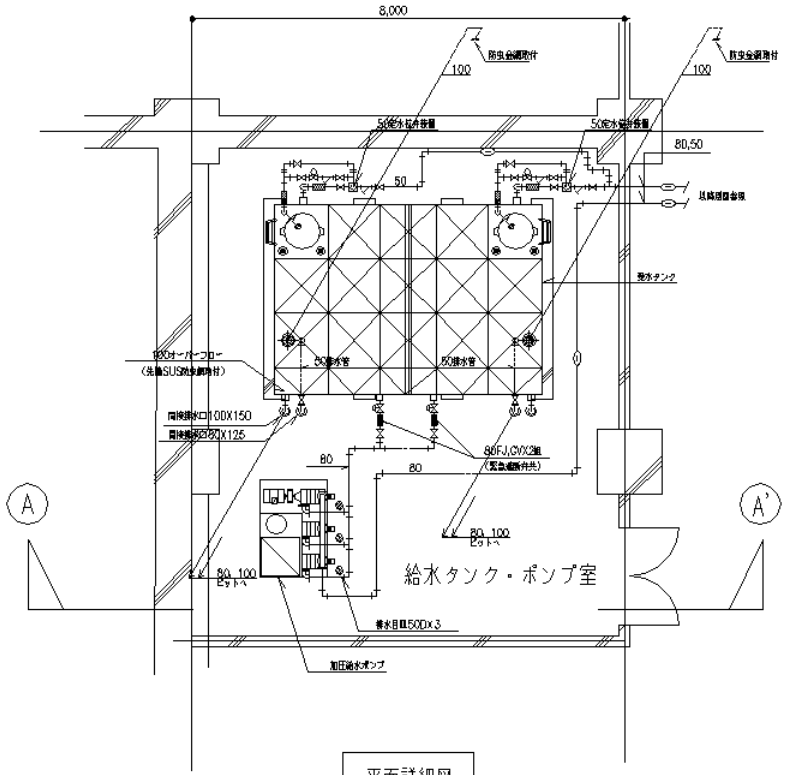

平面詳細図

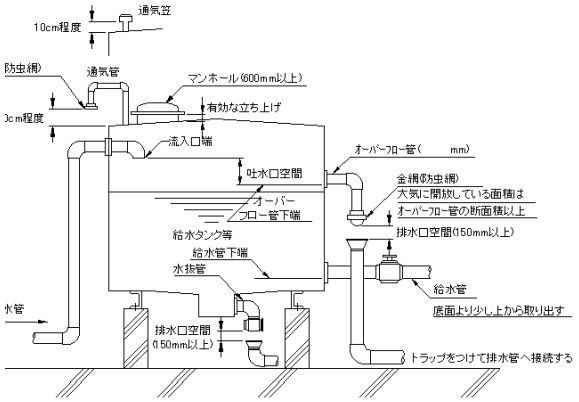

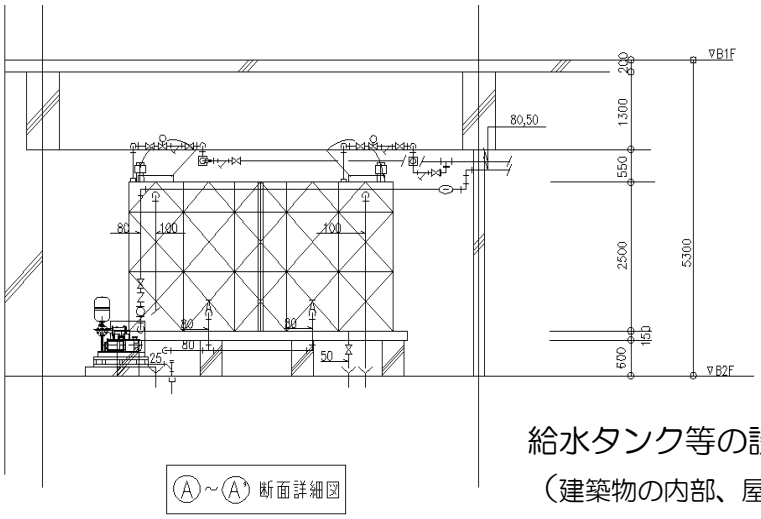

Ⓐ～Ⓐ' 断面詳細図

給水タンク等の設置要領

（建築物の内部、屋上又は最下階の床下に設ける場合）

図面作成、施工上の注意事項

- 平面図及び断面図などにより 6 面の保守点検及びマンホールによる内部点検が容易、かつ、安全にできることが確認できる図とする。
- 給水タンク等の上にポンプ、ボイラー、空気調和機などの機器を設ける場合、飲料水を汚染しないための措置を記入する。
- 昭和 50 年建設省告示第 1597 号参照

図面No.

3

給排水設備	令第129条の2の4	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部の構造		

	水受け設備等
洗面器等の場合	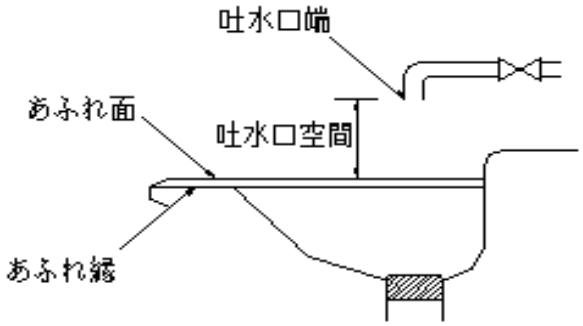
タンク類の場合	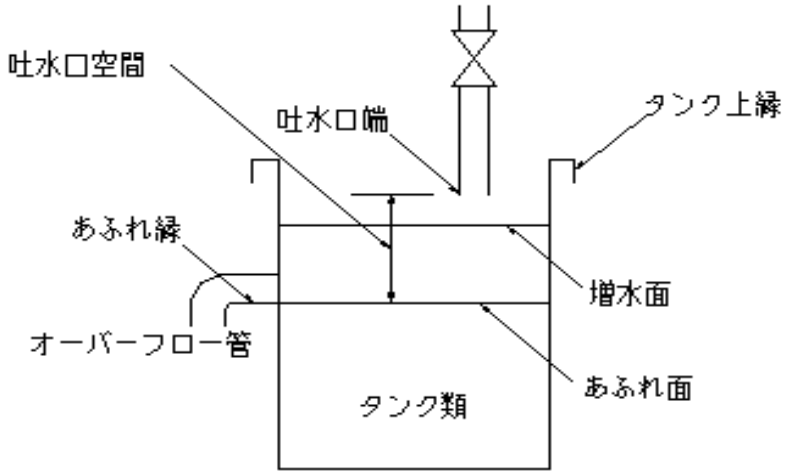

図面作成、施工上の注意事項	図面No.
・ あふれ面と水栓の開口部との垂直距離を適当に保つ。 ・ 吐水口空間が取れない場合、逆止弁を設ける等有効な逆流を防ぐ措置を講ずる。 ・ 平成12年建設省告示第1390号参照	4

給排水設備	令第129条の２の４	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	排水槽（排水を一時的に滞留させるための水槽をいう。）の構造		

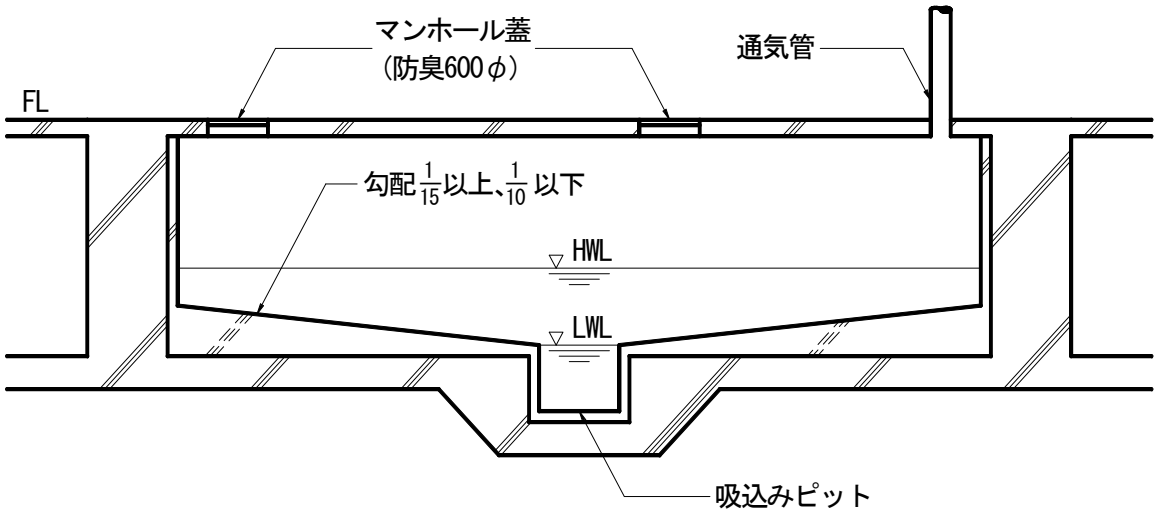

・通気は直接外気に開放する

図面作成、施工上の注意事項	図面No.
・昭和 50 年建設省告示第 1597 号参照	5

給排水設備	令第 129 条の２の４	図書名	配管設備の構造詳細図
明示すべき事項	・配管設備の構造 ・配管設備の覆いの有無		

（令第 129 条の２の４第１項第七号イによる場合）

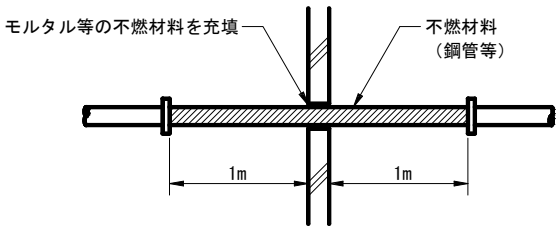

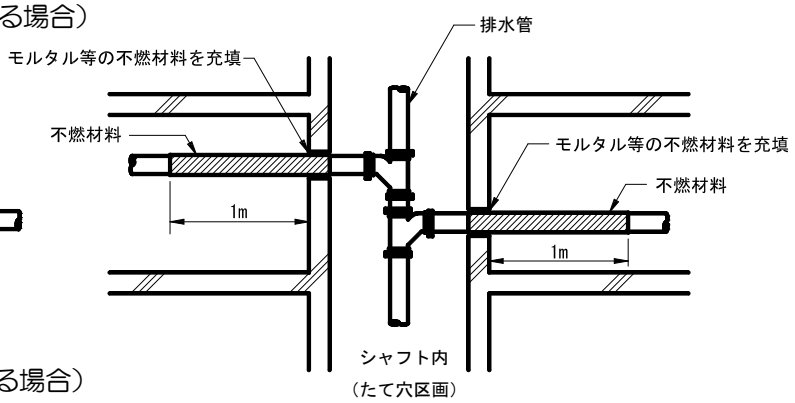

（令第 129 条の２の４第１項第七号ロによる場合）

・以下の表に従うものとする。

硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通

給水管等の用途	覆いの有無	材　質	肉　厚	給水管等の外径 給水管等が貫通する床、壁、柱又ははり等の構造区分 防火構造	30 分 耐火構造	1 時間 耐火構造	2 時間 耐火構造
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
配電管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm 以上	61mm	61mm	61mm	61mm
			5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	61mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	90mm	61mm
	厚さ 0.5mm 以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm 以上	90mm	90mm	90mm	90mm
			6.6mm 以上	115mm	115mm	115mm	90mm
			7.0mm 以上	141mm	141mm	115mm	90mm

1　この表において、30 分耐火構造、1 時間耐火構造及び 2 時間耐火構造とは、通常の火災時の加熱にそれぞれ 30 分、1 時間及び 2 時間耐える性能を有する構造をいう。

2　給水管等が貫通する令第 112 条第 10 項ただし書の場合における同項ただし書のひさし、床、そで壁その他これらに類するものは、30 分耐火構造とみなす。

3　内部に電線等を挿入していない予備配管にあっては、当該管の先端を密閉してあること。

図面作成、施工上の注意事項

・貫通位置および口径は平面図または系統図による。

・平成 12 年建設省告示第 1422 号参照

図面No.

6

換気設備	令第１２９条の２の５	図書名	二面以上の断面図 換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	･給気口又は給気機の位置 ･排気口若しくは排気機又は排気筒の位置 ･排気筒の立上り部分及び頂部の構造		

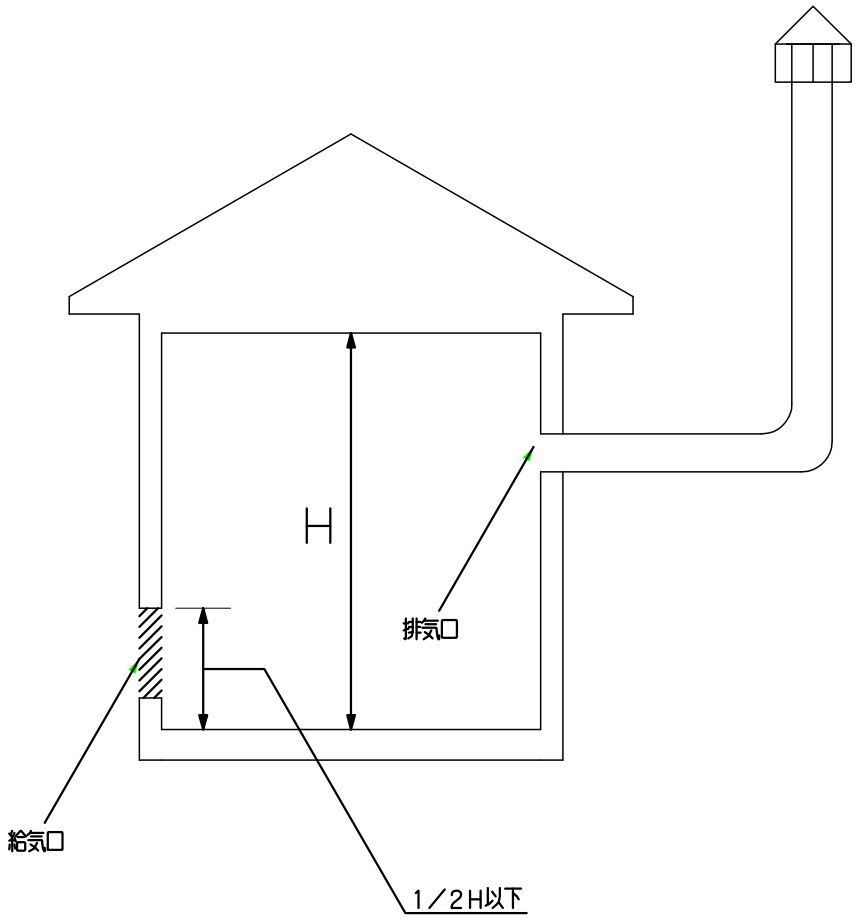

- 換気上有効な給気口及び排気筒を設ける。
- 給気口は、居室天井高さの２分の１以下の高さの位置に設け、常時外気に開放された構造とする。
- 排気口（排気筒の居室に面する開口部をいう。）は、給気口より高い位置に設け、常時開放された構造とし、かつ、排気筒の立上り部分に直結する。
- 排気筒は、排気上有効な立上り部分を有し、その頂部は、外気の流れによって排気が妨げられない構造とし、かつ、直接外気に開放する。
- 排気筒には、その頂部及び排気口を除き、開口部を設けない。
- 給気口及び排気口並びに排気筒の頂部には、雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備をする。

図面№. 7

換気設備	令第１２９条の２の５	図書名	換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	給気機の外気取り入れ口、給気口及び排気口並びに排気筒の頂部に設ける雨水又はねずみ、虫、ほこりその他衛生上有害なものを防ぐための設備の構造		

（1）ガラリ

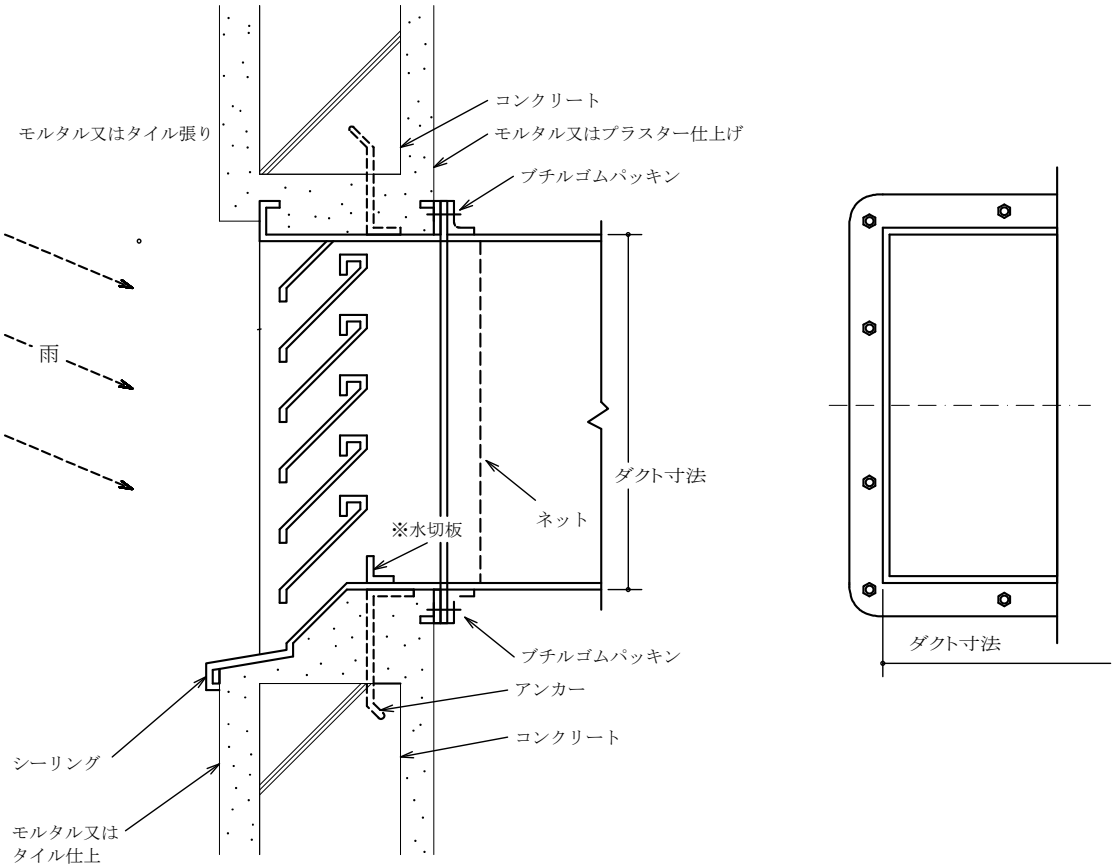

（2）ベンドキャップ

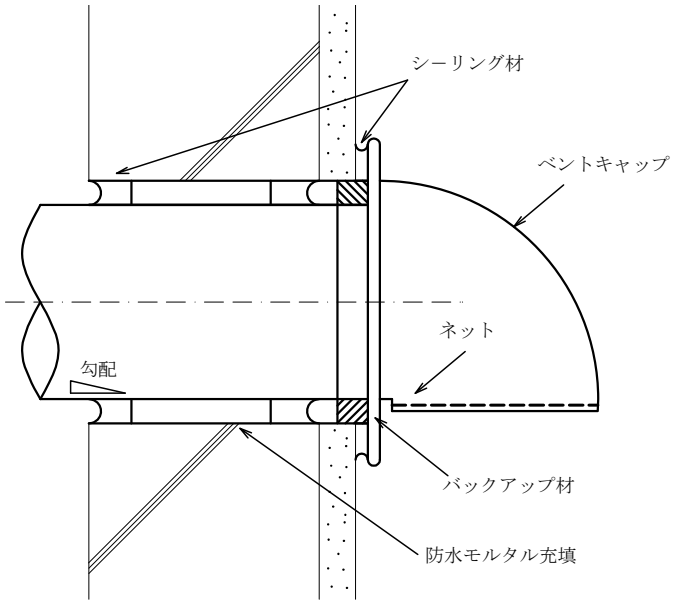

図面No. 8

換気設備	法第 28 条第３項	図書名	換気設備の構造詳細図
明示すべき事項	火を使用する設備又は器具の近くの排気フードの材料の種別		

（１）排気フードⅠ型

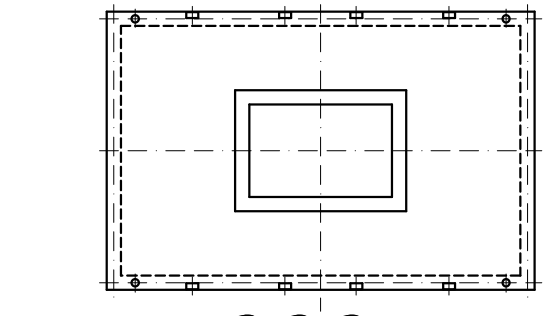

見上図

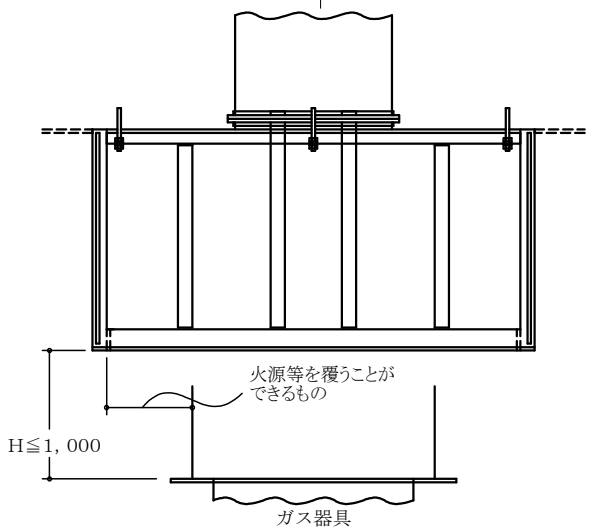

断面図

（２）排気フードⅡ型

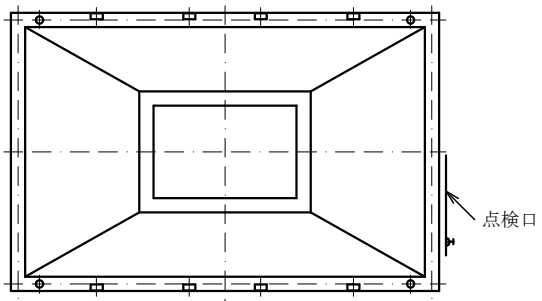

見上図

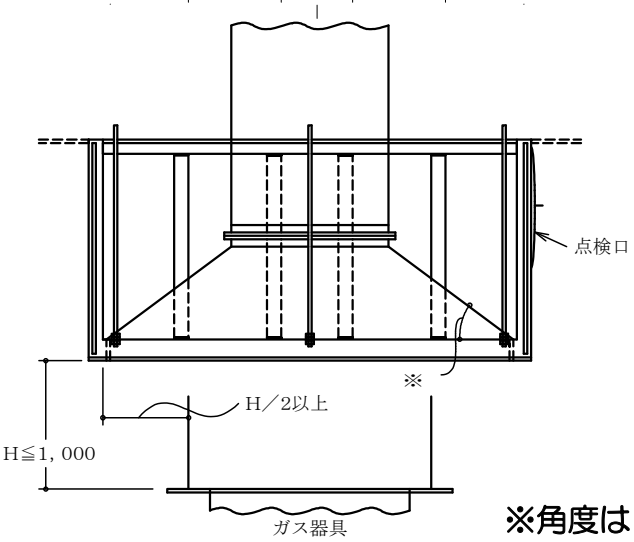

断面図

※角度は 10° 以上とする

図面№. 9

排煙設備	令第126条の3第1項	図書名	二面以上の断面図 排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	・ 排煙口に設ける手動開放装置の位置 ・ 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置 ・ 排煙口に設ける手動開放装置の使用方法		

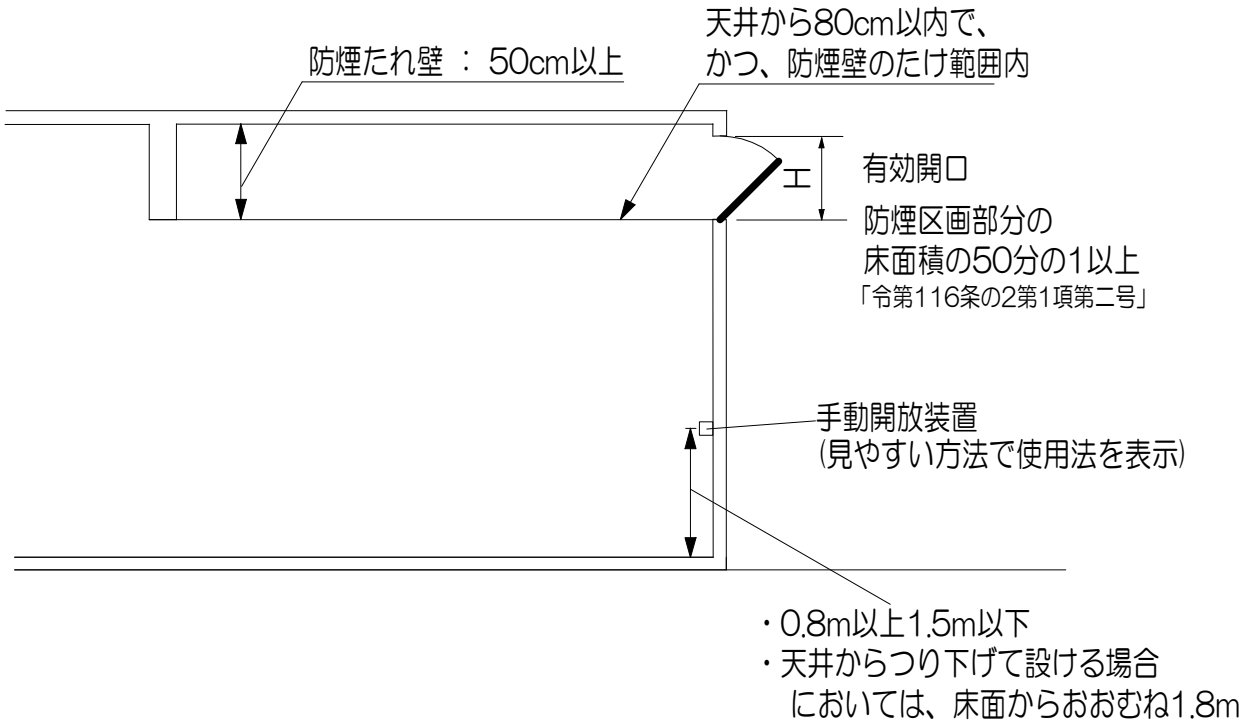

図面作成上・施工上の注意事項

・ 窓の開放方式によって有効面積が異なるので注意する。

・ 令第116条の2第1項第二号参照

図面No.10

排煙設備	令第５章第３節の規定が適用される排煙設備	図書名	排煙設備の構造詳細図
明示すべき事項	排煙口の構造		

排煙口

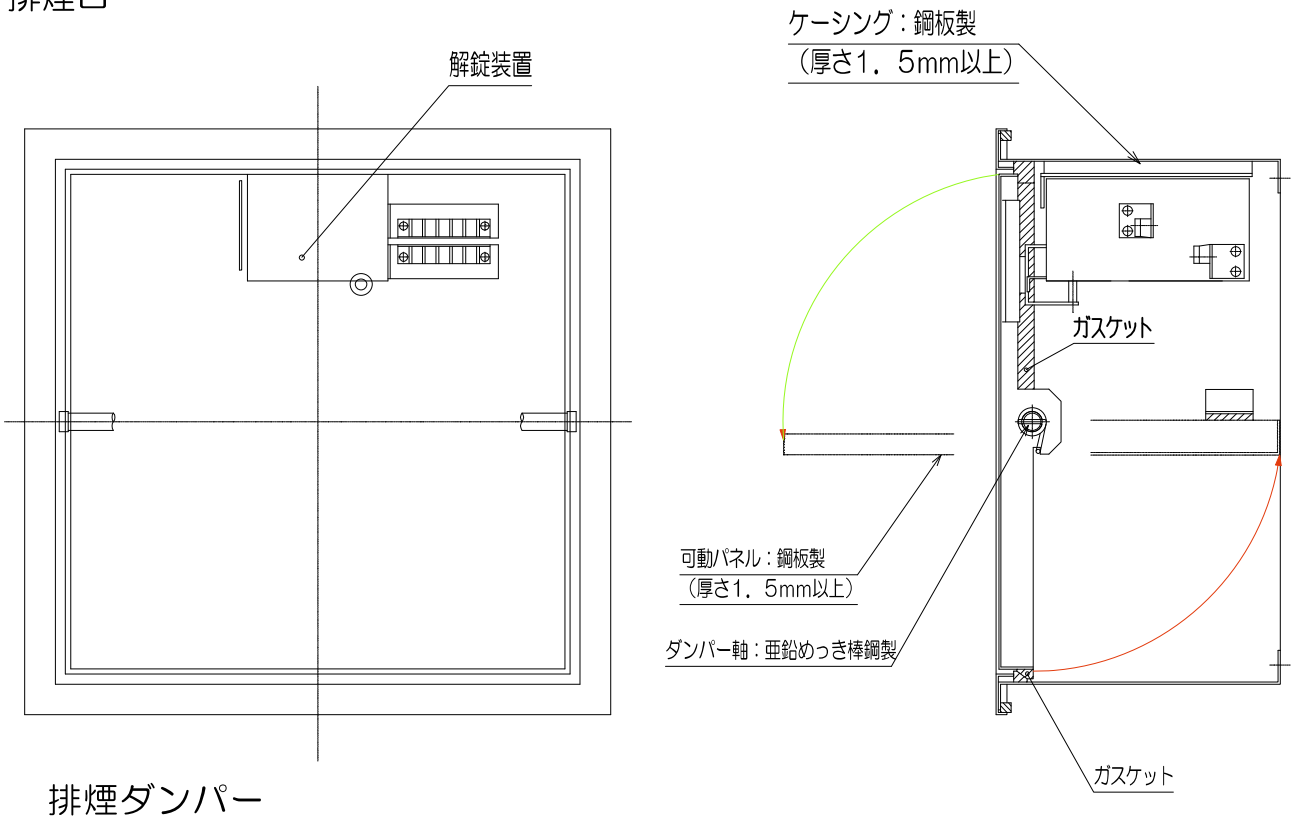

排煙ダンパー

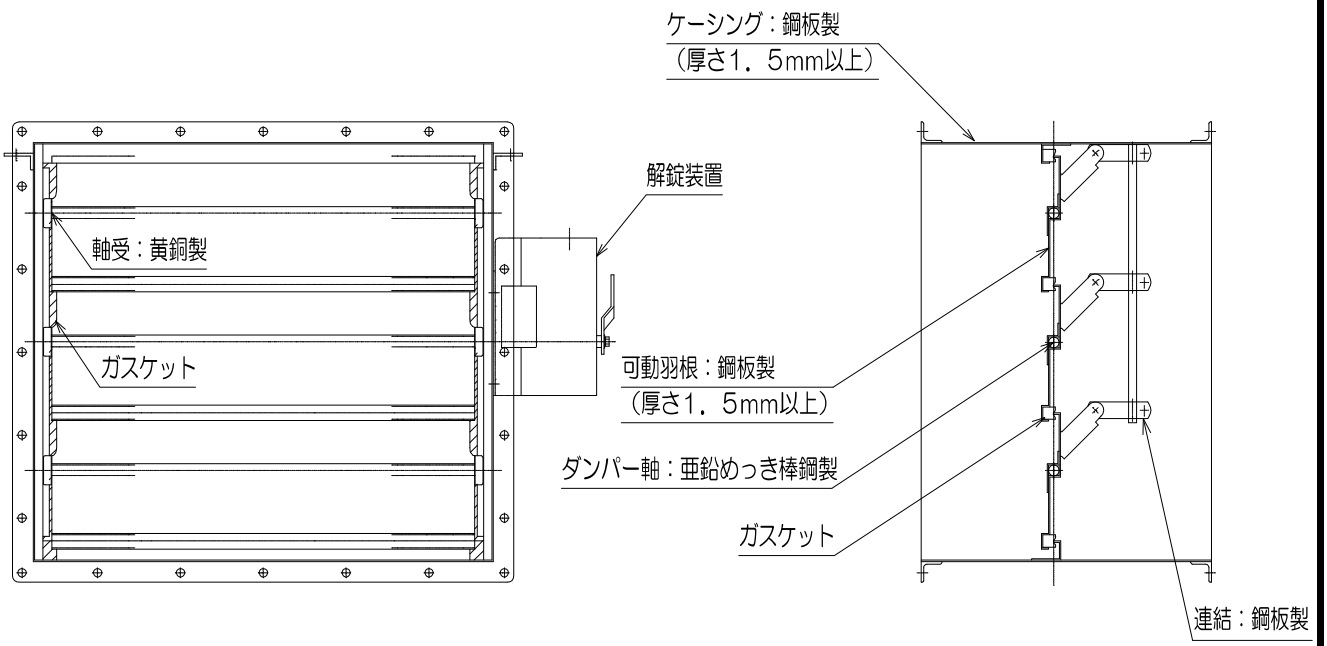

図面No.11

排煙設備	令第126条の3第1項	図書名	断面図 構造詳細図
明示すべき事項	・ 排煙口に設ける手動開放装置の位置 ・ 排煙口及び当該排煙口に係る防煙区画部分に設けられた防煙壁の位置		

排煙口、排煙手動起動装置の配置

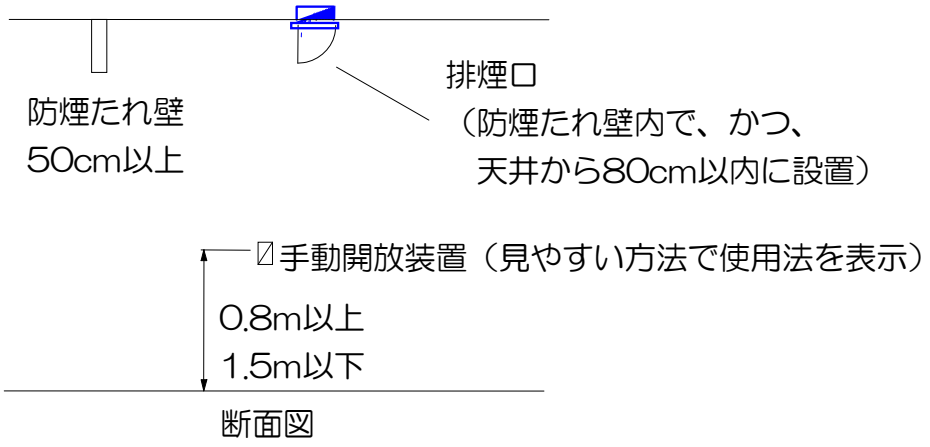

断面図

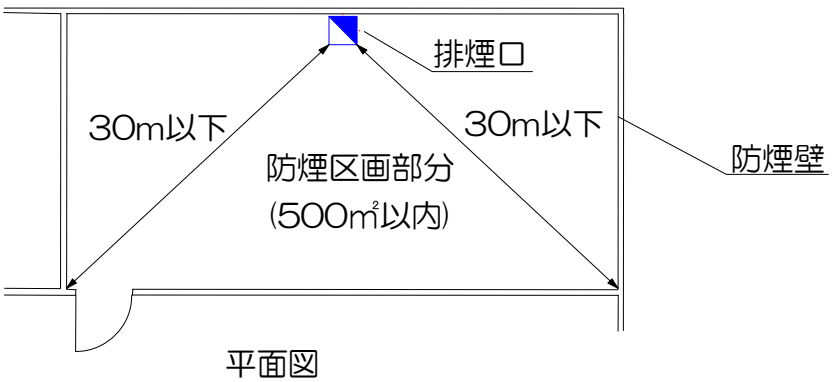

平面図

図面作成、施工上の注意事項

- 令第126条の2第1項参照。
- 建築物をその床面積 500 ㎡以内ごとに、防煙壁で区画すること。
- 排煙設備の排煙口、風道その他煙に接する部分は、不燃材料で造ること。
- 排煙口は、防煙区画部分のそれぞれについて、当該防煙区画部分の各部分から排煙口の一に至る水平距離が 30m 以下となるように、天井又は壁の上部に設け、直接外気に接する場合を除き、排煙風道に直結すること。
- 排煙口には、令第 126 条の 3 第 1 項第 4 号の手動開放装置若しくは煙感知器と連動する自動開放装置又は遠隔操作方式による開放装置により開放された場合を除き閉鎖状態を保持し、かつ、開放時に排煙に伴い生ずる気流により閉鎖されるおそれのない構造の戸その他これに類するものを設けること。
- 排煙口が防煙区画部分の床面積の 1/50 以上の開口面積を有し、かつ、直接外気に接すること（1の排煙口の開放に伴い自動的に作動し、かつ、1 分間に、120m^3以上で、かつ、防煙区画部分の床面積 1m^2につき 1m^3（2 以上の防煙区画部分に係る排煙機にあつては、当該防煙区画部分のうち床面積の最大のものの床面積 1m^2につき 2m^3）以上の空気を排出する能力を有する排煙機を設ける場合を除く）。

図面 №L2

電気設備	法第 32 条	図書名	各階平面図
明示すべき事項	・常用の電源及び予備電源の種類及び位置		

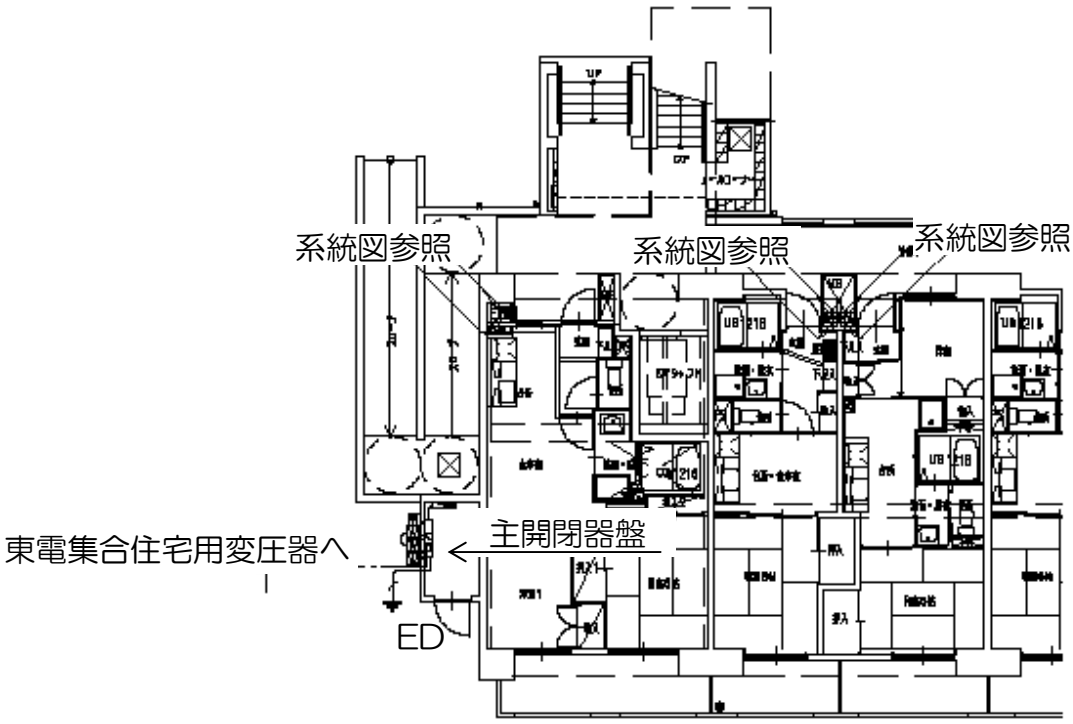

1 階平面図

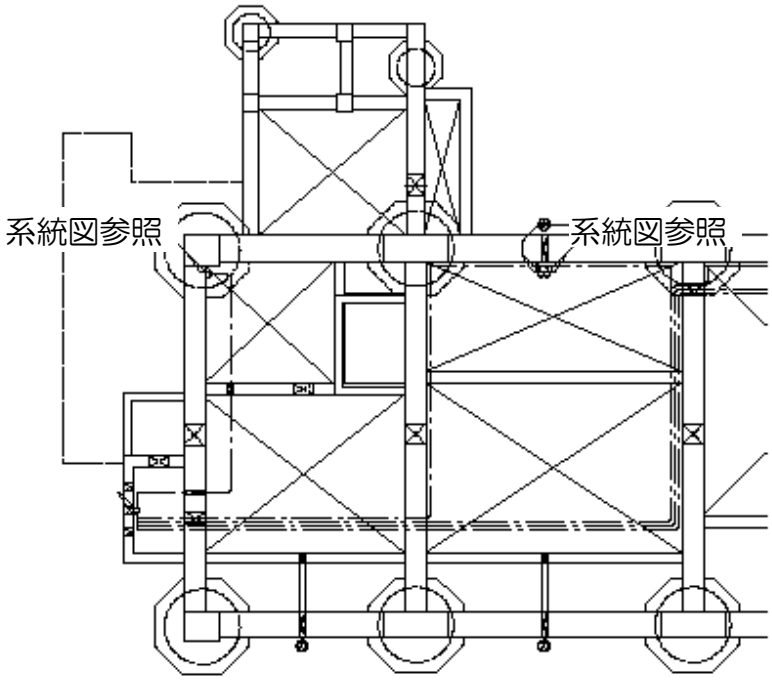

ピット階平面図

図面作成、施工上の注意事項 ・主開閉器盤の位置、住戸幹線の経路を記載する	図面№.１３

電気設備	法第 32 条	図書名	電気設備の構造詳細図
明示すべき事項	・受電設備の電気配線の状況 ・常用の電源及び予備電源の種類及び構造 ・予備電源に係る負荷機器の電気配線の状況		

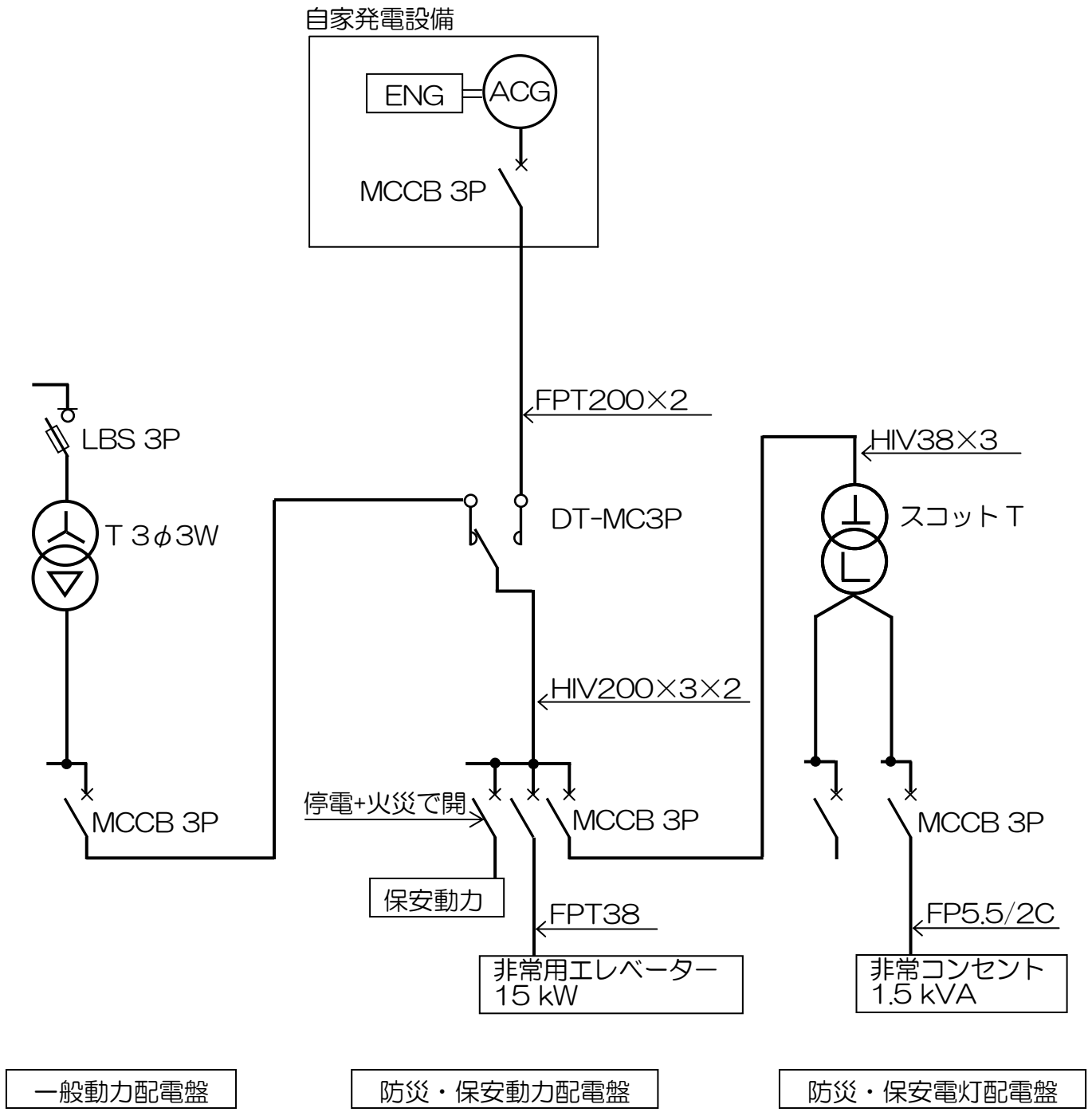

図面作成、施工上の注意事項

・受電電圧、架空・地中引込の区別、引込配線の仕様、主しゃ断装置の種別
・予備電源の種類と予備電源から供給する負荷の名称、容量、及び電気配線仕様
・予備電源からの電源供給時の接続状況

を記載する

図面No. 14

電気設備	法第 32 条	図書名	電気設備の構造詳細図
明示すべき事項	・受電設備の電気配線の状況 ・常用の電源及び予備電源の種類及び構造		

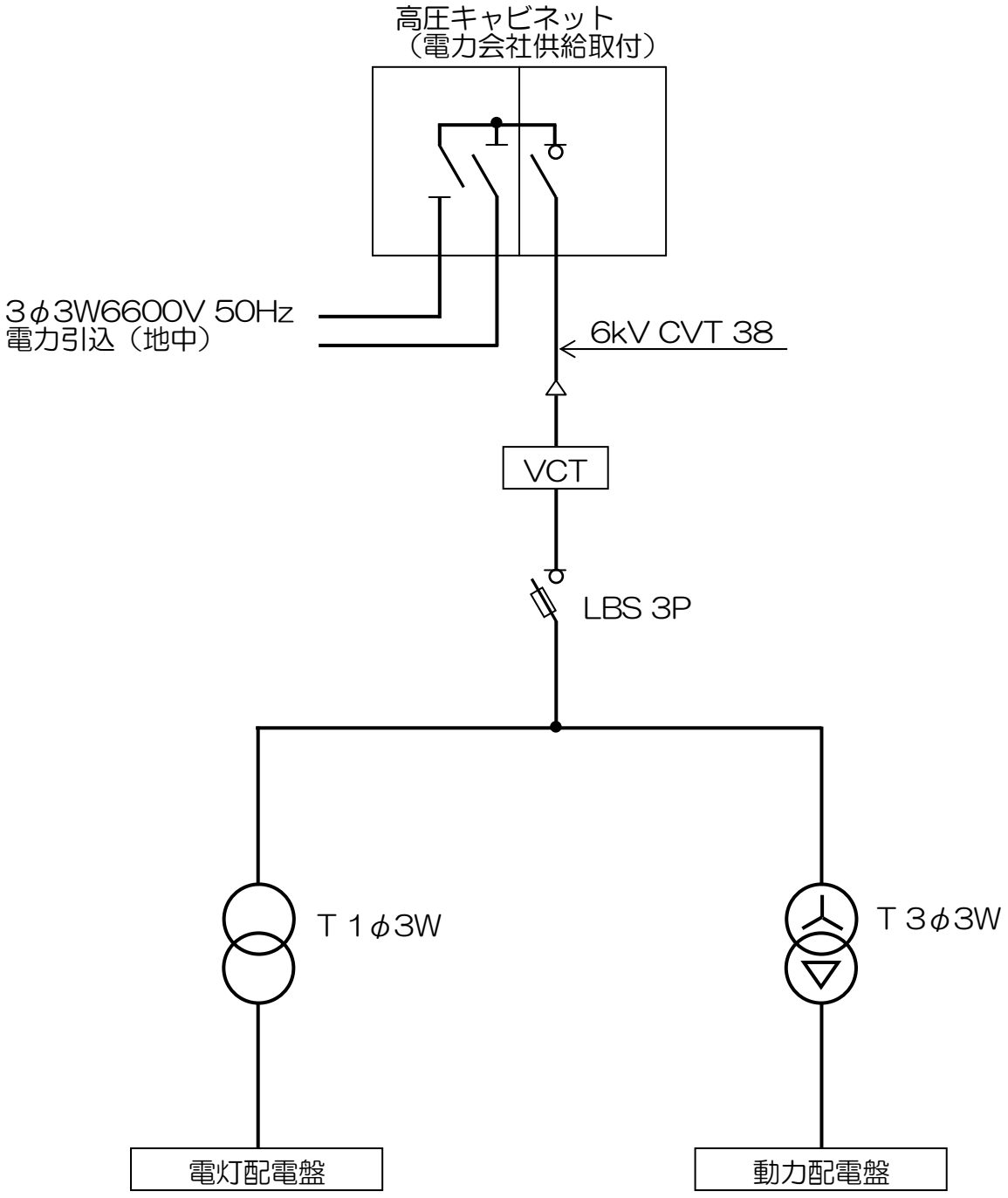

図面作成、施工上の注意事項

・受電電圧、架空・地中引込の区別、引込配線の仕様、主しゃ断装置の種別を記載する。

図面№. 1 5

電気設備	法第 32 条	図書名	電気設備の構造詳細図
明示すべき事項	・予備電源の容量及びその算出方法		

【自家発電設備仕様】

種類・形式		屋外キュービクル型 普通形
用途		非常用予備電源（消防認定品）
運転方式		全自動運転方式
運転時間		1時間以上
電圧確立時間		停電より負荷投入まで 40 秒以内
周囲条件		周囲温度：5~40℃ 湿度：相対湿度80%
		高度：最高 300mまで
発電機	形式	横軸回転界磁形同期発電機
	電気方式	3相3線式 200V 50Hz
	出力	200 [KVA] 以上
	力率	0.8（遅れ）
	極数	4 極
	回転数	1500 min⁻¹
	励磁方式	ブラシレス励磁方式（自動電圧調整器付）
	規約効率	JEM1354による値以上
原動機	形式	ディーゼルエンジン
	出力	201.8 [KW] 以上
	始動方式	セルモーター方式
	冷却方式	ラジエーター冷却方式
	燃料	A重油
	消音器	85 [dB（A）] 機側1m
	燃料タンク	130 ℓ（標準搭載タンク）
	燃料消費量	48 ℓ/h
発電機盤	形式	閉鎖形（搭載）
	構成	自動始動装置，保護装置，励磁装置，主回路開閉器
		計測装置，表示灯，自動充電器
バッテリー容量		鉛蓄電池（MS-E） DC24V 48Ah
充電方式		半導体式全自動充電方式

		警報表示灯	警報	機関自動停止	主回路遮断	外部信号
保護・警報	緊急停止	○	○	○	○	○ 一括
	始動決溝	○	○	○	−	
	加速度	○	○	○	○	
	過電圧	○	○	○	○	
	過電流	○	○	×	○	
	潤滑油油圧低下	○	○	○	○	
	冷却水温度上昇	○	○	○	○	
	CPU異常	○	×	×	×	
	不足電圧	○	○	○	○	
	周波数低下	○	○	○	○	
	充電器異常	○	○	×	×	

【凡 例】

記号	名称	記号	名称
ACG	交流発電機	ACEX	交流励磁器
ENG	原動機	RECE	励磁用整流器
MCCB	配線用遮断器(MCCB)	AVR	自動電圧調整器
RF	整流器	VAD	電圧設定器
CT	計器用変流器	27	不足電圧継電器
F	ヒューズ	49	過電流継電器
V	交流電圧計	DT-MC	双方向電磁接触器(83)
V	直流電圧計	84G	電圧継電器
A	交流電流計	S	試験スイッチ
WH	電力量計	T	変圧器
HZ	周波数計		

単線結線図

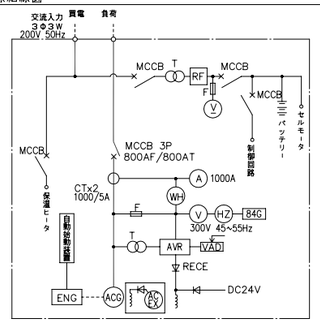

始動・切換概略フローチャート

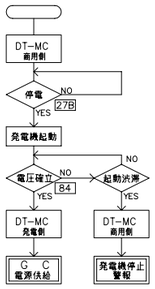

自家発電設備出力計算書（火災停電時）

<< 消防庁予防課監修 >>

様式−1 〈最大最終〉

特性等		
(1)	対象負荷機器	様式−2 のとおり
(2)	発電機 特性	KG3 = 1.500 KG4 = 0.150 xd'g = 0.250 △E = 0.200 ηg = 0.889
(3)	原動機 特性	ε = 0.800 τ = 1.000 α = 0.200
(4)	負荷機器	**D = 1.000 **d = 1.000

**：変更した場合，消防設備用出力算定には使えません。

自家発電設備					
(1)	種類	屋外用キュービクル式普通形			
(2)	形式番号				
(3)	発電機出力				
	定格出力	189.4 kVA以上	極数	4 極	
	定格電圧	200 V	定格周波数	50 Hz	
	定格力率	0.800	定格回転速度	1500 min⁻¹	
(4)	原動機出力				
	原動機の種別	ディーゼルエンジン（普通形）			
	定格出力	207.3 kW（ 281.9 ps）以上			
	使用燃料	A重油	定格回転速度	1500 min⁻¹	
(5)	整合比	1.210			

<< 消防庁予防課監修 >>

様式−2 〈最大最終〉

自家発電設備出力計算シート（負荷表）

番号	グループ	負荷機器名称	消防設備	記号	台数	換算入出力 kW kVA	出力 n(kW)	始動方式	単相負荷(kW) R−S	S−T	T−R	分負荷相当出力 Hp(kW)	M2の測定 <A>	M3の測定 <B>	M'2の測定 <C>	M'3の測定 <D>
1	/	スプリンクラー設備	f	ML	1	37.00	37.00	SC	0.00	0.00	0.00	37.00	66.07	61.82	7.80	22.69
2	/	ジョッキポンプ	f	ML	1	2.20	2.20	L	0.00	0.00	0.00	2.20	15.71	12.79	9.51	8.52
3	/	排煙設備		ML	1	15.00	15.00	Y	0.00	0.00	0.00	15.00	71.46	51.61	25.57	18.80
4	/	加圧排煙ファン		ML	1	3.70	3.70	L	0.00	0.00	0.00	3.70	26.43	21.52	16.00	14.33
5	/	非常用エレベーター	f	EV	1	15.00	15.00	VF	0.00	0.00	0.00	18.36	0.00	29.95	-12.36	22.60
6	/	非常用ELV排気ファン		ML	1	0.20	0.20	L	0.00	0.00	0.00	0.20	1.43	1.16	0.86	0.77
7	/	機械駐車場排気ファン	f	ML	1	2.20	2.20	L	0.00	0.00	0.00	2.20	15.71	12.79	9.51	8.52
8	/	蓄電池設備		CV6	1	6.00	6.00		0.00	0.00	0.00	5.40	6.00	−1.21	1.74	−0.70
9	/	スコットトランス		P1	1	50.00	50.00		16.65	16.65	16.70	50.00	50.00	−19.48	15.78	−7.04
算出						負荷出力合計値 K = 134.06			16.65	16.65	16.70		<A>の値が最大となるn|i=M2= 15.00	<B>の値が最大となるn|i=M3= 37.00	<C>の値が最大となるn|i=M'2= 15.00	<D>の値が最大となるn|i=M'3= 37.00

最大値：A= 16.70 / B= 16.65 / C= 16.65

<A>=ks/Σ'nXni <B>=(ks/Σ'n-d/(ηbXcosθb))Xni <C>=(ks/Σ'nXcosθs-(ε-α)Xd/ηb)Xni <D>=(ks/Σ'nXcosθs-d/ηb)Xni

（ただしエレベーター負荷のときは，名式はU/nを掛ける値とする。）

<< 消防庁予防課監修 >>

様式−2（2） 〈最大最終〉

自家発電設備出力計算シート（負荷表）

番号	グループ	負荷機器名称	消防設備	記号	台数	換算入出力 kW kVA	出力 n(kW)	始動方式	高調波発生負荷(kW) Ri (kw) ①	相相 ②	相相 ③	高調波発生係数 hki	効率 ηi	力率 cosθi	高調波発生量 単・3相 ④	6相 ⑤	アクティブフィルターACF ⑥
1	/	スプリンクラー設備	f	ML	1	37.00	37.00	SC	—	—	—	—	—	—	—	—	
2	/	ジョッキポンプ	f	ML	1	2.20	2.20	L	—	—	—	—	—	—	—	—	
3	/	排煙設備		ML	1	15.00	15.00	Y	—	—	—	—	—	—	—	—	
4	/	加圧排煙ファン		ML	1	3.70	3.70	L	—	—	—	—	—	—	—	—	
5	/	非常用エレベーター	f	EV	1	15.00	15.00	VF	15.00	15.00	0.00	0.491	0.850	0.800	10.83	0.00	
6	/	非常用ELV排気ファン		ML	1	0.20	0.20	L	—	—	—	—	—	—	—	—	
7	/	機械駐車場排気ファン	f	ML	1	2.20	2.20	L	—	—	—	—	—	—	—	—	
8	/	蓄電池設備		CV6	1	6.00	6.00		5.40	—	—	0.288	0.900	0.900	0.00	1.92	
9	/	スコットトランス		P1	1	50.00	50.00		—	—	—	—	—	—	—	—	
						負荷出力合計値 K = 134.06			20.40	15.00	0.00				10.83	1.92	0.00

算出

hb = 1.3/(2.3-min(1,R/k)) = 1.3/(2.3-min(1, Σ①/k)) =0.605

hbh = 1-0.413 x RB/ RA = 1-0.413xmin(Σ②, Σ③)/max(Σ②, Σ③) =1.000

H = hb x√((Σ(R6i x hki / ηi x cosθi))² + (Σ(R3i x hki / ηi x cosθi) x hph)²) = hb x√((Σ⑤)² + (Σ④ x hph)²) = 6.66

RAF = 0.800 x min(H, Σ⑥) = 0.00

<< 消防庁予防課監修 >>

様式−3 〈最大最終〉

自家発電設備出力計算シート（発電機）

RG1	$= \frac{1}{\pi L} \times D \times Sf \times \frac{1}{\cos\theta g} = \frac{1}{0.885} \times 1.000 \times \frac{1}{0.800} = 1.413$ $\Delta P = A + B - 2C = 16.70 + 16.65 - 2 \times 16.65 = 0.05$ $u = \frac{(A - C)}{\Delta P} = \frac{(16.70 - 16.65)}{0.05} = 1.000$ $Sf = \sqrt{1 + \frac{\Delta P}{K} + (\frac{\Delta P}{K})^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$ $= \sqrt{1 + \frac{0.05}{134.06} + (\frac{0.05}{134.06})^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)} = 1.000$	RG1 1.413
RG2	エレベーター 無（0） $= \frac{(1 - \Delta E)}{\Delta E} \times xd'g \times \frac{ks}{Z'n} \times \frac{M2}{K}$ $= \frac{(1 - 0.200)}{0.200} \times 0.250 \times \frac{0.667}{0.140} \times \frac{15.00}{134.06} = 0.533$	RG2 0.533
RG3	$= \frac{fv1}{KG3} \times (\frac{di}{(\pi b \times \cos\theta b)} \times (1 - \frac{M3}{K}) + \frac{ks}{Z'n} \times \frac{M3}{K})$ $= \frac{1.000}{1.500} \times (\frac{1.000}{(0.850 \times 0.855)} \times (1 - \frac{37.00}{134.06}) + \frac{0.420}{0.140} \times \frac{37.00}{134.06})$ $= 1.194$	RG3 1.194
RG4	$= \frac{1}{K} \times \frac{1}{KG4} \times \sqrt{(H - RAF)^2 + (\Sigma \frac{Ai}{\pi i \times \cos\theta i} + \Sigma \frac{Bi}{\pi i \times \cos\theta i} - 2 \times \Sigma \frac{Ci}{\pi i \times \cos\theta i})^2 \times (1 - 3u + 3u^2)}$ ※ $H = hb \times \sqrt{(\Sigma(\frac{R6i \times hki}{\pi i \times \cos\theta i}))^2 + (\Sigma(\frac{R3i \times hki}{\pi i \times \cos\theta i}) \times hph)^2}$ $= \frac{1}{134.06} \times \frac{1}{0.150} \times \sqrt{(6.66 - 0.00)^2 + (0.06)^2 \times (1 - 3 \times 1.000 + 3 \times 1.000^2)}$ $= 0.331$	RG4 0.331
RG	= RG(1) = 1.413 RG1,RG2,RG3,RG4のうち最大値	RG 1.413
発電機計算出力 G'	G' = RG x K = 1.413 x 134.06 = 189.34 (kVA)	発電機定格出力 G G = 189.4 (kVA)以上

備考：Gは G'の値の95%以上の値とする。

<< 消防庁予防課監修 >>

様式−4 〈最大最終〉

自家発電設備出力計算シート（原動機、整合）

RE1	$= (\frac{1}{\pi L}) \times D \times (\frac{1}{\pi g}) = (\frac{1}{0.885}) \times 1.000 \times (\frac{1}{0.889}) = 1.271$	RE1 1.271
RE2	$= \frac{1}{\varepsilon} \times \frac{fv2}{\pi g'} \times ((\varepsilon - \alpha) \times \frac{di}{\pi b} \times (1 - \frac{M'2}{K}) + \frac{ks}{Z'n} \times \cos\theta s \times \frac{M'2}{K})$ $= \frac{1}{0.800} \times \frac{1.000}{0.845} \times ((0.800 - 0.200) \times \frac{1.000}{0.886} \times (1 - \frac{15.00}{134.06}) + \frac{0.667}{0.140} \times 0.500 \times \frac{15.00}{134.06})$ $= 1.285$	RE2 1.285
RE3	$= \frac{1}{\tau} \times \frac{fv3}{\pi g'} \times (\frac{di}{\pi b} \times (1 - \frac{M'3}{K}) + \frac{ks}{Z'n} \times \cos\theta s \times \frac{M'3}{K})$ $= \frac{1}{1.000} \times \frac{1.000}{0.845} \times (\frac{1.000}{0.880} \times (1 - \frac{37.00}{134.06}) + \frac{0.490}{0.140} \times 0.500 \times \frac{37.00}{134.06})$ $= 1.547$	RE3 1.547
RE	= RE(3) = 1.547 RE1,RE2,RE3のうち最大値	RE 1.547
原動機計算出力 E'	E' = RE x K = 1.547 x 134.06 = 207.31 (kW)	
整合	$MR' = \frac{E'}{G \times \cos\theta g} \times \pi g = \frac{207.31}{189.4 \times 0.800} \times 0.889 = 1.210$	
原動機定格出力 E	MR' = 1.210 E※ = 207.31 (kW) MR = 1.210	E = 207.3 (kW)以上

自家発電設備の出力	G = 189.4 (kVA)以上	力率 = 0.800	E = 207.3 (kW)以上 281.9 (PS) ディーゼルエンジン（普通形）

備考：Eは E'又は E※の値以上の値とする。

図面作成、施工上の注意事項

・自家発電設備の種類、型式、用途、運転時間、電圧確立時間、周囲条件を記載する。
・発電機の電気方式と出力、原動機の型式と出力を記載する。
・出力計算書（負荷内容を含む）を記載する。

図面No. 16

No.17

非常用の照明装置

○記載ポイント

・照明装置の構造として、電球の種類（蛍光灯/白熱灯の別）及びソケットの材質、照明器具内の電線の種類を各階平面図に明示します。
※照明器具の性能については建築主事等の判断によることとなります。

○記載例

各階平面図
（照明装置の位置及び構造・照度を確保することができる範囲）

（照明装置の構造）

照明装置	電球の種類	ソケットの材質	照明器具内の電線の種類	備考
A	白熱灯	セラミックス	二種ビニル絶縁電線	電源内蔵型
B	蛍光灯	フェノール樹脂	フッ素絶縁電線	電源内蔵型

（注）上表の備考欄には、電源内蔵型・電源別置型の別、照明器具の性能の判断根拠等を記載します。

※照明装置の構造については、以下のように、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。

照明装置A　電球：白熱灯、ソケット：セラミックス、電線：二種ビニル絶縁電線、備考：電源内蔵型

表　30分点灯後で、床面水平面照度1Lx以上とできる最大取付け間隔

器具取付け高さ		2.4m	2.6m	3.0m
単体配置	A1	4.0m	4.1m	4.1m
直線配置	A2	9.9m	10.2m	10.8m
四角配置	A3	8.7m	9.0m	9.6m

照明装置B　電球：蛍光灯、ソケット：フェノール樹脂、電線：フッ素絶縁電線、備考：電源内蔵型

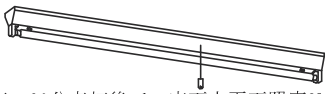

表　30分点灯後で、床面水平面照度2Lx以上とできる最大取付け間隔

器具取付高さ		2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	4.0m
単体配置	管軸方向	3.2m	3.3m	3.4m	3.5m	3.6m
	管軸垂直方向	4.4m	4.6m	4.6m	4.7m	4.7m
直線配置	管軸方向	7.9m	8.3m	8.5m	8.9m	9.6m
	管軸垂直方向	11.2m	11.7m	11.9m	12.4m	13.0m
四角配置	管軸方向	7.9m	8.3m	8.5m	8.9m	9.6m
	管軸垂直方向	11.0m	11.2m	11.5m	12.0m	12.6m

（照明装置の位置・照度を確保することができる範囲）

※電源別置型の照明装置については、予備電源の位置についても平面図に明示します。

※床面において1lx（蛍光灯は2lx）以上の照度を確保することができる範囲については、平面図に照度円を明示する方法のほか、平面図に照明装置の位置及び照明装置の最大取付け間隔の表を明示する方法によることが可能です。（最大取付け間隔の表については、上記のとおり、照明器具姿図表を用いて明示することも可能です。）

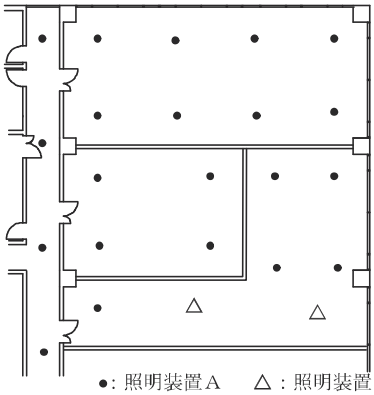

●：照明装置A　△：照明装置B

・関連条文
令第126条の４、令第126条の５　平成12年建設省告示第1830号

No.18	防火区画等を貫通する給水管、配電管その他の管の構造

○記載ポイント

・防火区画等の壁を貫通する管の構造として、大臣認定番号等を平面図、系統図に明示します。
・防火区画等の壁を貫通する配管の構造に係る認定書の写しについては、構造方法等の認定データベースに登録し、審査側が大臣認定書を参照できる環境を整備することにより、原則として、提出は不要となります。

○記載例

各階平面図 （給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置及び構造）	系統図 （給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の位置）
＜例．給水配管＞ 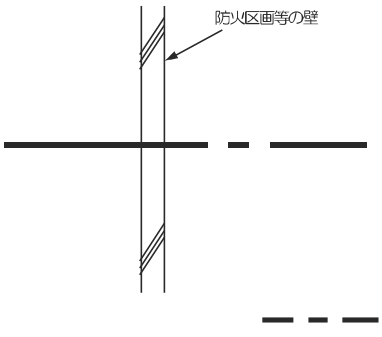 ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号○○による	＜例．給水配管＞ 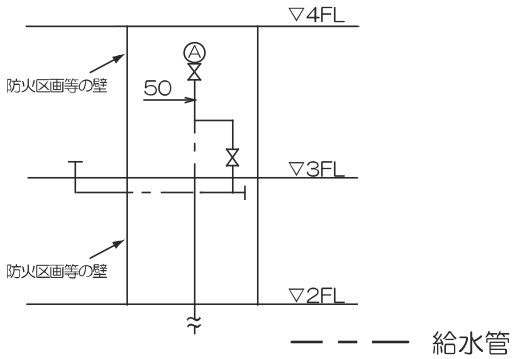 ・防火区画等の壁を貫通する配管の構造は国土交通大臣認定番号○○による

二面以上の断面図
（給水管、配電管その他の管が防火区画等を貫通する部分の構造）

・規則第１条の３第６項の規定により、二面以上の断面図に明示すべき事項を他の図書（各階平面図、系統図など）に明示したときは、当該事項を二面以上の断面図に明示することは不要となります。

・関連条文
令第129条の２の４第1項第七号　平成12年建設省告示第1422号

No. 19	腐食防止のために講じた措置

○記載ポイント

・腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置を仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

（腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じ腐食防止のために講じた措置）

以下のように、腐食するおそれのある部分及び当該部分の材料に応じて、腐食防止のために講じた措置を明示してください。

●土中埋設
（外面被覆のない鋼管）防食テープ、熱収縮シート又はチューブ　等
（油管）平成２年自治省告示第204号に規定する材料・方法　等
●コンクリート埋設
（外面被覆のない鋼管・鉛管）防食テープ　等
●多湿箇所
（外面被覆のない鋼管）アスファルトプライマー、金属外装、合成樹脂外装　等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。

該当する項目にレ点
● 土中埋設
外面被覆のない鋼管
□ 防食テープ
□ 熱収縮シート又はチューブ
□ その他（　　）
油管
□ 平成２年自治省告示第204号に規定する材料・方法
● コンクリート埋設
外面被覆のない鋼管・鉛管
□ 防食テープ
□ その他（　　）
● 多湿箇所
外面被覆のない鋼管または保温のある配管
□ アスファルトプライマー
□ 金属外装
□ 合成樹脂外装
□ その他（　　）

・関連条文

令第129条の２の４第1項第一号

No. 20	圧力タンク及び給湯設備

○記載ポイント

・安全装置の種別を仕様書に「JIS○○」等として明示します。

○記載例

仕様書
（圧力タンク及び給湯設備に設ける安全装置の種別）

以下のように、安全装置の種別を明示してください。

逃し弁(JIS○○)、膨張管(JIS○○)、圧力調整装置(JIS○○)、減圧水槽(JIS○○)、膨張水排出装置(JIS○○)　等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
該当する項目にレ点
□ 逃し弁(JIS○○)
□ 膨張管(JIS○○)
□ 圧力調整装置(JIS○○)
□ 減圧水槽(JIS○○)
□ 膨張水排出装置(JIS○○)
□ その他（　　）

※以下のように、機器リストを用いて明示することも可能です。

機器番号	機器名称	機器仕様	台数
WHE-1	電気湯沸器	形式：　貯湯式電気湯沸器	1
		付属品：　逃し弁(JIS○○)	

・関連条文
令第129条の２の４第1項第一号

No.21	飲料水の配管設備

○記載ポイント

・水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置（吐水口空間を確保など）を仕様書に明示します。

○記載例

仕様書

（水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止装置のための措置）

以下のように、水栓の開口部に講じた水の逆流防止のための措置を明示してください。

「水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する」、「逆止弁を設置する」、「バキュームブレーカーを設置する」　等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
該当する項目にレ点
□ 水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する
□ 逆止弁を設置する
□ バキュームブレーカーを設置する
□ その他（　　）

・関連条文、関連告示
令第129条の２の４第2項第一号、第二号、第三号　平成12年建設省告示第1390号

No. 22	給水管

○記載ポイント

・給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置、ウォーターハンマー防止のために講じた措置を仕様書等に明示します。

○記載例

仕様書

（給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置）
（給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置）

（給水管の凍結による破壊のおそれのある部分及び当該部分に講じた防凍のための措置）

以下のように、給水管の凍結による破壊のおそれのある部分に応じて、当該部分に講じた防凍のための措置を明示してください。

●屋外埋設管：凍結深度以下への埋設（GL-　m）　等
●散水栓立ち上がり配管：水抜き栓　等
●室内：凍結防止ヒーター（テープ式）、室内暖房、水抜き栓　等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
該当する項目にレ点
● 屋外埋設管
□ 凍結深度以下への埋設（GL-　m）
□ その他（　　）
● 散水栓立ち上がり配管
□ 水抜き栓
□ その他（　　）
● 室内
□ 凍結防止ヒーター(テープ式)
□ 室内暖房
□ 水抜き栓
□ その他（　　）

（給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置）

以下のように、給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置を明示してください。

「管径を大きくして流速を小さくする」、「ウォーターハンマー防止器を設置する」、「揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する」　等

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
該当する項目にレ点
□ 管径を大きくして流速を小さくする
□ ウォーターハンマー防止器を設置する
□ 揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する
□ その他（　　）

・関連条文

令第129条の２の４第2項第四号、第六号　昭和50年建設省告示第1597号

No. 23	排水トラップ

○記載ポイント

・排水トラップの仕様を「JIS○○」等として仕様書に明示します。

○記載例

仕様書
（排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置）

「JIS○○」等、排水トラップの規格を明示してください。

※以下のように、チェックボックスを用いて明示することも可能です。
該当する項目にレ点
□排水トラップは、JIS○○による
□その他（　　）

※以下のように、衛生器具リストを用いて明示することも可能です。

器具名称	参考型番	付属品	備考	1階			2階			合計
				男子便所	女子便所	多機能便所	男子便所	女子便所	多機能便所	
洋風大便器	XXXXX	他付属品一式	※排水トラップの規格を明示	2	3		2	3		10
洗面器	XXXXX	他付属品一式		2	2	1	2	2	1	10

・関連条文、関連告示
令第129条の２の４第3項第二号、第五号　昭和50年建設省告示第1597号

No.24

排水のための配管設備

記載ポイント

・排水横主管及び各系統の排水立て管について、容量（管径）及び傾斜（勾配）並びにそれらの算出方法を計算書に明示します。
・算出方法については、排水量（排水負荷単位法の場合は、負荷単位、定常流量法による場合は、負荷流量）と排水管の容量（管径）及び傾斜（勾配）の算出のために用いた手法（排水負荷単位法、定常流量法（SHASE(空気調和・衛生工学会規格)-S 206）など）を明示します。

○記載例

計算書
（排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法）

	容量（管径）	傾斜（勾配）	排水量	備考（算定手法等）
A系統立て管	150mm	－	300単位	排水負荷単位法
B系統立て管	150mm	－	300単位	
C系統立て管	150mm	－	400単位	
排水横主管	200mm	1/200	1,000単位	

(注)
・排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位(単位数)を、定常流量法による場合は、負荷流量（L/s）を明示してください。
・排水管の容量（管径）の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等使用した算定手法を明示してください。
・排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。（排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。）

※以下のように、排水管の容量（管径）が明示されている平面図・系統図と一体的に明示することも可能です。

○排水管の傾斜（勾配）は、「排水管の容量（管径）に応じて、SHASE-S 206の排水管選定線図に基づく表による。」等と明示してください。

○排水管の容量（管径）の算定手法は、排水負荷単位法、定常流量法（SHASE-S 206）等使用した算定手法を明示してください。

○排水量は、排水横主管及び各系統の排水立て管について明示してください。(排水管が1系統の場合については、排水横主管のみについて明示してください。)

A系統立て管の排水量	B系統立て管の排水量	C系統立て管の排水量	排水横主管の排水量

(注)排水量は、排水負荷単位法の場合は、負荷単位(単位数)を、定常流量法による場合は、負荷流量（L/s）を明示してください。

・関連条文

令第129条の２の４第3項第一号

No.25 換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造

1．記載ポイント

○直接外気に開放された給気口又は排気口に換気扇を設けた換気設備の外気の流れによって著しく換気能力が低下しない構造については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図等において対象となる給気口・排気口ごとに設置する構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示することも可能。

○各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を明示した場合にあっては、当該構造の内容に係る構造詳細図の提出は不要※。

※ 規則第１条の３第６項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第１項の表１及び表２並びに第４項の表１に掲げる図書に限る。）に明示したときは、他で明示した事項に係る構造詳細図の提出は不要となる。

2．記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図において対象となる給気口・排気口ごとに構造の内容（フード、ガラリ、ベントキャップ等）を記載する。

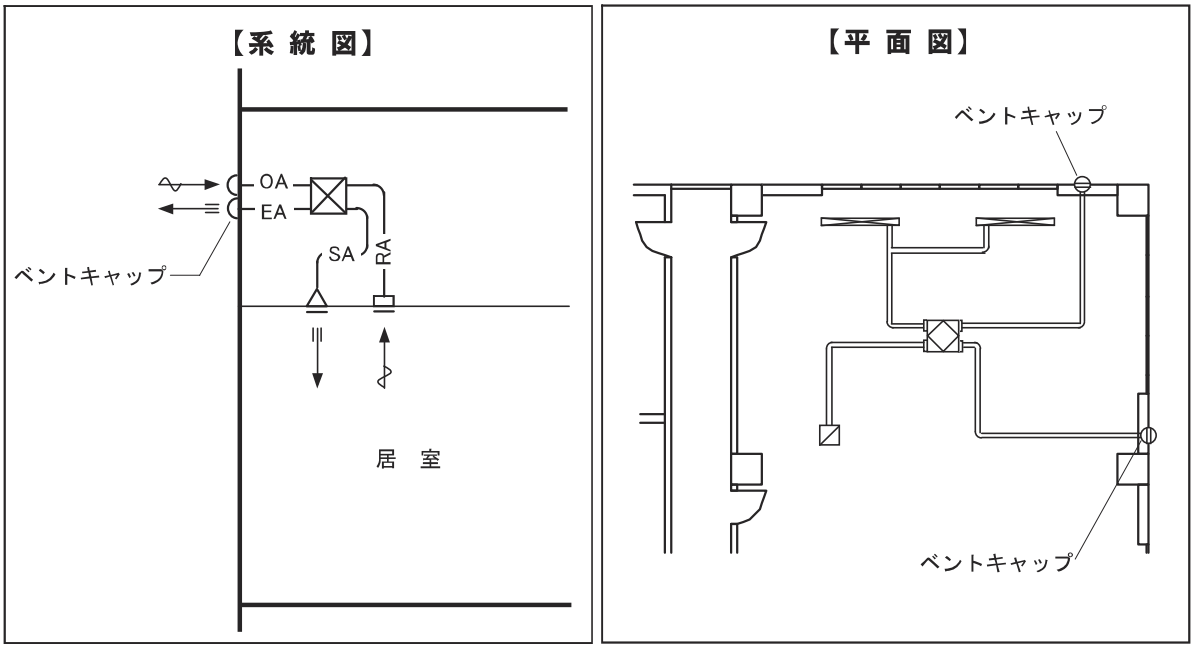

3．関連条文

法第36条、令第129条の２の５第２項第四号、規則第１条の３第４項表１(10)

No.26 阻集器

1．記載ポイント

○阻集器については、構造詳細図に明示せず、各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示することも可能。

○各階平面図や配管設備の系統図に位置を明示し、機器リスト等に構造を明示した場合にあっては、構造詳細図の提出は不要※。

※ 規則第１条の３第６項の規定により、構造詳細図に明示すべき事項について、各階平面図等の他の図書（同条第１項の表１及び表２並びに第４項の表１に掲げる図書に限る。）に明示したときは、構造詳細図の提出は不要となる。

2．記載例

下図のように各階平面図や配管設備の系統図に阻集器の位置を記載する。

【系 統 図】

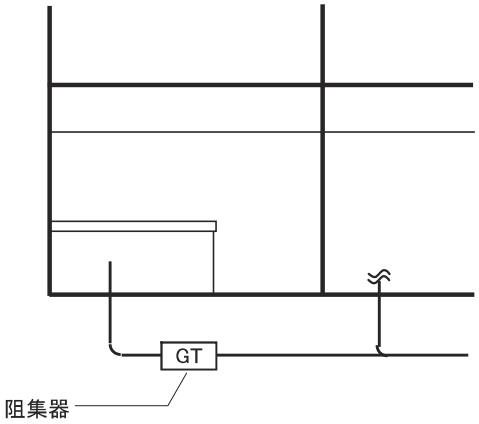

【平 面 図】

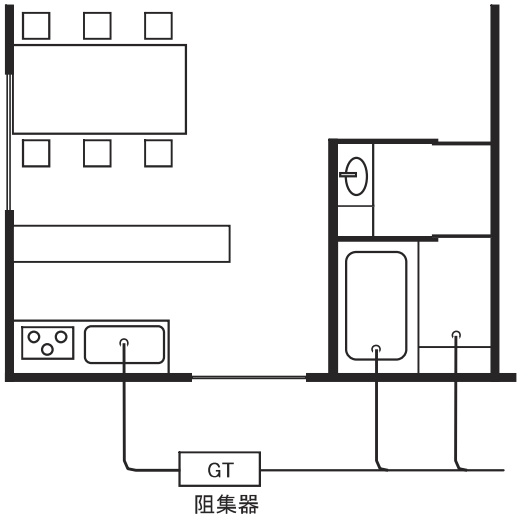

下表のように機器リスト等に阻集器の構造を記載する。

型　　式	
容　　量	
許容流入量	
阻集グリース量	
その他（備考等）	

3．関連条文

法第36条、令第129条の２の４第３項第五号、規則第１条の３第４項表１(10)

避雷設備	法第３３条の規定が適用される避雷設備	図書名	二面以上の立面図 小屋伏図 避雷設備の構造詳細図 避雷設備の使用材料表
明示すべき事項	＜別紙サンプル図参照＞		

＜別紙サンプル図参照＞

図面作成、施工上の留意点	図面№.
・ 受雷部システム、引き下げ導線又は接地極の位置については、小屋伏図のほか各階平面図等に記載する方法が考えられる。	27

図書の種別：二面以上の立面図

明示すべき事項

- 日本工業規格の別
- 建築物の高さが20メートルを超える部分
- 雷撃から保護される範囲
- 保護レベル
- 受雷部システムの配置
- 回転球体の半径
- 保護角の角度
- 接地極の位置

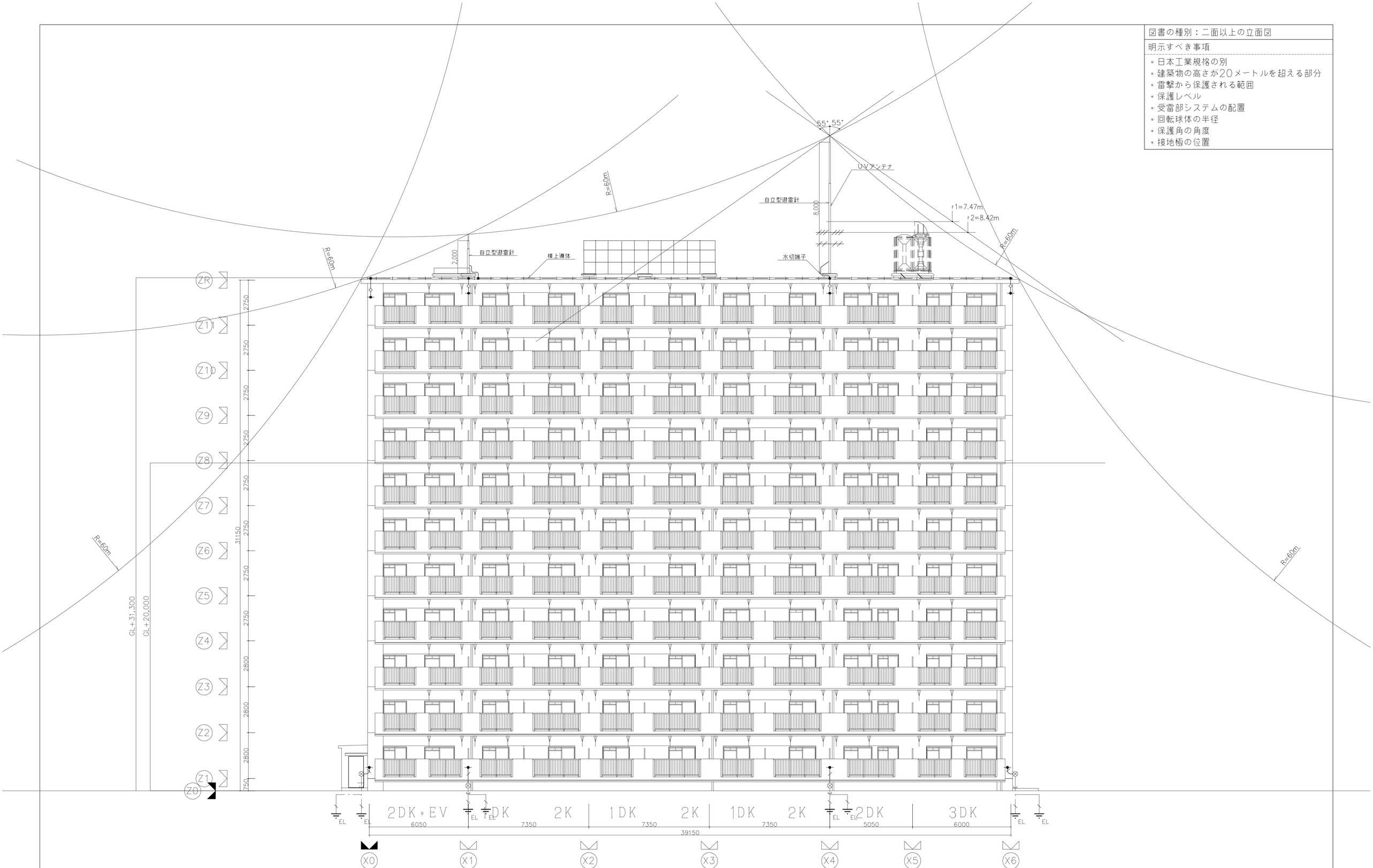

南側立面図　(S=1/100) 1/200

※保護レベルⅣ
・回転球体半径：60m
・保護角法（高さ20m以下：55度）
※ JIS A 4201：2003 による。

縮尺	避雷設備 南側立面図	
(1/100) 1/200		

図書の種別：二面以上の立面図
明示すべき事項
◦日本工業規格の別 ◦建築物の高さが20メートルを超える部分 ◦雷撃から保護される範囲 ◦保護レベル ◦受雷部システムの配置 ◦回転球体の半径 ◦保護角の角度 ◦接地極の位置

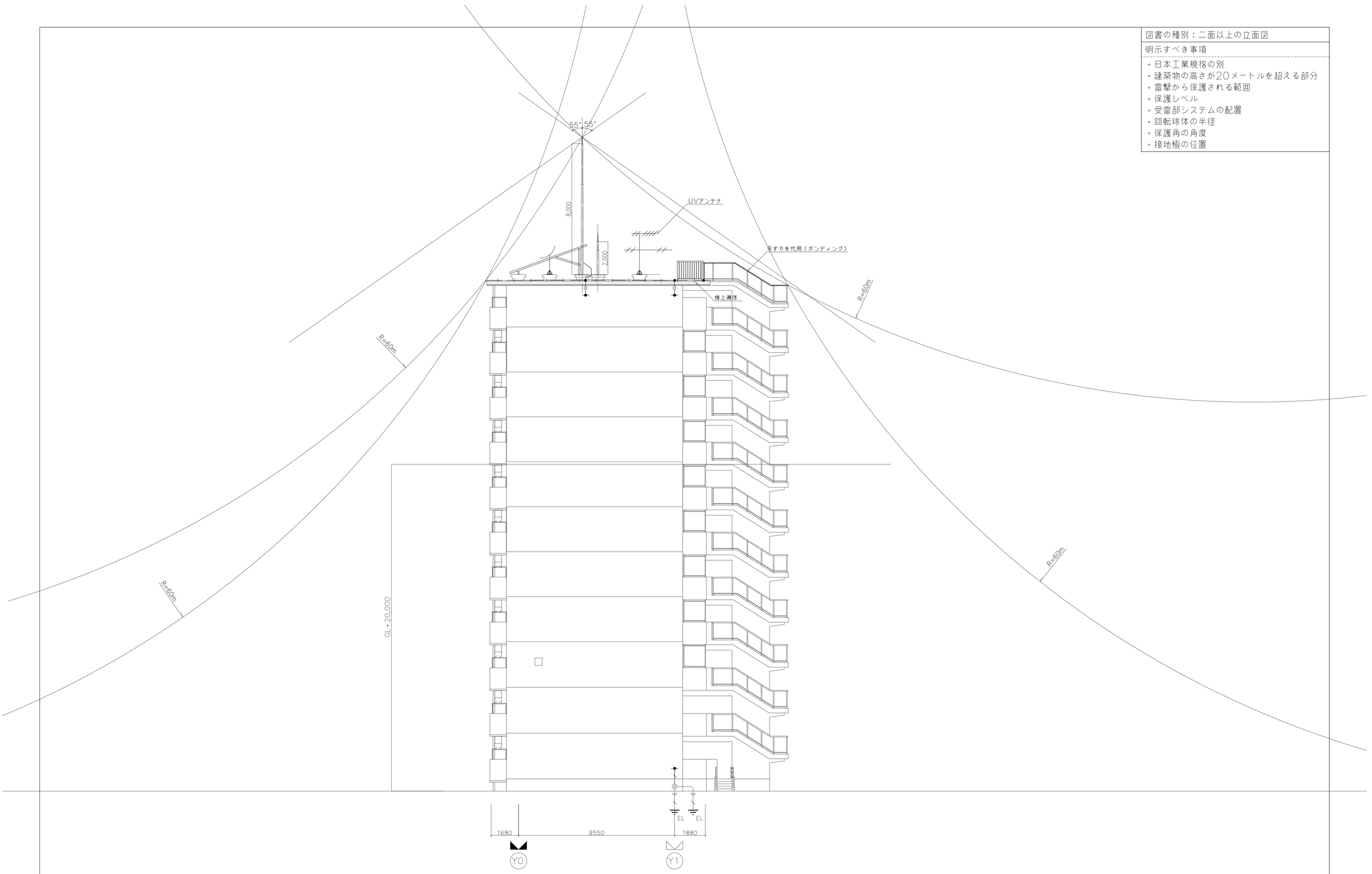

東側立面図　(S=1/100) 1/200

縮尺	避雷設備 東側立面図	
(1/100) 1/200		

図書の種別：小屋伏図

明示すべき事項

- 受雷部システムの配置
- 雷撃から保護される範囲

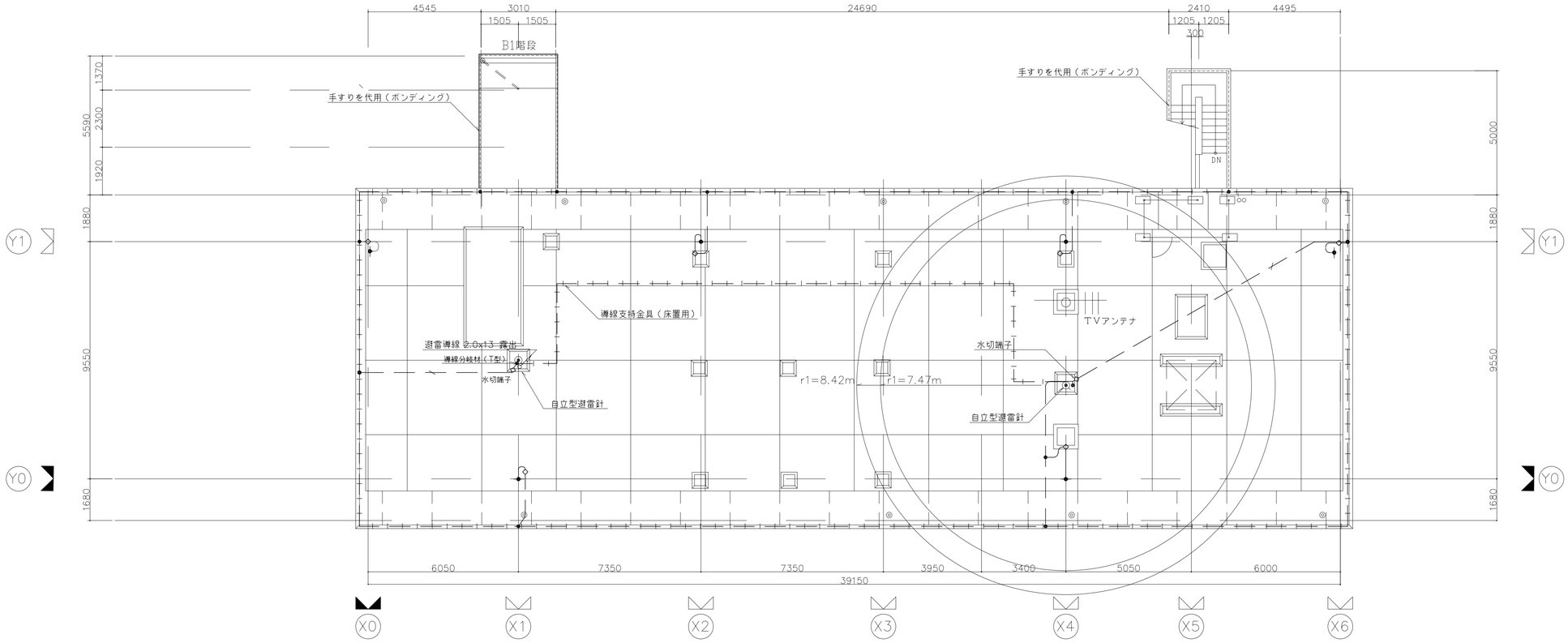

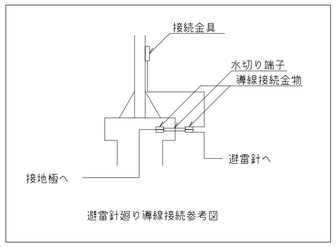

避雷針廻り導線接続参考図

※ 屋内消火栓配管用架台は接地すること。

縮尺	避雷設備 配管配線R階平面図	
(1／100) 1／200		

図書の種別：各階平面図
明示すべき事項
◦引下げ導線の位置 ◦引下げ間隔 ◦端子箱の位置 ◦接地極の位置 ◦凡例

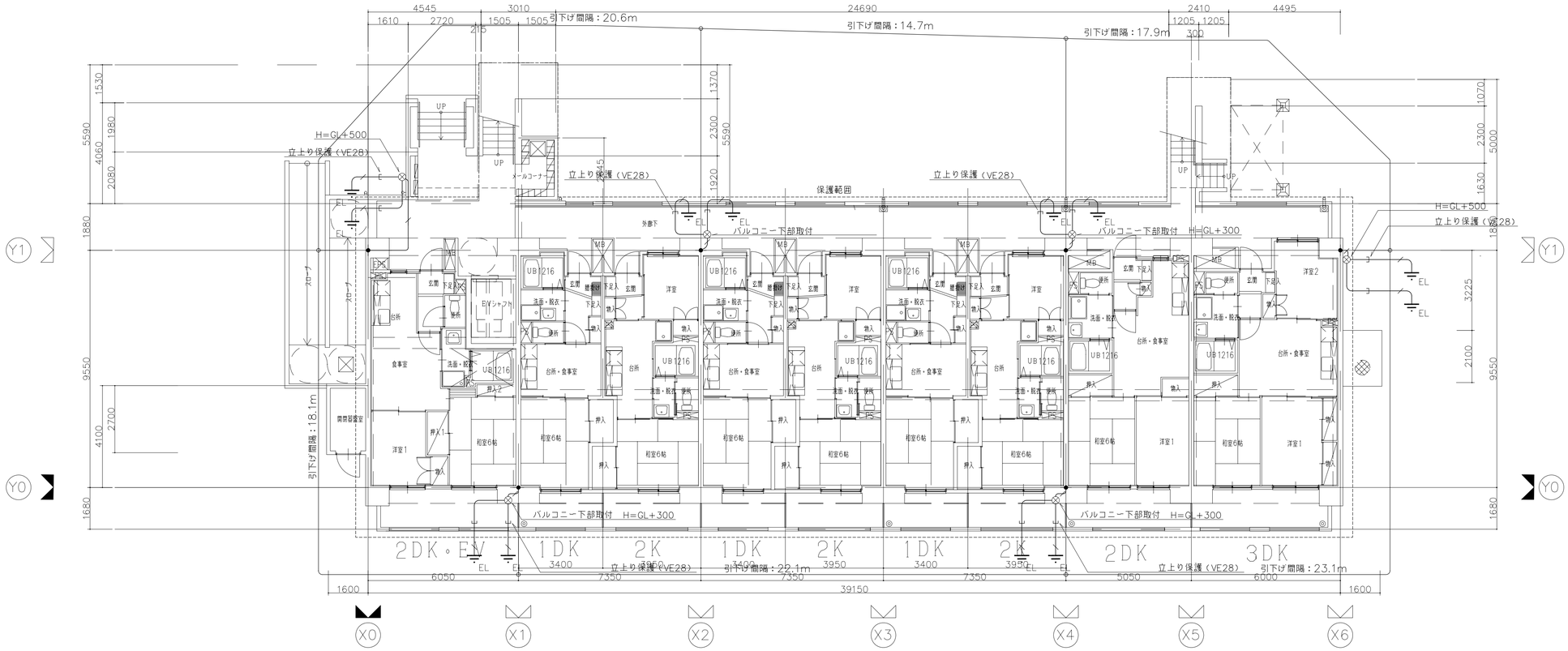

凡　例

記　号	名　　称	規　格　仕　様	備　考
EL	避雷用接地板（A型）	鋼板　900x900x1.5t	10Ω 以下
⊗	接地用端子箱	硬質塩化ビニル製	露出型
—●—	鉄筋用アース端子		
◎	避雷突針	ＪＩＳ中型	
——／——	配管配線	避雷導線 2.0x13	
——／——	配管配線	避雷導線 2.0x13（VE28） 床隠蔽	
— ／—	配管配線	避雷導線 2.0x13　　露出	
——／——	配管配線	避雷導線 2.0x13　　コンクリート隠蔽	
□	ジョイントボックス	硬質ビニル製アウトレットボックス 119x119x54	
—I—	導線支持金具	b：床置用 水平＝@1,000，垂直＝@1,500	
◇	水切端子（パラペット用）		

縮　尺	避雷設備 配管配線１階平面図	
（1／100） 1／200		

図書名：二面以上の立面図
明示すべき事項
・日本工業規格の別 ・建築物の高さが20メートルを超える部分 ・雷撃から保護される範囲 ・受雷部システムの配置 ・保護角の角度 ・接地極の位置

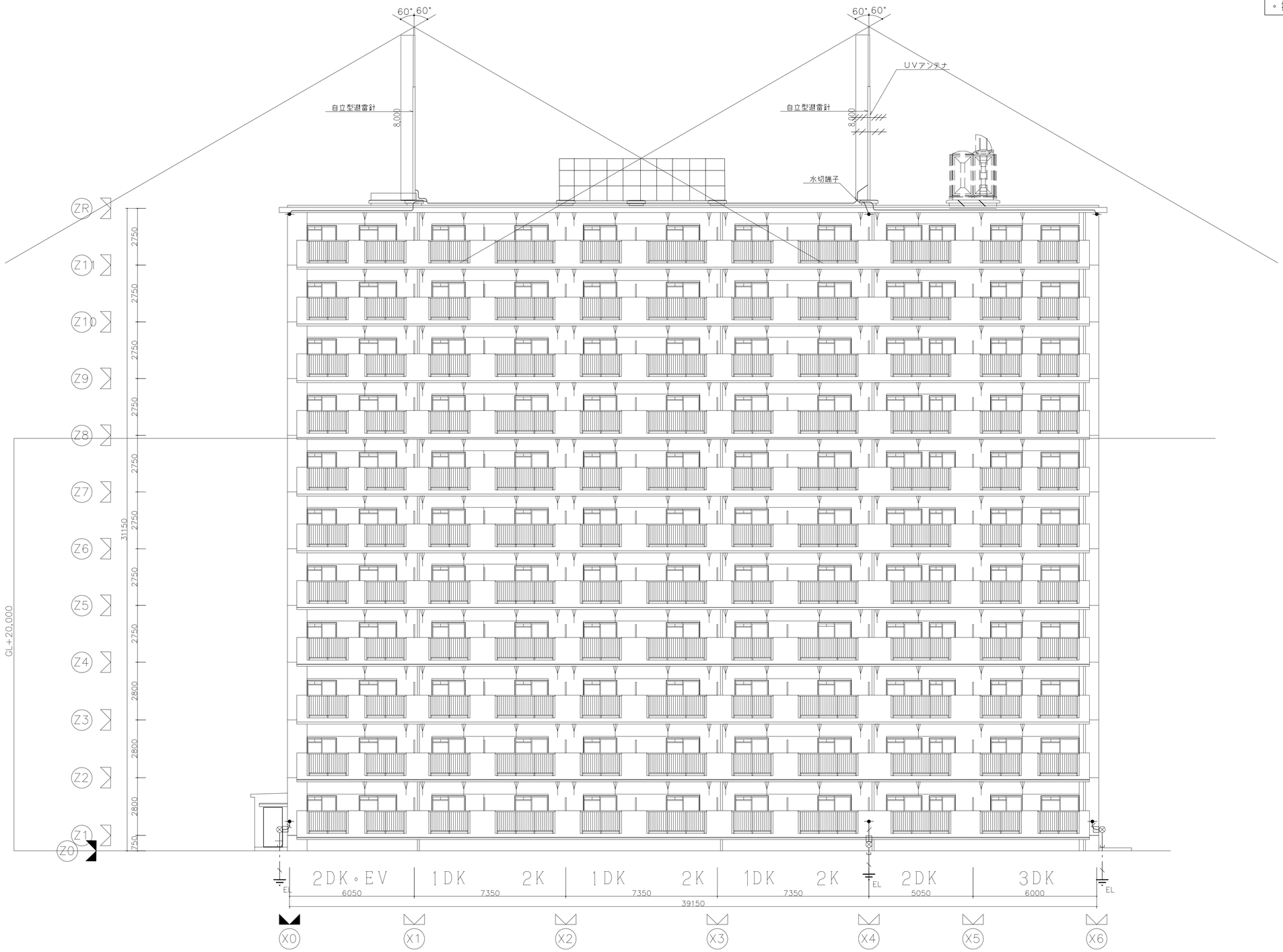

南側立面図　(S=1/100) 1/200

※ JIS A 4201 : 1992 による。

縮尺	
(1/100) 1/200	避雷設備 南側立面図

図書名：二面以上の立面図
明示すべき事項
◦日本工業規格の別 ◦建築物の高さが20メートルを超える部分 ◦雷撃から保護される範囲 ◦受雷部システムの配置 ◦保護角の角度 ◦接地極の位置

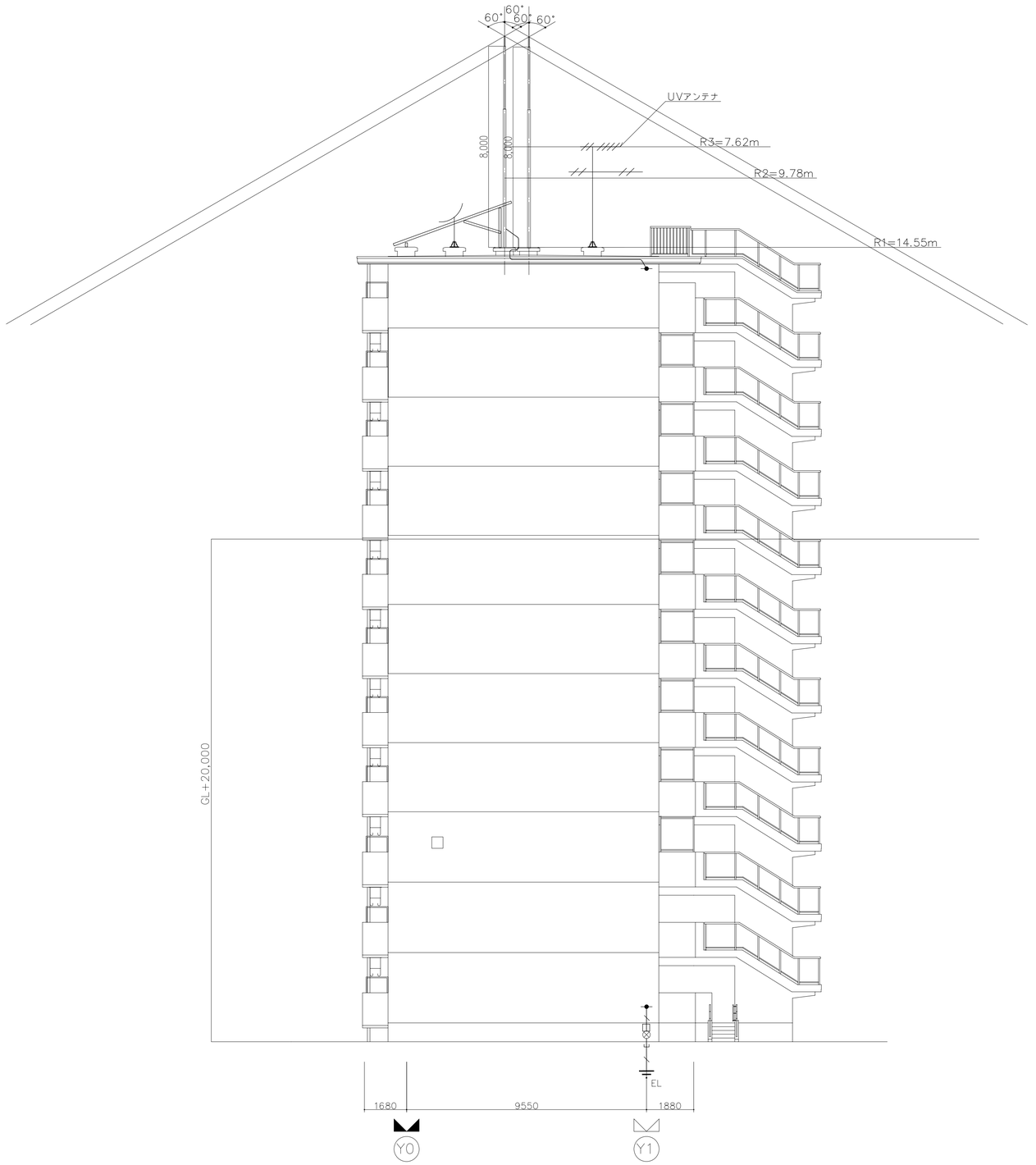

東側立面図　(S=1/100) 1/200

縮尺	避雷設備 東側立面図	
(1/100) 1/200		

図書名：小屋伏図
明示すべき事項
・受雷部システムの配置 ・雷撃から保護される範囲

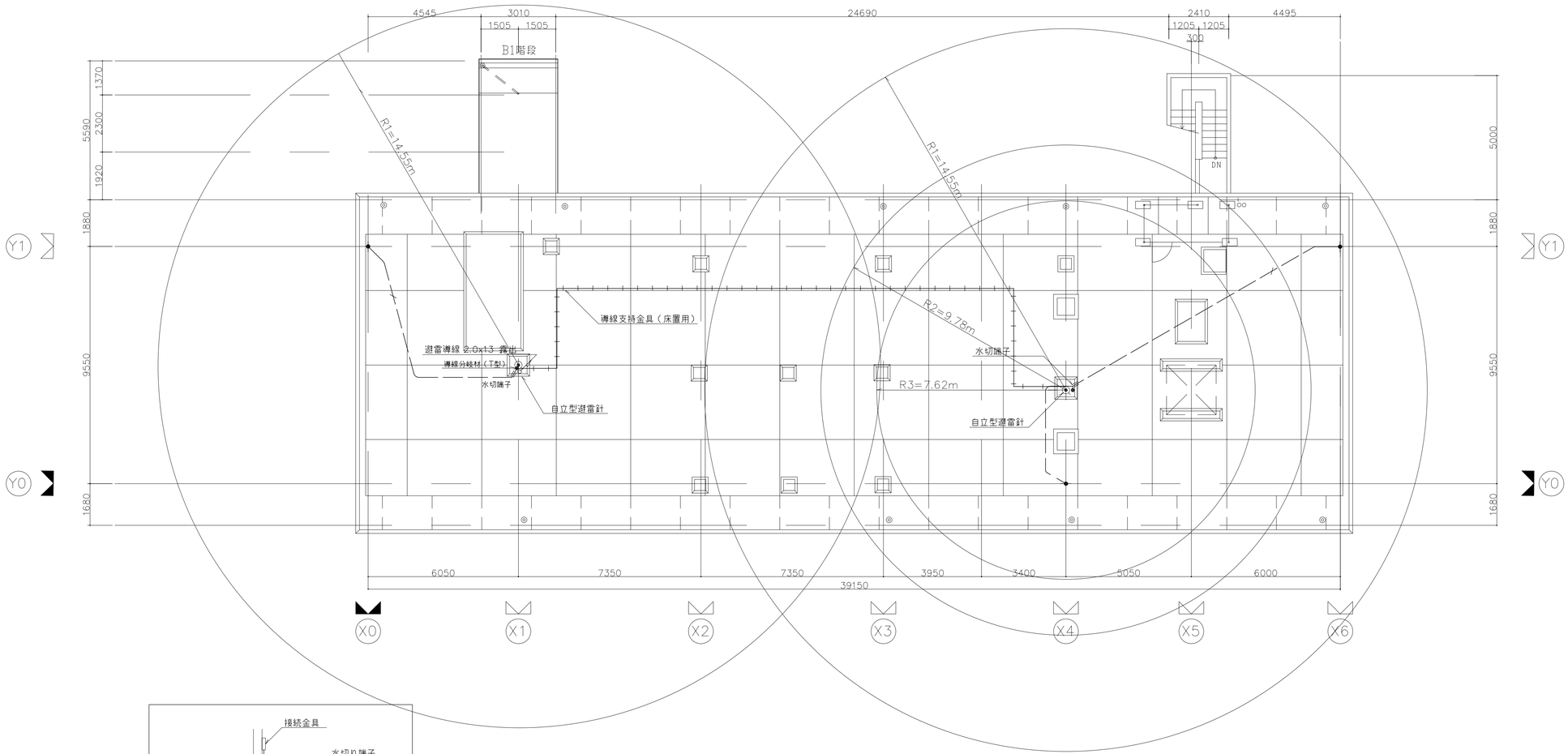

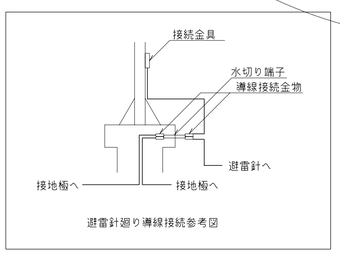

避雷針廻り導線接続参考図

※ 屋内消火栓配管用架台は接地すること。

縮　尺	避雷設備 配管配線R階平面図	
(1／100) 1／200		

図書名：各階平面図
明示すべき事項
・引下げ導線の位置 ・引下げ間隔 ・端子箱の位置 ・接地極の位置 ・凡例

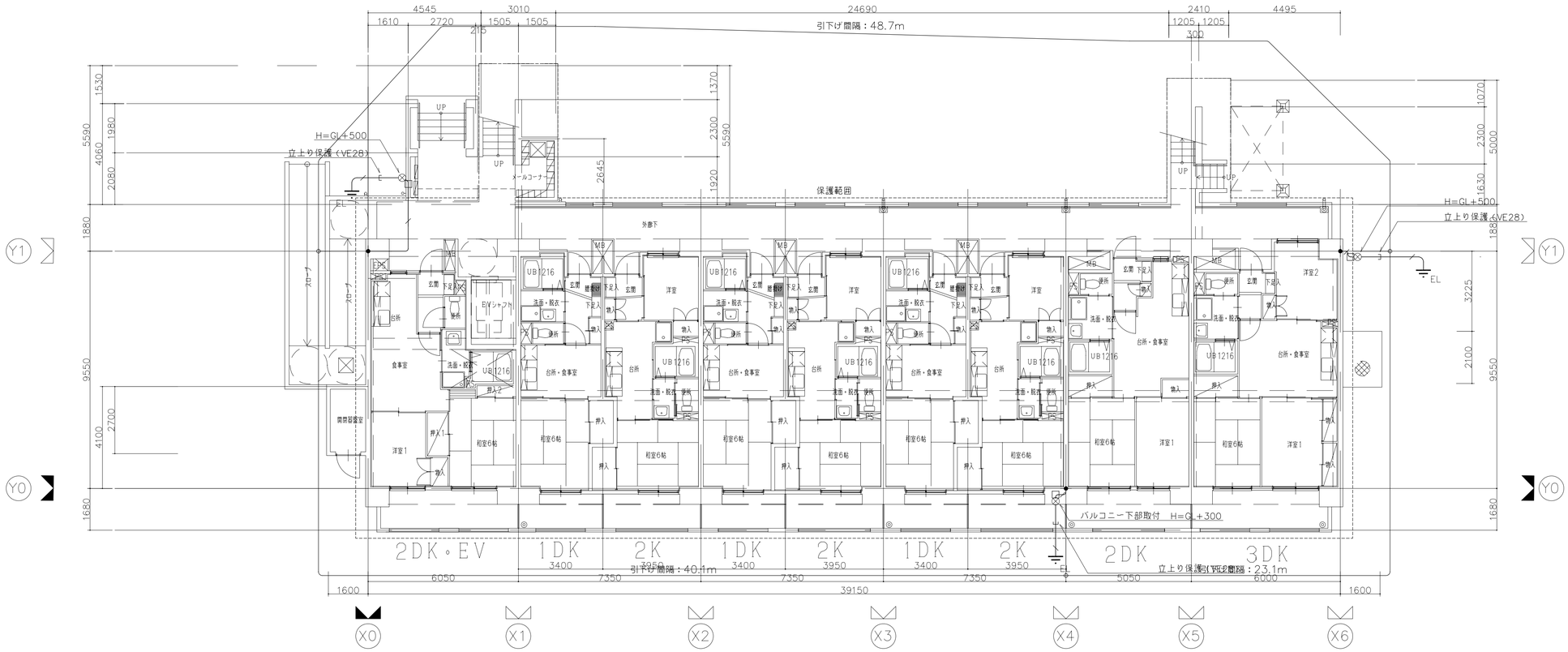

凡　例

記　号	名　　称	規　　格　　仕　　様	備　考
EL	避雷用接地極	鋼板　900x900x1.5t	10Ω 以下
⊗	接地用端子箱	硬質塩化ビニル製	露出型
⊸	鉄筋用アース端子		
◎	避雷突針	ＪＩＳ中型	
——／——	配管配線	避雷導線 2.0x13	
——／——	配管配線	避雷導線 2.0x13（VE28） 床隠蔽	
—— ／——	配管配線	避雷導線 2.0x13　　露出	
——／——	配管配線	避雷導線 2.0x13　　コンクリート隠蔽	
□	ジョイントボックス	硬質ビニル製アウトレットボックス 119x119x54	

縮　尺	避雷設備 配管配線１階平面図	
(1／100) 1／200		

図書名：避雷設備の構造詳細図
避雷設備の使用材料表

明示すべき事項

- 日本工業規格の別
- 受雷部の構造
- 接地極の構造
- 支持管の構造
- 腐食しにくい材料を用い、又は有効な又は有効な腐食防止のための措置を講じた避雷設備の部分

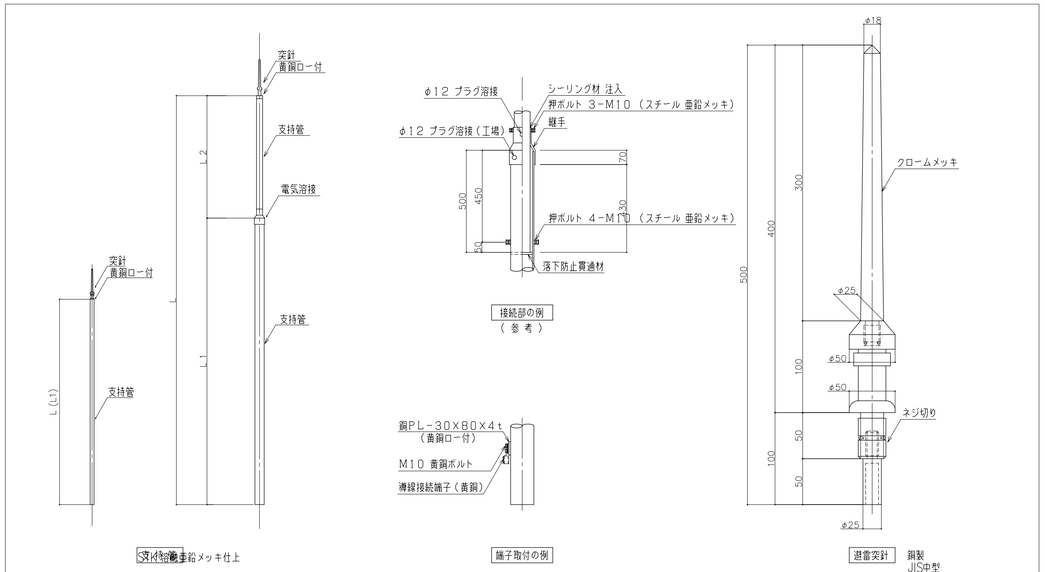

支持管 亜鉛メッキ仕上

接続部の例
（参考）

端子取付の例

避雷突針 鋼製
JIS中型
※形状・寸法は参考
突針は各メーカー仕様の脱落防止付とする。

名称	避雷突針 及び 支持管	
日付	縮尺	――

高層住宅用							
全長（m）	側壁型（参考値）				自立型（参考値）		
	規格	L1（m）	L2（m）	Lh	規格	L1（m）	L2（m）
5	1	48.6φ 3.2t 5.0m		4.0m	11	76.3φ 4.2t 5.0m	
6	2	76.3φ 4.2t 5.5m	48.6φ 3.2t 0.5m	5.0m	12	89.1φ 4.2t 5.5m	60.5φ 3.2t 0.5m
7	3	89.1φ 4.2t 5.5m	60.5φ 3.2t 1.5m	5.5m	13	101.6φ 4.2t 5.5m	76.3φ 4.2t 1.5m
8	4	89.1φ 4.2t 5.5m	60.5φ 3.2t 2.5m	6.5m	14	114.3φ 4.5t 5.5m	76.3φ 4.2t 2.5m

（注） 支持管はSTK（一般用炭素鋼鋼管 STK400以上）溶融亜鉛メッキ鋼管とする。
Lhは 側壁面よりの参考高さ（m）とする。
側壁用は、ポール取付高さ60m以下の参考値とする。
自立用は、ポール取付高さ50m以下の参考値とする。

中層住宅用			
全長（m）	側壁型（参考値）		
	規格	L1（m）	Lh
5.5	10	48.6φ 3.2t 5.5m	4.0m

（注） 支持管はSTK（一般用炭素鋼鋼管 STK400以上）溶融亜鉛メッキ鋼管とする。
Lhは 側壁面よりの参考高さ（m）とする。

名称	支持管 構成表	
日付	縮尺	――

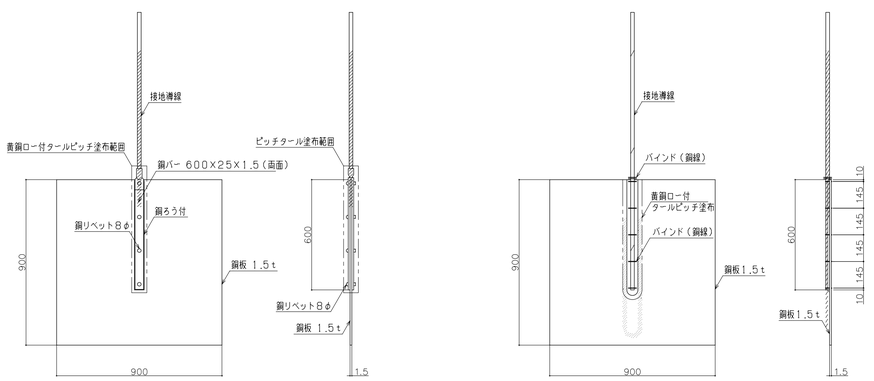

※ 導線のよりを戻し鋼板及び導線の接続部をあらかじめ下地処理し、これをバインド鋼板及び導線間をロー付の上タールピッチを塗布する。
※ 形状・寸法は参考

名称	接地極	
日付	縮尺	――

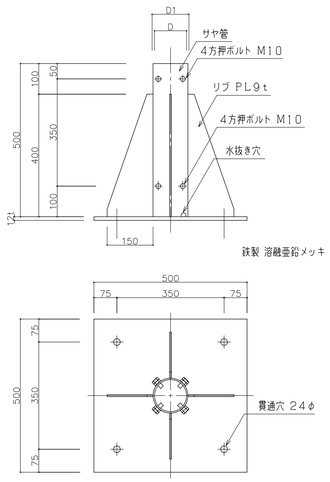

鉄製 溶融亜鉛メッキ

支持管外径	サヤ管内径 D	サヤ管外径 D1
76.2φ 76.3φ（65A）	81.1φ	89.1φ
88.9φ 89.1φ（80A）	93.2φ	101.6φ
101.6φ（90A）	105.3φ	114.3φ
110φ 114.3φ（100A）	118φ	127φ

※ 形状・寸法は参考

名称	床用取付金物	
日付	縮尺	――

※ JIS A 4201：1992 による。

縮尺	
（―）	機器姿図（1）

図書名：避雷設備の構造詳細図
　　避雷設備の使用材料表

明示すべき事項

- 導体、接続部の構造
- 腐食しにくい材料を用い、又は有効な
  又は有効な腐食防止のための措置を講じた
  避雷設備の部分

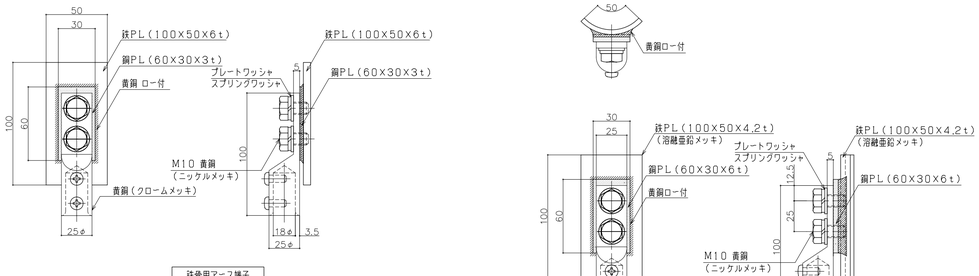

※ 形状･寸法は参考

名称	アース端子	
日付		縮尺 ―――

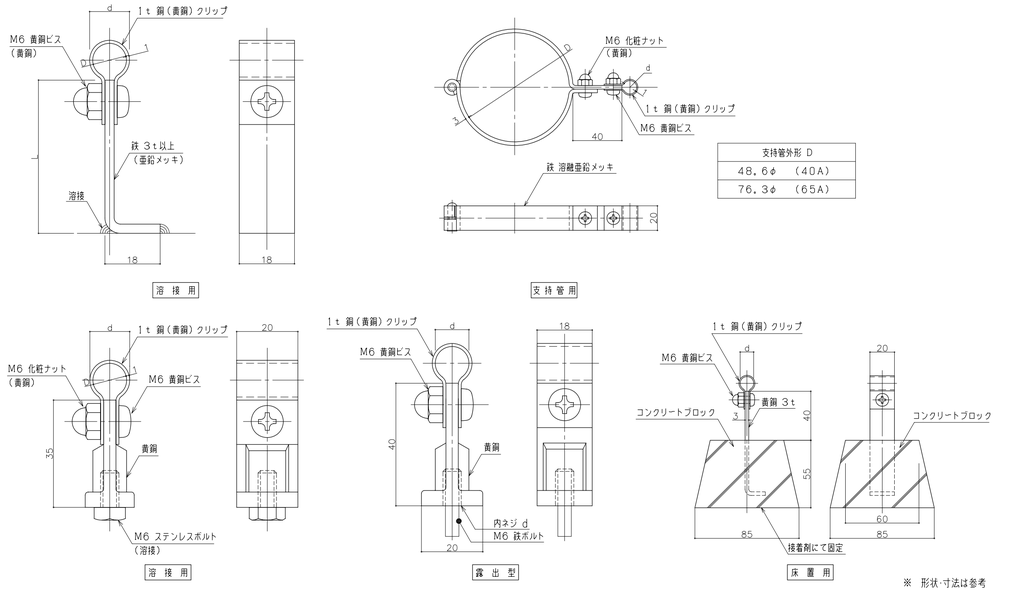

※ 形状･寸法は参考

名称	導線支持金具	
日付		縮尺 ―――

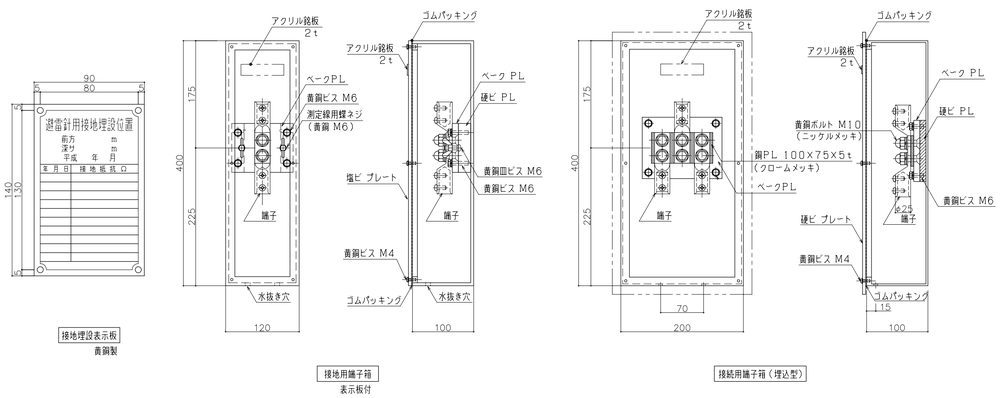

箱 寸 法	400x120x100 厚 5.0t
プレート寸法	400x120 厚 5.0t

硬質塩化ビニル製

箱 寸 法	400x200x100 厚 5.0t
プレート寸法	430x230 厚 5.0t

硬質塩化ビニル製

※ 形状･寸法は参考

名称	端子箱 －1	
日付		縮尺 ―――

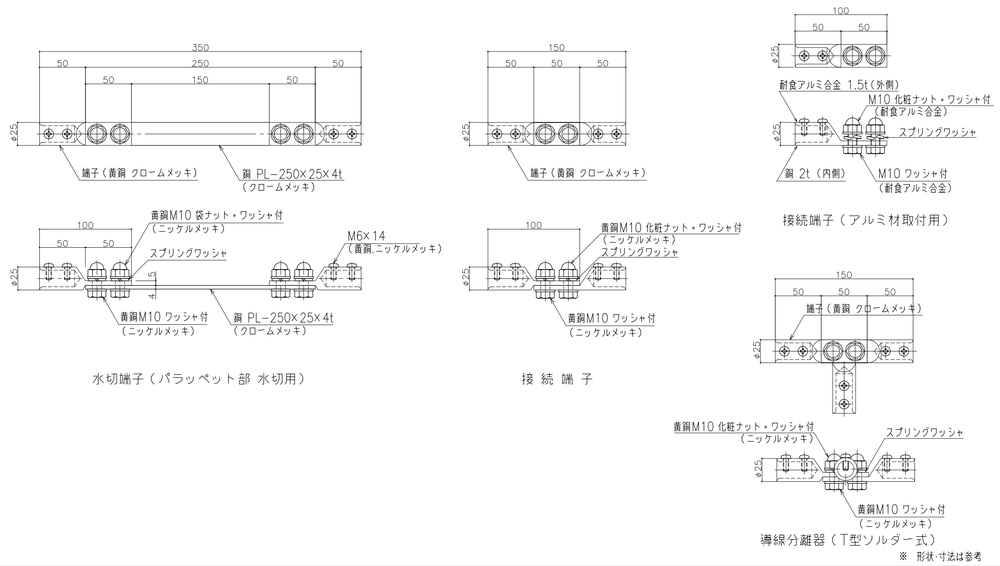

※ 形状･寸法は参考

名称	接続端子･水切端子	
日付		縮尺 ―――

縮尺	機器姿図（2）	
（－）		

確認申請における建築設備の審査時チェックリスト

発　行　日　　令和２年４月１日（初版）
改　訂　日　　令和４年４月１日（改訂版）
編　　集　　近畿建築行政会議建築設備部会